松江市文化財調査報告書　第124集

史跡出雲玉作跡
宮ノ上地区発掘調査報告書

２００９年３月

島根県　松江市教育委員会

史跡出雲玉作跡（いずもたまつくりあと）
宮ノ上（みやかみ）地区発掘調査報告書

例　　言

1．本書は、平成18年度に国庫補助を受けて、松江市教育委員会が実施した史跡出雲玉作跡宮ノ上地区の発掘調査の記録である。また、今回調査で検出した松江藩御茶屋に藩主が逗留した記録である『上御入湯日記留』の翻刻を併載した。

2．調査地は、島根県松江市玉湯町玉造495、495-1、495-2、495-3、495-4、495-5、503-1、504-1、504-2、504-4、505-2、506-3、506-10に所在する。

3．現地調査は、平成18年9月14日から平成19年1月31日まで実施した。
調査体制は以下のとおりである。

調査主体者　松江市教育委員会　教育長　福島律子
調 査 指 導　勝部智明（島根県教育庁文化財課）
蓮岡法暲（松江市文化財保護審議会委員）
勝部　昭（松江市文化財保護審議会委員）
渡辺貞幸（島根大学法文学部教授、松江市文化財保護審議会委員）
勝部　衛（松江市立出雲玉作資料館　館長）
調　査　員　松江市教育委員会　文化財課　主幹　赤澤秀則（調査担当者）
主任　松浦俊充
主任　後藤哲男
嘱託　原　英誉、小山泰生、高橋真紀子
遺物整理員　荻野哲二、小山泰生、高橋真紀子、丹羽野輝子（以上、松江市教育委員会文化財課嘱託）、中島美喜子、安達羊子、三上恭子（以上、松江市立鹿島歴史民俗資料館）

4．調査にあたっては、玉作湯神社 遠藤 融宮司、松江市立出雲玉作資料館、松江市歴史資料館整備室、松江市立鹿島歴史民俗資料館の協力をいただいた。

5．本書の編集、執筆は調査担当者が行ったが、第3章第4節は丹羽野輝子が担当した。『上御入湯日記留』、『御入湯御用御宿割帳』、『御入湯御用御宿割図』の翻刻、解題は松本美和子氏、勝部　衛氏による。

6．図中の矢印は、座標北を示す。

7．本文、図中では、SD：溝、SK：土坑、P：小土坑と略称した。

8．出土遺物、実測図および写真などの資料は、松江市教育委員会において保管している。

目　　次

第１章　調査の経緯 ……1
第２章　位置と歴史的環境 ……2
第３章　調査の概要 ……4
　第１節　宮ノ上地区調査の概要 ……4
　第２節　南半部の調査 ……6
　第３節　北半部の調査……16
　第４節　玉作関係遺物……24
第４章　総括……27
第５章　上御入湯日記留ほか　縦書き
　凡例 ……縦書き1
　解題 ……縦書き2
　上御入湯日記留 ……縦書き4
　御入湯御用御宿割帳……縦書き25
　御入湯御用御宿割図……縦書き32

挿図目次

図１　松江市位置図 ……1
図２　伝堀尾忠氏宝篋印塔 ……2
図３　史跡出雲玉作跡と周辺の遺跡 ……3
図４　調査地周辺図 ……4
図５　調査区全体図 ……5
図６　T1、13、18調査区周辺平・断面図 ……7
図７　T1赤化土坑実測図 ……7
図８　T1出土遺物実測図 ……8
図９　T2調査区土層図 ……8
図10　T2、T7、T15調査区平面図 ……9
図11　T2調査区南壁土層図 ……10
図12　T5調査区平面図 ……10
図13　T2周辺調査区出土遺物実測図 ……11
図14　T3調査区周辺礎石抜取り痕実測図 ……12
図15　T3調査区土層図 ……12
図16　T3、10、11、T14調査区周辺平面図 ……13
図17　T3埋甕図 ……14
図18　T3、10、11出土遺物実測図 ……14
図19　T4平・断面図 ……15
図20　T4 SK01加工痕拓影 ……15
図21　T6平・立面図 ……17
図22　手水鉢実測図……17
図23　T16実測図 ……19
図24　T12実測図 ……20
図25　T6、11、10、8、9土層図 ……21
図26　T8平・断面図 ……22
図27　T9平面図 ……22
図28　T19平・断面図 ……23
図29　玉作関係遺物（1） ……25
図30　玉作関係遺物（2） ……26
図31　石塁状遺構模式図……27
図32　周辺調査成果図……28
図33　御茶屋建物異同図……28
図34　御茶屋建物復元図……29

図版目次

図版１　史跡出雲玉作跡遠景
　調査地北半全景
図版２　浴室全景（西から）
　浴室全景（南から）
図版３　浴室内土層堆積状況
　浴室と御茶屋礎石群
　浴室南東隅溜枡状遺構
図版４　浴室階段
　浴室西辺排水枡
　浴室北辺排水口
図版５　御茶屋石垣（東から）
　御茶屋石垣（北から）
図版６　庭園池全景（西から）
　池石積み状況
図版７　T3、T6池排水構造
　T4 SK01
図版８　T10敷地造成地業
　T11敷地造成地業
図版９　T3礎石据付状況
　T3礎石据付状況
　T3礎石抜取り状況
図版10　T3埋甕検出状況
　縁側礎石検出状況
　縁側礎石検出状況
図版11　T14茶臼出土状況
　T3池暗渠検出状況
　T3脇手水鉢
図版12　T2近世石積み検出状況（北から）
　T8近世・近代泉源検出状況
　（北西から）
図版13　T8近世・近代泉源１
　T8近世・近代泉源１吐出口
　T8近世・近代泉源２
図版14　T1屋敷境近世石列（北東から）
　T13全景（南東から）
図版15　T13玉未製品出土状況
　T15全景（北東から）
図版16　T5堀上げ状況（北から）
　T9堀上げ状況（南から）
図版17　出土近世遺物
　出土玉製品・未製品など
図版18　出土碧玉剥片
　出土メノウ・水晶剥片
図版19　T2石材検出状況
　T2甕検出状況
　T16浴室作業風景
図版20　T4 SK01内部
　T4 SK01底部
　T12
図版21　T5須恵器検出状況
　T19
　中学生現地見学
図版22　調査指導者会
　現地説明会
　埋め戻し作業
図版23　T2出土甕
　T3出土埋甕
　T14出土茶臼
図版24　出土土師器・土師
　質土器
　出土須恵器・陶器

第１章　調査の経緯

史跡出雲玉作跡は、大正11年10月12日にわが国初の生産遺跡として史跡の指定を受けた。史跡は3個所からなり、それぞれの代表的な字名などを冠して北から宮垣地区、宮ノ上地区、玉ノ宮地区と呼ばれている。

宮垣地区は昭和40～43年度にかけて公有地化が行われ、昭和44年、46年に3次にわたる発掘調査が行われた。この結果を元に昭和46～48年度にかけて史跡公園として整備され、あわせて出雲玉作資料館がその出土品を展示するなどの公開活動を昭和52年から行って現在に至っている。また、同年には宮垣地区発掘資料一括が重要文化財の指定を受けている。

その後、宮垣地区に隣接する蛇喰遺跡でも、平成5年度から9年度にかけての調査で、奈良・平安時代の平玉を中心とする玉作りのほか、「白田」、「由」、「林」などのヘラ描き土器多数も出土しており、遺跡の範囲はさらに広がっていることが確認された。

宮ノ上地区では、昭和58、59年度に玉湯町教育委員会によって今後の保存・管理上の資料を得る目的で発掘調査が行われ、玉作湯神社西南一帯で弥生時代終末から古墳時代初頭に玉作りが行われた後、古墳時代後期に内容を異にする玉生産が再開されることが確認されるなど、貴重な成果が挙がり、これに基づいた保存管理計画が昭和61年度に策定された。

また、昭和61年度にも宮ノ上地点南半でも調査が行われており、古墳時代前期の住居跡や後期の溝なども検出されている。

この後、宮ノ上地区の指定範囲が、昭和62年11月16日および平成16年10月18日に追加指定を受けて拡大したことにともない、新たに公有地化した部分を含めた史跡出雲玉作跡宮ノ上地区での整備計画を策定するうえで、基礎資料を得ることを目的に平成18年度において遺跡の確認調査を行うところとなった（調査面積355㎡）。

現地調査は、平成18年9月14日から平成19年1月31日まで実施した。この調査によって、この範囲内に古墳時代から古代までの遺物包含層を確認する一方、松江藩主の別荘御茶屋跡の礎石、庭園跡およびそれに付属する浴室遺構を検出したため、11月30日に調査指導者会を開催し、12月14日に記者公開を、12月16日に一般を対象の現地説明会を開催し、約90人の参加があった。

また、この調査成果などをもとに出雲玉作資料館では、平成19年10月30日から11月25日まで、秋季企画展「松江藩主と御茶屋」が開催された。

今回の調査結果も含め、新たに宮ノ上地区の整備計画の策定が平成19年度から開始されている。

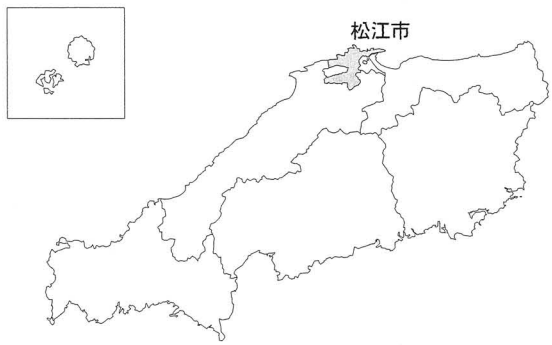

図１　松江市位置図

第２章　位置と歴史的環境

位　置　宍道湖の南岸は、山が迫り、長さ10㎞前後の多数の小河川が、狭い谷を形成しながら北流し、湖に注いでいる。河口にはわずかな沖積地が広がる。湖岸線に平行した約3㎞の間は主に新第三世中新世の火山岩や堆積岩からなるが、それから南側は、中国山地奥深くまで続く花崗岩地帯である。

玉湯川もそうした小河川の一つで、南隣の雲南市境に源を発し、約12㎞を流れ下って宍道湖に注いでいる。宍道湖南岸では大き目の沖積平野が河口に形成されている。史跡出雲玉作跡宮ノ上地区は、玉造温泉街を過ぎ、河口から2.5㎞さかのぼった東岸の丘陵裾に位置する。史跡出雲玉作跡3個所のうち中央に位置する。遺跡は玉湯川と田中川の合流する河岸段丘上にあり、指定面積は10,245.97㎡である。尾根の標高は、約30m～50m、丘陵裾の段丘の標高は19m～25mを測る。段丘一帯は砂岩の岩盤ないし岩盤上に堆積した粘質土、砂質土を基礎としている。

歴史的環境　玉湯川流域は、玉材産出地花仙山の西麓にある。東麓の忌部地区とともに出雲で最も玉作り遺跡が集中している地域である。温泉街を中心とした玉造地区に多いが、西側の林村地区、花仙山北側の布志名地区にも確認されている。上流の大谷地区にも存在し、総数は20個所を超える。玉作りは弥生時代終末期に始まり、古墳時代に最盛期を迎え、平安時代まで続く。

出雲玉作跡宮垣地区の調査は玉湯川流域で最初の発掘で、1969年と71年度の3次の調査で、約30棟の玉作り工房跡や数万点の玉作り関係資料が検出され、古墳時代前期から平安時代にかけての玉作りが確認された。

83年、84年の出雲玉作跡宮ノ上地区の調査では、管玉未製品など玉類とともに多量の土器が検出された。弥生時代終末～古墳時代初頭に当たり、花仙山周辺では最古の玉作り遺跡である。

布志名狐廻遺跡は、採集品から6世紀後半代にメノウ製勾玉を主とする玉作り遺跡で、同じ布志名地区では87年度に大角山遺跡で工房を伴う古墳時代中頃の玉作り遺跡が調査されている。

玉湯川流域には古墳も多数分布し、総数約60基が知られている。これらは、中・下流域の玉造、湯町の両地区に集中する。玉造地区では2～8基を単位とした径10m前後の小円墳群が、玉作り遺跡を取り囲む丘陵上に分布する。古式の舟形石棺を内部主体とする徳連場古墳や築山古墳は中期的な様相を備え、現状ではこの地区で最も古い。その後、後期の特徴をもつ青木原、金屋廻、花立、高尾などの古墳群が築造されている。花立第5号墳には玉造5例目の舟形石棺があった。横穴墓も数個所に存在し、寄せ棟平入りのものが多い。特に史跡の岩屋寺跡横穴群は山陰でも最も精美な例のひとつである。

わずかな沖積地の広がる湯町付近には玉作りの遺跡はなく、古墳の築造数も少ない。しかし、規模の比較的大きな古墳が、小平野を見下ろす丘陵縁辺部に独立して築かれる。玉湯川左岸の報恩寺古墳群第4号古墳や扇廻古墳はいずれも前方後円墳で流域最大の全長50mを測る。中期のものか。また径約30mの最大の円墳、極楽寺古墳も隣接する。右岸には円墳第2位の径約18mの小丸山古墳が築かれる。

玉湯川流域の中・下流では、前方後円墳を含め、円墳系の古墳が大部分を占める。方墳と考えられるのは烏場古墳群の2基のみである。玉湯川流域の古墳の規模や築造数は、狭小な地域の農業生産力に不相応で、玉作りと深くかかわるものであろう。

古墳時代後期には、後の『出雲国風土記』にいう意宇郡拝志郷に首長墓の系譜は移るようで、林43号墳や頼清寺裏山古墳など、小形の割石を積み上げた横穴式石室が出雲地方でもいち早く導入される。また、後期の出雲地方東部特有の石室である石棺式石室をもつ林8号墳も作られ、東部出雲でも相応の位置を占めていたことがわかる。

奈良時代には玉湯川流域は、花仙山周辺の玉作り遺跡群を形成する忌部川流域とともに忌部神戸に設定される。これは前代までの玉生産と密接な関連をもつものであろう。出雲玉作跡宮垣地区に隣接する蛇喰遺跡では、奈良～平安時代の平玉を生産し、ヘラ描き土器が多く出土し、注目される。

中世には佐々木氏、後の湯氏の支配下になり、玉造要害山城など山城も多く作られている。

近世初頭のものとしては、湯町の報恩寺に堀尾忠氏のものと伝えられる大形の来待石製の宝篋印塔などが残る。

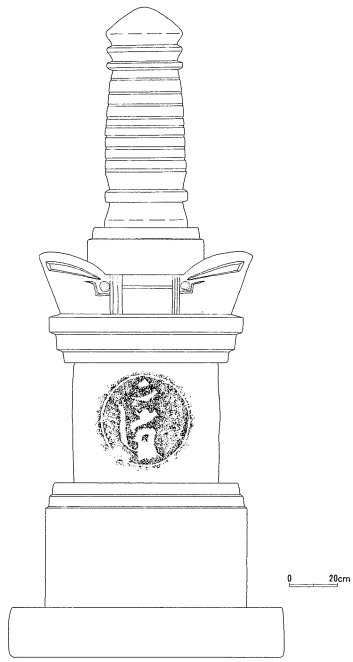

図２　伝堀尾忠氏宝篋印塔

1．史跡出雲玉作跡　宮ノ上地区
2．史跡出雲玉作跡　玉ノ宮地区
3．史跡出雲玉作跡　宮垣地区
4．記加羅志神社跡古墳
5．蛇喰遺跡
6．小丸山古墳
7．玉造要害山城
8．伝湯家継墓
9．高支城
10．高畦谷タタラ跡
11．大連塚古墳
12．古宝古墳
13．大野田遺跡
14．布志名大谷Ⅰ遺跡
15．布志名大谷Ⅲ遺跡
16．布志名城山
17．大堤Ⅱ遺跡
18．布田玉作跡
19．岩屋口玉作跡
20．永丁部玉作跡
21．狐廻玉作跡
22．面白谷遺跡
23．雨ヶ池採掘坑
24．馬谷採掘坑
25．横屋堀採掘坑
26．久良廻採掘坑
27．向新宮玉作跡
28．徳連場古墳・烏場古墳
29．扇廻古墳
30．極楽寺古墳
31．報恩寺古墳群
32．岩屋寺跡横穴群
33．玉造築山古墳
34．花立古墳群
35．松之前廃寺

図３　史跡出雲玉作跡と周辺の遺跡（１／25000）

第３章　調査の概要

第１節　宮ノ上地区調査の概要

史跡出雲玉作跡宮ノ上地区は、宮垣地区、玉の宮地区と並んで、1922（大正11）年、出雲玉作跡として史跡に指定されており、1983、84（昭和58、59）年度には玉湯町教育委員会によって確認調査が行われ、その成果は1984年の『史跡出雲玉作跡-宮ノ上地区－第1次発掘調査概報－』と1985年の『史跡出雲玉作跡-宮ノ上地区－第2次発掘調査概報－』で報告され、1985（昭和60）年度には『出雲玉作跡 保存管理計画策定報告書Ⅰ－宮垣地区・宮ノ上地区－』として保存管理計画がまとめられている。

その後、1986（昭和61）年度にも指定地内での緊急確認調査が行われている。

こののち、新たに1987（昭和62）年11月16日、2004（平成16）年10月18日に追加指定を受けて北側に指定地が拡大された。この追加指定を受けた部分では、江戸時代松江藩主の逗留所である御茶屋が存在した場所として知られていた。今回の調査地とした拡大された指定地内も含め、宮ノ上地区での整備計画を策定する資料を得る目的で、2006（平成18）年度において、今回報告の確認調査を行うこととなった。

今回対象とした調査地では南端で古墳時代前期から奈良・平安時代にかけての土坑が切り合って存在し、薄いがこの時代の包含層を検出し、玉未製品、

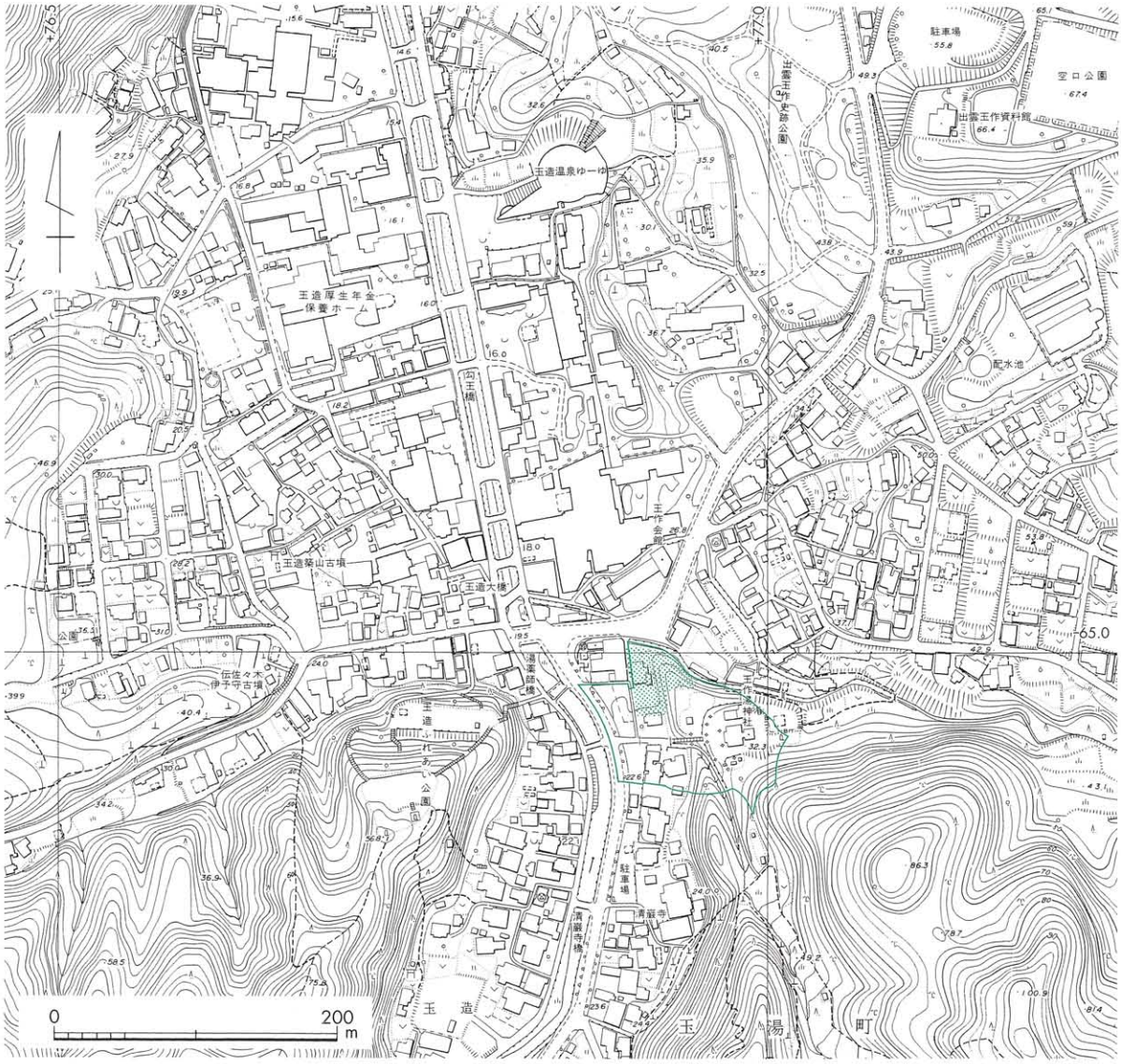

図４　調査地周辺図（１／5000　座標値は日本測地系による。アミかけが今次調査の対象範囲。実線が史跡出雲玉作跡宮ノ上地区の指定範囲）

玉原石が出土した。1983、84（昭和58、59）年度に玉湯町教育委員会によって確認されているＥ地区16層、Ｆ地区4-d層に対応する層を検出したものと考えられた。

また、今回調査地全域にわたって玉未製品、碧玉を主とする原石、剥片等が出土し（第2節参照）、玉作遺跡が追加指定部分まで広がっていることが確認された。

一方、北半では近世に松江藩主の御茶屋として大規模な用地造成がなされていることを確認するとともに、玉作湯神社前面近くまでの範囲で大規模な造成が行われている可能性があることが判明した。

今回調査対象とした追加指定部分を南半部、北半部、玉作関連遺物に分けて報告する。

図５　調査区全体図（１／300　座標値は世界測地系による）

第２節　南半部の調査

T1、T13、T18（図6）

T1では、史跡整備時の盛土である砂層下にある表土を除去した時点で、近世の石列を検出、また、やはり近世と考えられる陶磁器、瓦が散在する造成面と、さらに古い包含層が露出する面が同一面として確認された。この面の標高は21.4～21.7mである。

ここで検出した石列は主として来待石の切石で構成されており、雨落ち溝ないし屋敷境の溝と考えられ、SD01とした。溝はT13に続き、長さ約5mにわたって検出しており、幅は15～20㎝、深さ約10㎝で、石材を1段だけ並べるものである。この溝付近では、瓦片、陶磁器片などが出土し、近世のものと判断された。この面は同時に古墳時代中期から奈良・平安時代の遺物を包含する遺構面である砂層となっている。また、古墳時代前半の遺物包含層も存在することを確認している。T1南端は1984年玉湯町教委調査のET5に隣接する地点であるが、古墳時代中期の遺物が比較的多く含まれ、弥生時代終末の土器が多かったET5とは少し様相を異にする。

石列付近から南側では、溝（SD02）が瓦を含み近世の遺構であるほかは、この近世の面に古墳時代を中心とする遺物包含層が露出し、同時代から奈良・平安時代までの大小の土坑（P1～P12）、などが存在し、近世に付近の削平が行われたことを示していよう。

これらの遺構は、玉作関連の古墳時代を中心とする遺構が存在することを確認するにとどめ、掘り上げることは行わなかったが、含む遺物は取り上げた。P2が須恵器を、P7が須恵器、土師器を含むものであった。この古墳時代を中心とする包含層は、玉作りに関連する層と考えられ、玉未製品、碧玉原石、剥片などを含み、出雲玉作跡がこの付近にも存在することを確認した。ここでの出土土器には土師器高杯が多く、古手の須恵器を少量であるが検出している。

また、この面には被熱により赤化して硬化した浅い土坑があり、黄色の粘質土が詰められていた。幅80㎝、深さは10㎝余りである。検出状況からは時期は特定できないが、小鍛冶などの作業が行われていたことが推測されたが、炭化物などは検出しなかった。

この調査区南端の包含層は、1983年の玉湯町教育委員会Ｆトレンチ、1984年の同教育委員会Ｅトレンチにそれぞれ隣接しており、両トレンチの弥生時代終末の遺物包含層につながる層を検出したことになろう。

掘削が深くに及んでいる史跡指定前に存在した民家の浄化槽の抜き取り穴で観察すると、この付近では後述するT2などとは異なり、黄褐色の粘質土が基盤層となっている。

T1周辺では、文政・天保年間（1818～44年）に作成されたとされる玉湯町清厳寺蔵『御入湯御用御宿割図』（以下『宿割図』と略す）に記載のある門跡に相当すると考えられたため、これらの遺構を検出するためにT13、T18を設定、T1トレンチを拡大して調査を行ったが、門やそれに類する遺構および塀などの痕跡は検出できなかった。T18では花崗岩の石材1個を検出したが、元位置からは移動している状況であった。また、この石材には格別の加工も認められなかった。T18では勾玉未製品を含む古墳時代のＴ字となる浅い溝（SD03）を検出した。幅40㎝、深さ15㎝である。溝底のレベルからは北に向って流れるものである。この溝からは短脚3方透かしの須恵器高杯を出土しており、後期のものである。

出土遺物（図13）

ここからは古墳時代前期から中期の土師器と、古墳時代後期から奈良時代の須恵器、土師器、中世の土師質土器が出土している。また、溝状遺構（SD03）からは勾玉未製品（図29-2）を検出した。

1は、複合口縁の壷形土器で、古墳時代中期が近い退化した口縁部を有する。**2**も同様の壷で、頸部にハケメ原体を刺突した文様を施す。**3**、**4**は単純口縁のいわゆる布留甕で、古墳時代前半に位置づけられる。**5**は小形丸底壷の退化したものか。暗褐色を呈する。**6**は鼓形器台の下台部である。**7**～**17**は土師器高杯である。いずれも大きく深い杯部をもつ。比較的薄手に仕上げられる脚部の**11**、**12**、**15**は高杯の中では古い要素をもち、厚手のものが後出的な様相を示す。**18**は低脚の椀形の杯部が接合するものであろう。**19**、**20**は低脚杯の脚部か。**21**は土錘であろう。約2/3が残存し、現状で重量15.5gである。**22**～**28**は須恵器である。**22**は高杯脚部、**23**は椀、**24**は壷などの口縁部であろうか。**25**～**27**は小壷で、**25**は口縁部に緩い段があり、あるいは複合口縁を意識したものかもしれない。口縁外面に雑な波状文がある。**27**は肩部に沈線があり、甕かと考えられる。下半は手持ちのヘラケズリがなされている。**28**は輪状つまみをもつ蓋である。**29**、**30**は回転糸切りの底部をもつ土師質土器で、中世のものである。

玉湯町教委1985年調査のＥ地区T5トレンチに隣接するが、今回のこれらトレンチの遺物の方が若干新しい様相を示す。

図６　T1、13、18調査区周辺平・断面図（１／60）

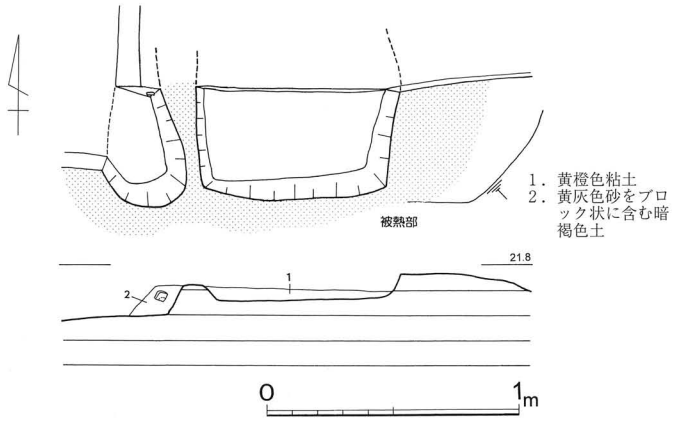

図７　T1赤化土坑実測図（１／30）

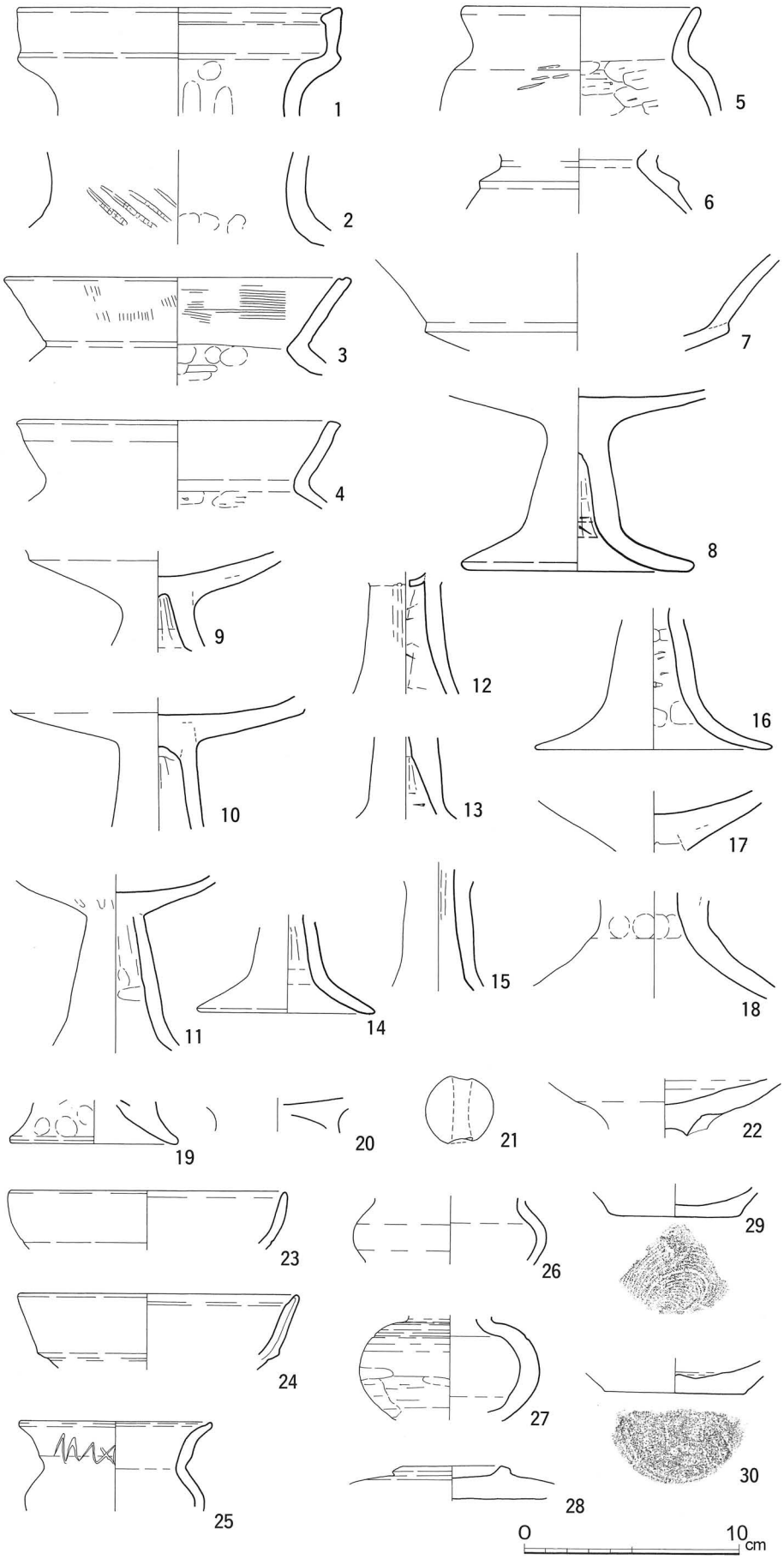

図８　T1出土遺物実測図

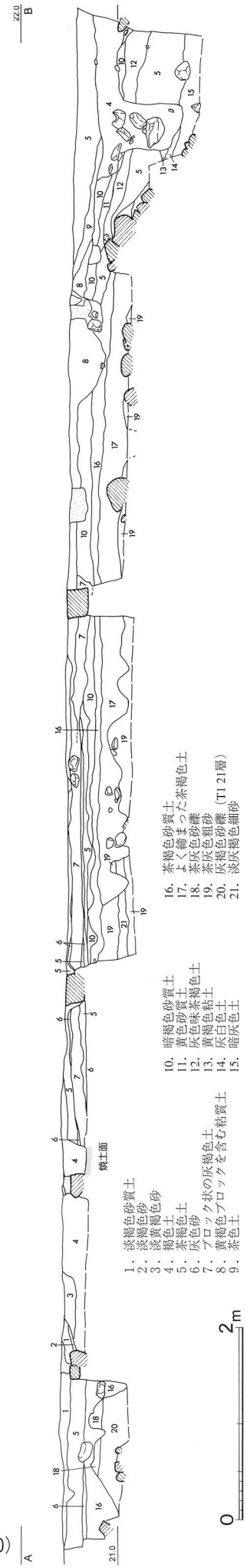

図９　T2調査区土層図（１／60）

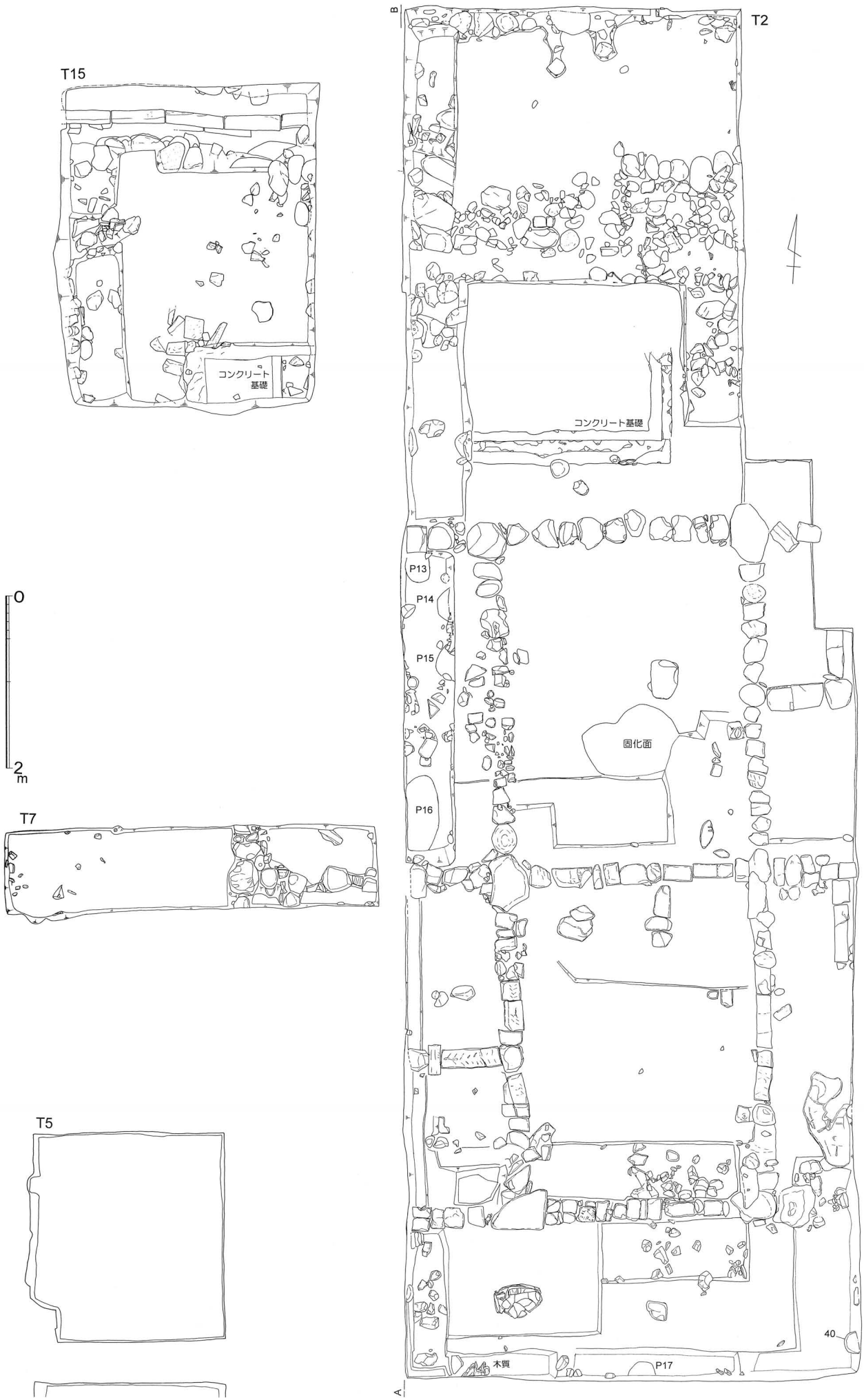

図10　T2、T7、T15調査区平面図（1／60）

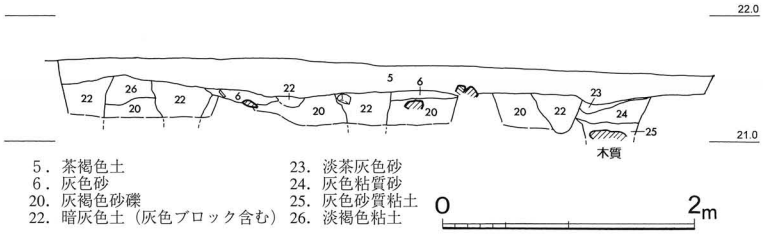

図11　T2調査区南壁土層図（1／60）

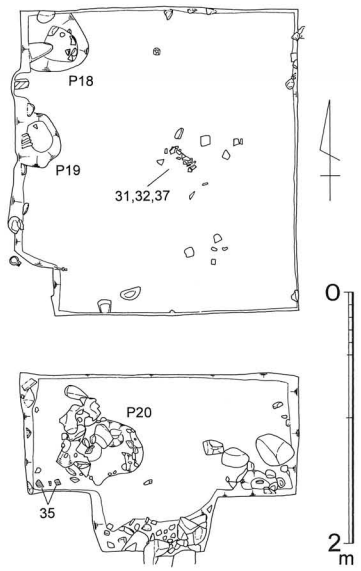

図12　T5調査区平面図（1／60）

T2、T5、T7、T15（図9、10、12）

T2では近代の建物礎石を検出したが、基本的に近年まであった民家の礎石である。礎石の間にはコンクリートが使われている。しかし、これらの礎石は近世の松江藩御茶屋の付帯施設の礎石を転用している可能性が考えられたため、サブトレンチを設定して下部の状況を確認した。この建物の床面には土間として利用された時期もあったものか、非常に固く締まった面を一部で検出している。

T2内、北側では近年まで存在したアパート跡地で、これのコンクリート基礎を外して下部を確認したところ、石垣状の東西に延びる石列を検出した。この石列の裏面に相当する第17層から、17世紀前半の肥前系の陶器皿（胎土目）が出土しており、この石列の時代が近世初頭に遡ることが推定される。石列の上面の標高は21.2mで、北に向って降り、地表下地表下1.2m、石列頂部からの深さは1m以上あることを確認している。石列は石垣というほどには密な積み方ではないが、石材を重ねながら緩やかに降っている。T2調査区と北側直下に位置するT8調査区の間に1m余りの直立するコンクリート擁壁があって、安全面から調査できなかったが、この石列の下部には後に近代まで泉源として利用される泉源の近世初頭の何らかの施設が存在する可能性が考えられた。

『宿割図』によれば、このT2付近に「小湯」をもつ建物が存在するはずであったが、こうした施設は検出できなかった。しかし、白色砂による堅緻な整地層を認めており、近代以降の建物の複数回の建替えによって礎石等による明瞭な遺構は認められなかったものの、何らかの施設が存在したものと考えられる。

一方、調査区南東付近では大形の石材に穿孔した台石状のものが2基検出されている。近代建物礎石がこれに一部載っており、近代建物以前に設置されたものと考えられる。このうちの南側の1基は小形の根石を下に詰めており、意図的に据えられたものであった。

T2下層には奈良・平安時代の遺物を包含する砂層があり、複数の土坑（P13～P17）をサブトレンチ断面、底面で確認している。これらの遺構が掘り込まれるのは第19層の茶灰色粗砂層で、玉湯川の河岸段丘として堆積した層と考えられ、これがこの地点での基盤層である。

調査区南辺では木質が埋まっている土坑ないし溝と、大形の磨石40（図13）があることを確認した。

また、T2東側にある平坦面は玉作湯神社の所在する丘陵を削りだした岩盤を地盤とする面である。この地盤の削り出された時期は明らかではないが、T2検出の近代礎石建物と同一標高であり、近代の造成と推測される。

T15では、調査区内北端で来待石の石列を並べた石列を検出している。これはT2南北土層図にみえる第4層として掘り込まれる地表に近い付近から掘り込まれる層中に並べられたもので、近代に属するものであろう。屋敷地の境の石材であろう。T2、T8境に直立するコンクリート擁壁が、この石列を近代になって境界として作り直したものであろう。この来待石石材のすぐ南には一抱え程度の石材が積まれているものを検出しており、石材の大きさや積み方からT2検出の石垣状の石列の続きを検出したものと考えられる。

T5は地籍図上、「鉱泉地」とされる位置に調査区を設定した。調査区南西隅で石材が集積していることを確認した（P20）が、明らかな鉱泉地としての遺構は検出できなかった。

ここでは表土直下すぐに基盤層である茶灰色粗砂層があらわれ、この層上面に古墳時代後期の須恵器が廃棄された状態で出土した。目立った遺構はないが、西側で浅い掘り込み（P18、19）を検出しており、御茶屋の塀などに伴う掘り方の可能性があった。

須恵器の出土状態からは、本来あった堆積層がこの須恵器が散布する基盤層直上まで削平されたようで、旧地形ではT1周辺も含め、この付近も微高地

が続いていたものが、近世段階に削平されたものと考えられた。この削平面はT1の近世面と同じ21.5m前後にあり、近世において大規模に用地を造成しているものと考えられる。1983年調査のF地区の弥生時代終末の包含層上面も水平に近いうえ、その標高もほぼ21.5mと等しく、削平は玉作湯神社前面近くまで及ぶ大規模なものであった可能性がある。

T7では、T2検出の近年までの建物礎石の続きを検出している。ここでもT5と同様に、表土直下は基盤層である茶灰色粗砂層であり、近世の削平面である。

出土遺物（図13）　**39**～**44**がT2、**31**～**38**がT5出土の遺物である。

T2北側で検出した石垣状の石列に関連すると考えられる第17層から胎土目をもつ肥前陶器皿**41**、初期伊万里皿**42**が出土しており、この石列が近世初頭に作られたことを示す遺物と考えられる。

また、このトレンチ上層からは青磁香炉**43**、肥前

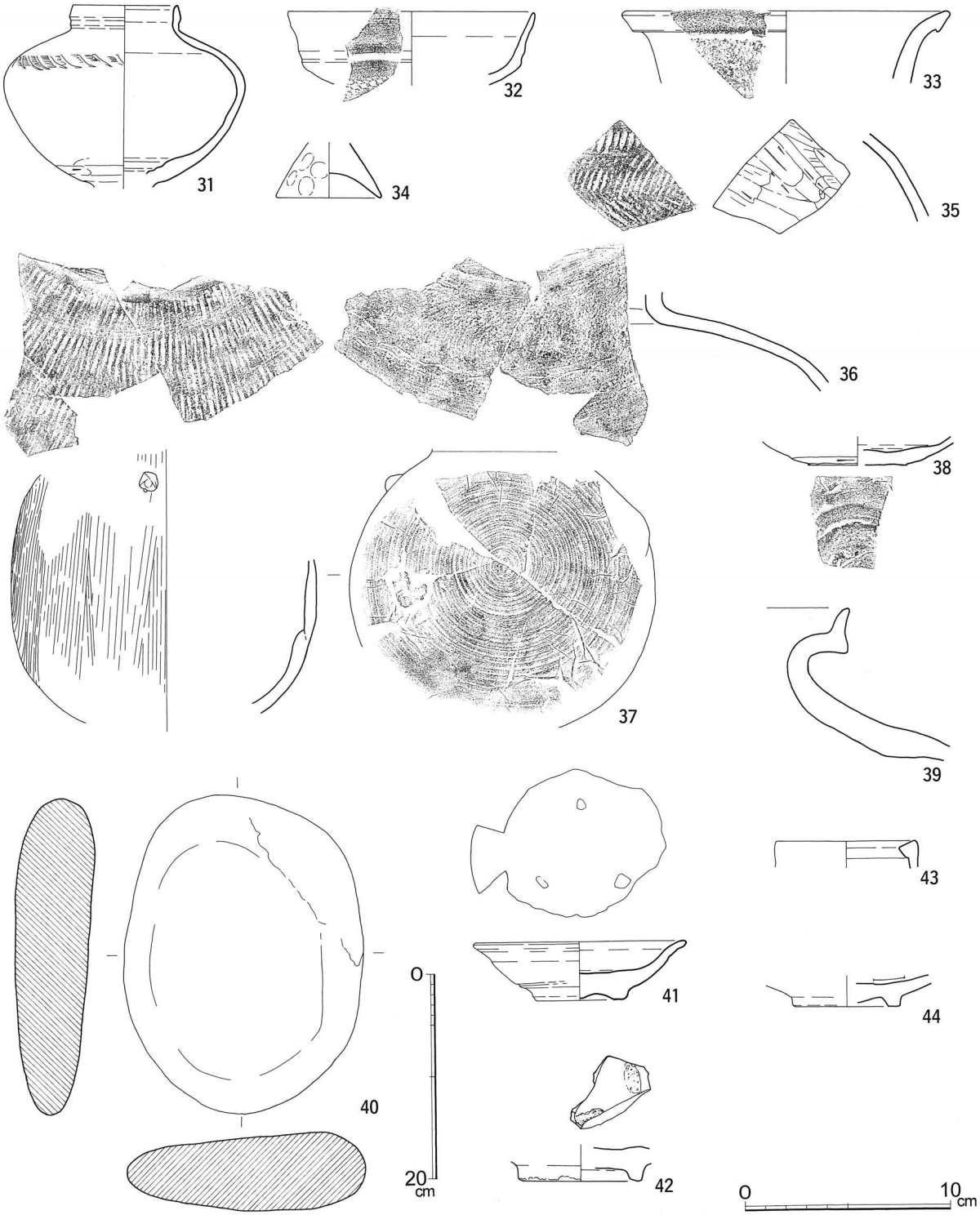

図13　T2周辺調査区出土遺物実測図

陶器皿44も出土している。44は銅緑釉を蛇の目に釉剥ぎするもので、17C後半～18C前半の年代が考えられる。この他、中世の瓷器系甕口縁39も出土した。また、調査区南辺で磨石40が出土した。長辺30㎝、短辺24㎝の大形のものである。

T5出土の須恵器には短頸壷31、高杯32、壷33、甕35、36がある。短頸壷31は肩部に刺突文をめぐらせる。底部には剥落した痕跡が残るので、脚をもつものであった可能性がある。高杯杯部32はシャープなつくりで、杯下面に刺突文をめぐらせる。壷口縁33は外面に波状文をもつ。35、36は外面にはタタキを施しながら、内面をヘラケズリして薄手に仕上げており、比較的古手の須恵器と考えられ、同一個体の可能性がある。横瓶37は、球形に近い体部をもつ。肩部に粘土粒を貼り付ける。体部には焼成の際の焼けひずみがある。38は杯ないし蓋で、ヘラオコシの痕跡をとどめる。他に器種は不明ながら、土師器質の脚部34がある。

これらの遺物のうち、磨石は弥生時代まで遡る遺物の可能性があり、T2周辺では古墳時代後期、中世、近世初頭と中葉の各時代の遺物が検出されていることとなる。

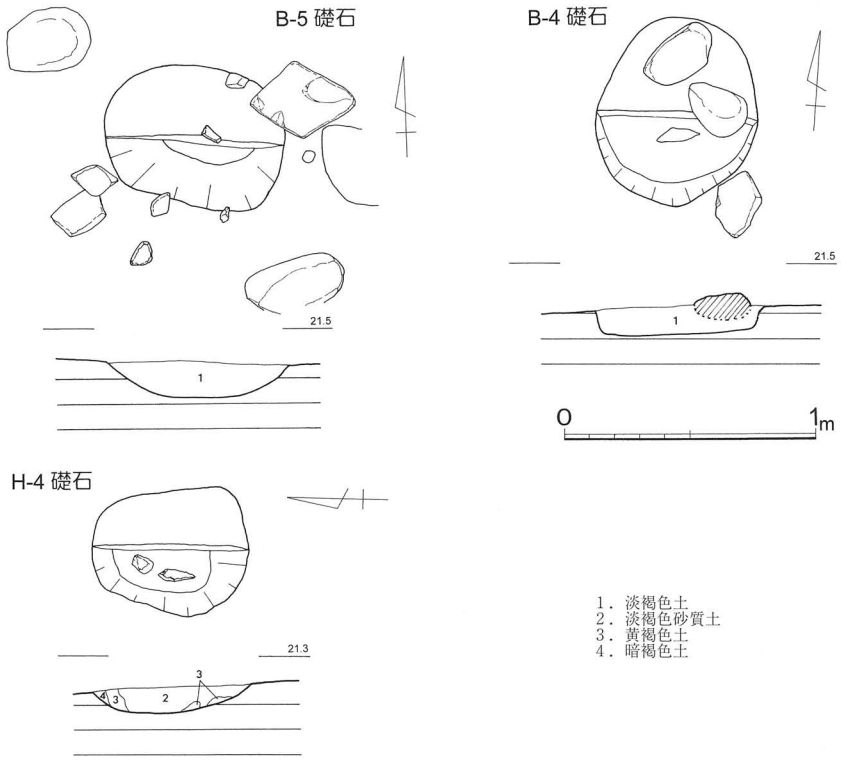

図14　T3調査区周辺礎石抜取り痕実測図（1／30）

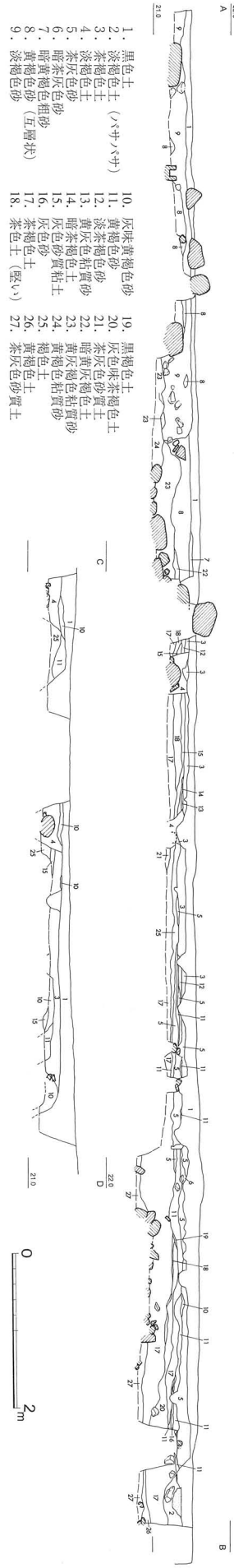

図15　T3調査区土層図（1／80）

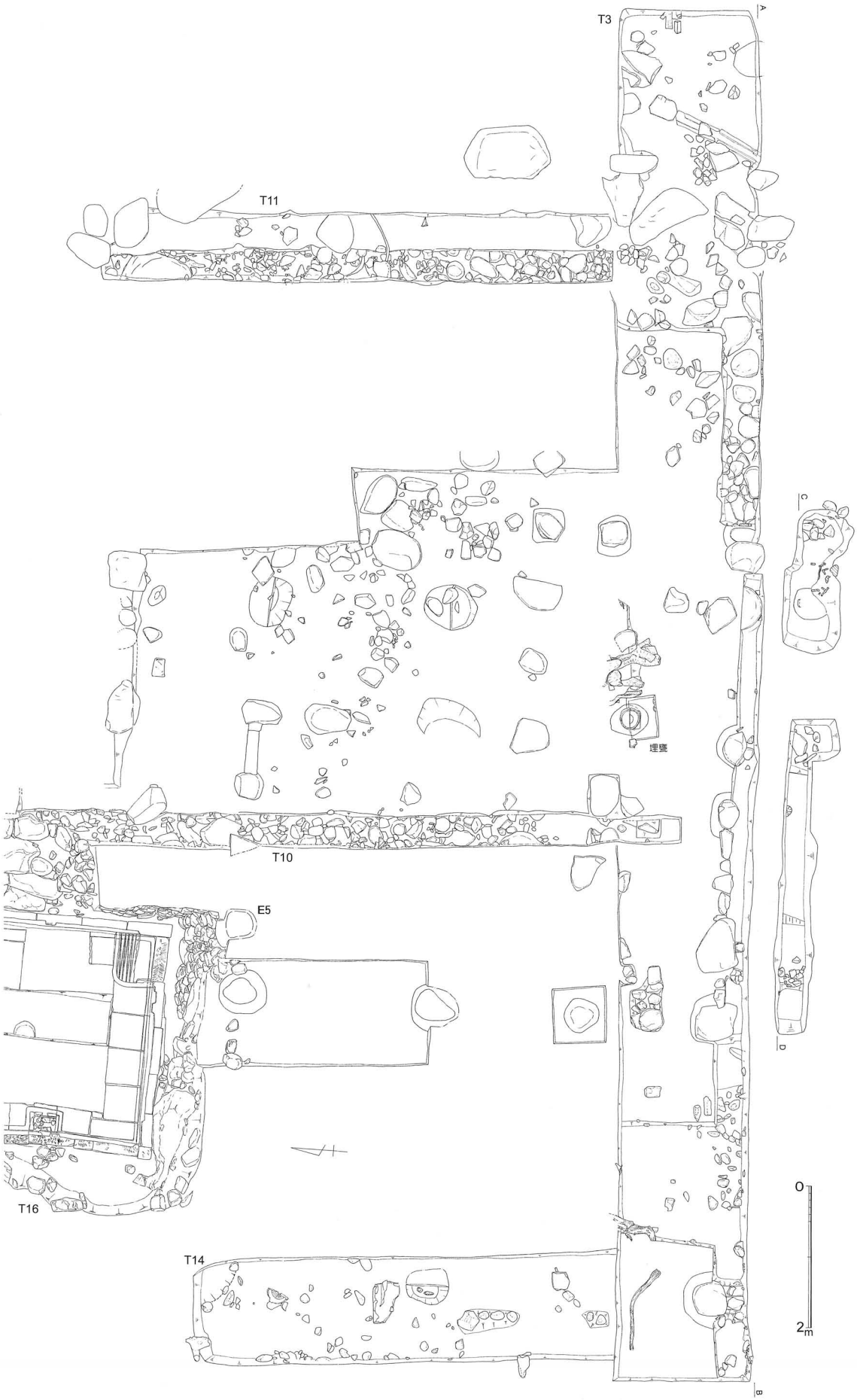

図16　T3、10、11、T14調査区周辺平面図（1／80）

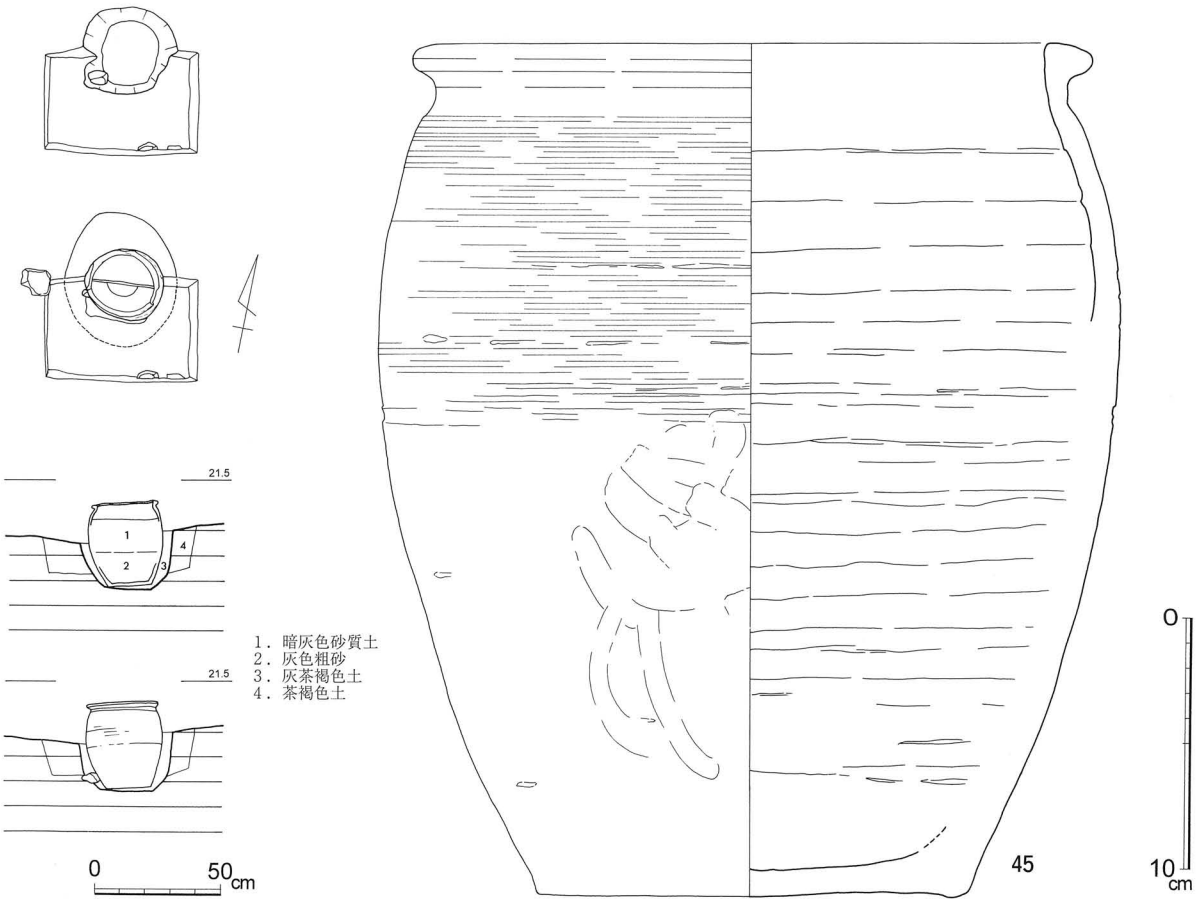

図17　T3埋甕図

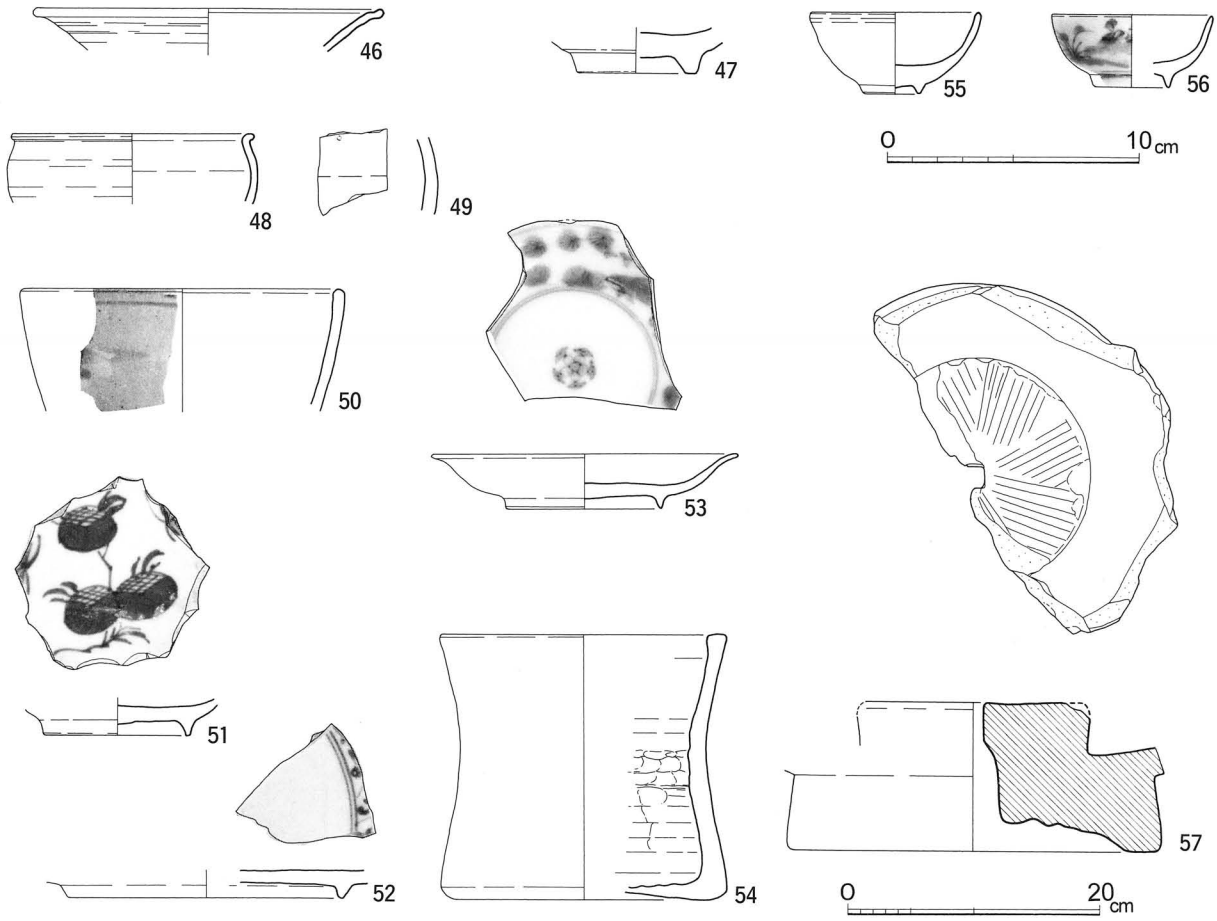

図18　T3、10、11出土遺物実測図

図20　T4 SK01加工痕拓影（1／6）

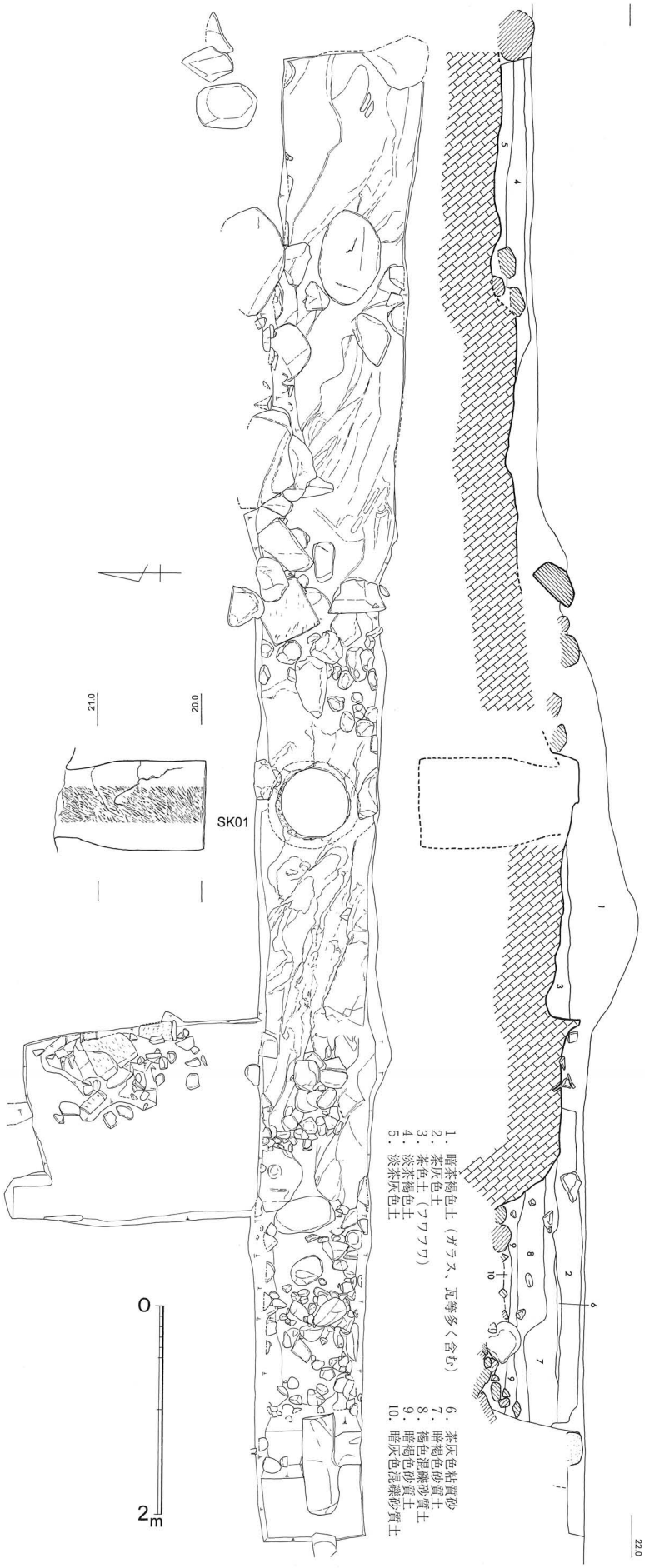

図19　T4平・断面図（1／60）

第3節　北半部の調査

T3、T10、T11（図15、16）

T3トレンチは東西に長さ20m、幅2mで設定したが、地表近くで建物礎石を検出したため、拡張して礎石建物の範囲を確認した。この礎石群が昭和初年まで残存していた松江藩主の別荘‘御茶屋’の基礎と考えられる。礎石は一部抜き取られているが、後述するT16検出の半地下式の浴室遺構も一続きの上屋をもっていたと考えられ、間口は5間半の建物となる。間口5間半、奥行き5間の建物と復元でき、柱間の間隔は2m弱で、6尺5寸（196.95㎝）を1間としているようである（図34）。

この面の標高は約21.5mで、検出した礎石上面の標高は最高のもので21.55m、平均は21.47mで、いくらか沈降しているものがある。礎石は第3層茶褐色の化粧土を切り込んで据えられており、建築前に整地が行われていることを確認している。併載した『上御入湯日記留』によれば、明和3（1766）年に御茶屋の地鎮祭が執り行われた以外に記事はないがこれ以外にも修築、改築は何度も行われていたものと考えられる。今回検出の建物は御茶屋としては最後の建物と考えられる。これ以下の面にも整地層と考えられる水平な第11層黄褐色砂層が認められ、この建物以前の整地面も存在するものと考えられる。

また、この建物には東辺と南辺には縁側をもっていることも、やや小形の礎石を検出して判明した。一方、この建物の床下に相当する位置に陶器甕1が正位に埋められていた（図17）。検出された高さからは、旧地表近くに口縁部があったものと考えられる。この甕内には暗褐色砂質土、灰色粗砂が入っており、この灰色粗砂は掻き出した際、わずかだが香の香りをとどめていた。地鎮などに関係するものであろうか。

また、T10、T11では、地表直下におびただしく大形の石材を積み上げてあることが判明し、御茶屋として敷地を造成する際、大形の石材を積み上げた石塁とも称すべき施設を作って（図25、31）、現在この敷地脇を流れる田中川に流路を替えるような大規模な土木工事が行われていることが判明した。T11では、T6で検出されている岩盤に池の縁としての石材を載せ、下降する岩盤に石材を積み重ねるようにして北端の石垣上面にいたっている。また、T10では、川岸から約2mを石垣状に積み上げ、幅約10mの石塁とも称すべき施設とし、この内側に土砂を入れて敷地を造成している。石塁は川側では石垣として積み上げられ、高いところでは川底から約2.5mの高さがある。石垣上面の標高は21.5mで、建物の建てられた面までの高さを確保している。ちなみに建物礎石は石塁上面に載っているものは沈降が少なく、石塁内側の土砂を盛った部分に載る礎石が沈降しているようであって、石塁の堅固さを示すものと考えられる。

この工事はT11の造成土下層からの出土品（肥前系陶器皿 溝縁の口縁 図18-**46**）の年代観から、松江藩主 堀尾忠晴によって1626（寛永3）年に御茶屋が作られたとされる文献資料とも近い。このような大規模な土木工事を行って田中川の流路を変えてまで御茶屋の敷地を造成したのは、当時存在していた温泉泉源をこの敷地内に取り込むためであった可能性が考えられる。また、同様な遺物を出土したT2検出の石垣状の石列も一体として整備されているものであろう。南半部での標高21.5mにほぼ面をそろえる造成とこの建物面の標高はほぼ等しく、付近一帯が一斉に造成を受けている可能性が考えられる。

出土遺物（図17、18）

この御茶屋付近では出土遺物は近代以降のものが大半を占め、近世の遺物は非常に少なく、近世の間は清浄に保たれていた印象である。

埋甕**45**は器高34㎝、口径27㎝を測るもので、口縁がややすぼまり、端部を外側に折り曲げている。口縁部にわずかに欠損があるが、ほぼ完形である。茶褐色の釉がかかる。

46～**49**は、T10の石塁内側の造成土中から出土したもので、この御茶屋敷地の造成時期を推測させる遺物である。**46**は肥前系陶器の皿である。溝縁の口縁部をもつことから、砂目をもつものと考えられ、17世紀前半の年代が与えられる。**47**はこうした器種の底部であろう。残存部には目跡の痕跡がない。**48**も肥前系陶器の小形の碗である。**49**は産地不明の磁器片である。**46**～**48**に近い時期のものであろうか。**50**は、陶胎染付の陶器碗、**51**～**53**は肥前系の染付皿である。**53**は見込みに手描きの五弁花をもつ。時期は不明である。**54**は窯道具と考えられる。茶褐色の釉薬が外面にかかる。施釉してあるサヤの類例は知らない。

55、**56**は口径の小さな肥前系磁器の紅ちょく。**55**は白磁、**56**は染付の文様がある。18～19世紀頃の年代が考えられる。その他、幕末から明治にかけての肥前系磁器の皿がある（図版17上段右下）。

また、**57**はT14検出の茶臼の下半部で、縁部を欠く。

図21　T6平・立面図（1／60）

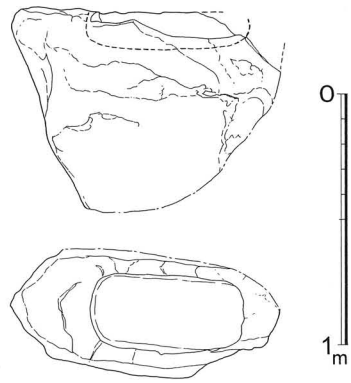

図22　手水鉢実測図（1／30）

T4（図19）

T4では背後の丘陵の岩盤が露出し、この露頭頂部に掘り込まれた井戸状の遺構（SK01）が検出された。穴は深さ1.45m、口縁の径0.65m、底部の径は0.85mで、穴の上部ですぼまる形態である。この坑の壁面には精緻なノミ状工具による加工痕を留めている（図20）。坑上面の標高は21.4m、底面の標高は19.9mであるが、坑上面は南西側がやや低くなっている。この坑内の覆土はよく乾燥したサラサラの土で、坑内からは陶磁器、ガラス片などを多数検出したが、いずれも近現代の遺物であった。この穴の用途は全く不明であるが、近現代の遺物しか出土していないのは、近現代に掘られたものというよりも、壁面の精緻な加工痕などもあわせ考えると、明治維新後民間に払い下げられるまでは清浄に管理されていたものとの印象であった。この坑が掘り込まれる西側では岩盤が急な角度で西に下っている。

一方、このトレンチ東側では、大形の来待石切石などが散乱した状態で検出されており、T6で確認した池の西岸に相当する場所と考えられるが、ここでは著しく撹乱されている状況であった。また、T4を部分的に北に拡張した部分では、破損した来待石の板石が散乱した状況で検出された。

T6（図21）

T6では御茶屋に付属する苑池を検出した。自然石を積んで池の縁を築き、池の中央に高さ80㎝の立石があり、池背後にあたる南東側にはさらに高さ110㎝の立石がある。残存状態の良好な池の北側の縁では径約30～40㎝の石材を3段に積み重ねているが、この面と池東縁の石積は石材の大きさ、積み方が異なっており、北側の縁は後世積み直されている可能性が考えられた。この際に後述する来待石暗渠も廃止されたものとも考えられる。ただ、排水用の暗渠を廃止した後の池の排水方法は不明であり、この時点で湛水しない池とされた可能性も考えられる。池北側石垣上面の標高は21.7m、底面の標高は20.9mである。池の底は背後の丘陵から続く岩盤で、東西方向に流跡をとどめることから、御茶屋敷地造成以前、いずれかの時代の田中川の流跡を示すものと考えられた。また、「玉湯村誌稿本」によれば、背後の玉作湯神社本殿のある丘陵上から滝がこの池に落ちていたという記述があるが、調査を行ったかぎり、そうした痕跡は認められなかった。ただ、滝が存在したとしても、藩主滞在時のみ流されて、常時流されていたものとは限らないので、池底面の岩盤に痕跡が残らないのはありうることと考えられる。また、滝は見立てにすぎず、実際には水を使わないものであった可能性もある。1983年の玉湯町教委の調査では、この丘陵上にもトレンチ（CT1、CT2、CT3）が設定されているが、トレンチでは滝に水を導くような遺構は確認されていない。池への給水は、田中川上流部から山際にあったと考えられる水路を通じてなされていた可能性が考えられるが、遺構としては未確認である。

この池のほとりには花崗岩製の手水鉢が横転した状態で1基残存している（図22）。鉢部に一部破損が認められる。平面形が隅丸の長方形を呈する鉢部は長辺60㎝、短辺30㎝、深さ15㎝である。

また、T3では、この池からのびていたと考えられる排水用の暗渠の一部が検出されているが、最終的には使用されなくなったものと考えられ、一部のみの検出であった。暗渠に使用される切石は長さ66㎝、幅18㎝、厚さ約15㎝の来待石の棒状材を横断面凹形に深さ約10㎝を抉ったもので、これを北東方向に並べ、石材で蓋がなされたものであった。この来待石の暗渠石材は2個しか残存しない。わずかに残る暗渠の蓋石には来待石ではなく、自然石が使用されていた。さきにも述べたように、池が水を張らないものとされた時点で、この暗渠も用途廃止された可能性が考えられる。

T16（図23）

T3、T10で検出した礎石建物に隣接するように半地下式の浴室を検出した。調査前は若干の窪地になっており、掘り下げるとプラスチックなどを含む昭和のごみ穴となっていた。これを除去すると間層を1層挟み、御茶屋建物基礎面から約1.5mの深さに来待石切石を敷き詰めた浴室床面があった。御茶屋建物礎石の標高は、沈下せずに残っていると考えられるものが21.55mで、浴室床面の標高は20.05mである。床面の東、南の2方に石垣をつくり、内法東西2.97m、南北2.36mの浴室を来待石の切石を2段以上に積んで、床面から45㎝の高さの石壁を立ち上げている。

浴室は、母屋の建物とは柱列が通らない部分もあり、別の規格でこの浴室は作られているようである。この齟齬を解消させ、浴室部の柱列と母屋部の柱列とを対応させるために図16にE5とした礎石が据えられているものと考えられる。御茶屋建物と浴室が一体として整備されたとするならば、同一の柱列で建てられるものと考えられるが、別の規格で建築されたようであり、敷地造成の際の大石を加工するなど、今回検出した礎石から復元される御茶屋建物よりも古くから存在した浴室を再利用する形で母屋が建てられた可能性を考えておきたい。

また、南壁に露出する砂岩質の大石は浴室壁面を作る際に突出した部分が邪魔になったものか、突出部を削り取った際の先端の尖ったノミ状の工具痕が縦方向に残り、石材の面を垂直に近く加工したこと

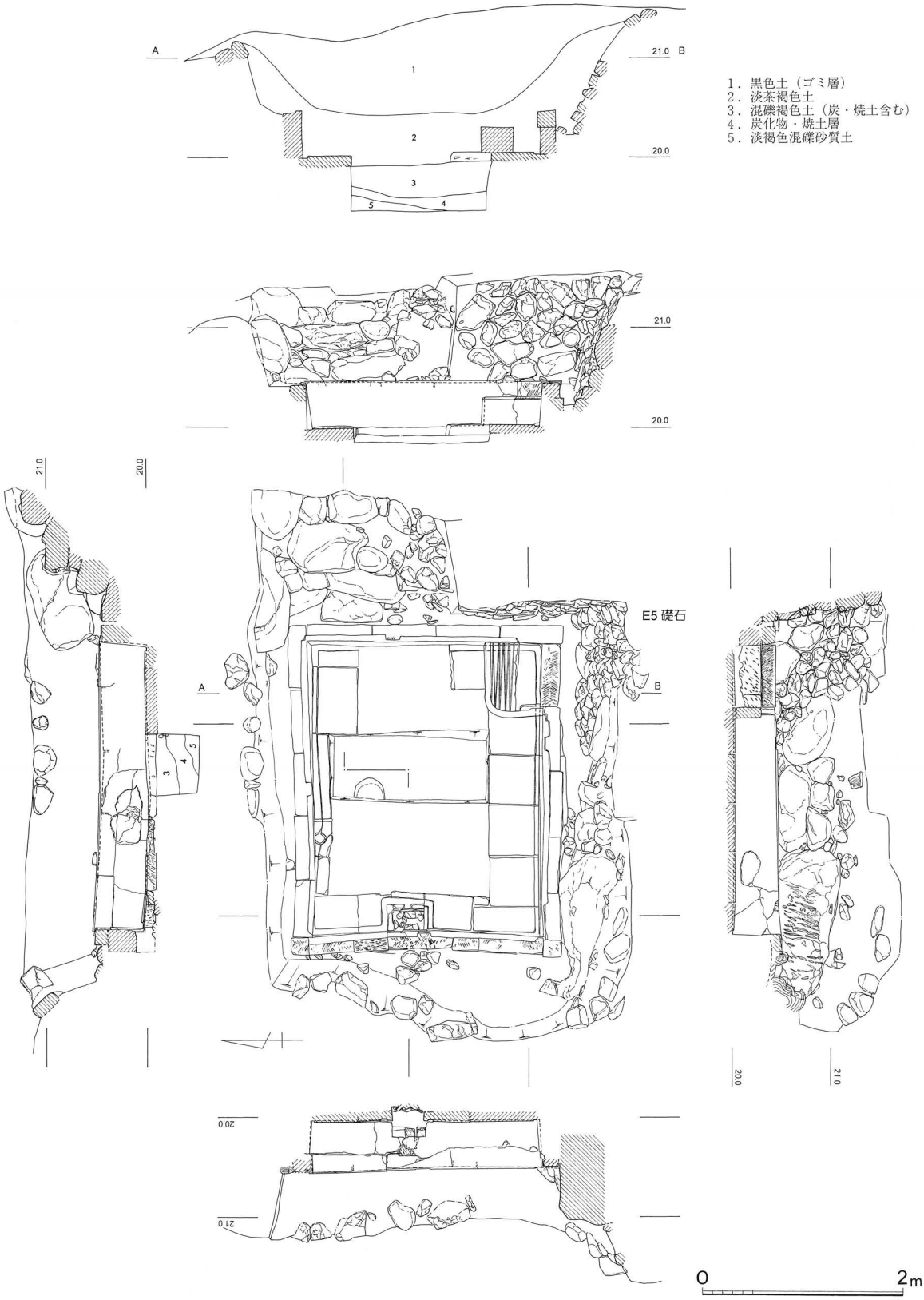

図23　T16実測図（1／60）

がわかる。この大石は、御茶屋敷地が造成された地業の際に運び込まれたもののひとつと考えられる。また、この石材は浴室南西隅に相当する部分で丸くえぐられているうえ、この穴状部分の底には礎石状の自然石が据えられており、今回検出した建物以前の時期に柱が存在した可能性がある。

浴室西石壁はここにあった松の大木の根のために内側に押し出されている。また、昭和初年にここに住まれた黒田公平氏の記憶（図33）によれば、今回は、松の大木の根が存在したため調査区は設定していないが、浴室の西側、玄関脇には便所があったとのことである。浴室については当時すでに使用されていなかったようで、入り口の階段があることだけの図となっている。

この浴室へは御茶屋建物の建つ面から西向きに浴室へ降りる自然石を3段に積んだ石段も検出し、3段目が石壁上面と等しい高さになる。石段の幅は約1mで、1段の高さはおよそ30㎝である。

浴室床面には、精美に仕上げられた切石を敷き詰めるが、これらの床石には4辺沿いに溝が刳り込まれ、溝に流れた湯は西辺中央にある排水枡から排水する構造である。この浴室は、このように湯を湛える機能はもたないことから、浴室には木製などの風呂桶が据えられていたものと考えられる。後世、床石材は抜き取られ、現在12枚が残るが、本来は20枚程度が敷き詰められていたものであろう。これらの石材の間は漆喰状のもので目止めされている。

床面の排水枡上部にある壁面を構成する来待石切石には南西方向、斜めに向かう切込みがあって、かつてはこの方向に浴室からの排水が行われる暗渠などの施設があったものと考えられる。その方向はT8の泉源1ないし2の方向であり、この浴室からの排水はT8の泉源から湧出する湯に合流させていた可能性が考えられ、文献にはほとんど触れられることのない一の湯として二の湯、三の湯への流下させる仕組みの可能性がある。

一方、床面排水溝の北辺には床の下への排水が可能な段を有する円孔があって、排水方法に2方式があったものか、途中で排水方法が変更になった可能性も考えられる。現状では土砂が詰まっているが、あるいは田中川へ直接排水していたことが考えられる位置にある穿孔である。

この浴室は御茶屋建物より1.5m低い場所に床面を作っていることから、本来は泉源から直接湯が供給されていたことを示す構造と考えられる。このように低い位置にある浴室は、泉源がこの浴室よりも高い位置にあった時代があったことがわかる。

一方、文献資料では、温泉を管理していた湯の助が元湯用に藩主逗留の際の湯を汲み上げる柄杓の新調を願い出ており、御茶屋に元湯を汲み上げていた

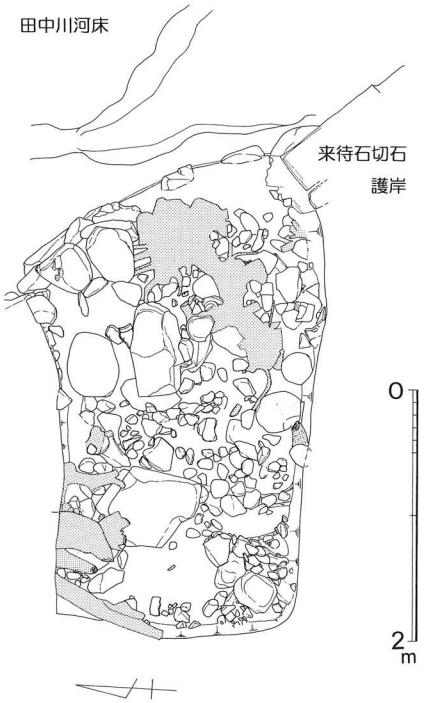

図24　T12実測図（1／60）

ことがわかる正徳4（1714）年以前にこの場所にあったものか、正徳4年以降、御茶屋敷地内に新たに泉源が掘削されたという2つの可能性が考えられる。

また、浴室南辺と東辺に石垣が積まれている。このうち南壁は、東半と西半では石の積み方が異なっているようにもみえる。あるいは温泉泉源が浴室よりも高い時代にあった給湯施設を埋め殺したものの可能性が考えられた。

御茶屋敷地造成に伴う石垣は、浴室が御茶屋建物より下げられることにあわせて御茶屋敷地の田中川沿いの石垣上面もこの部分で下げられており、浴室部では川岸からは低い石垣しか設けられていない。電柱控線があるため、掘り下げなかったが、浴室にあったことが推定される北側の窓を開ければ、川面が見える作りであったと考えられた。玉作湯神社の遠藤 融宮司によれば、昭和まで田中川の対岸は神社所有の藪で、この藪が御茶屋北側の目隠しとなっていたものと伝えられ、塀はこの部分にはなかったものと考えられる。『宿割図』には敷地南西に「御門」との記述があるうえ、御茶屋敷地西辺の道に沿っては線が描かれており、塀の存在が推定されるが、この浴室付近や田中川沿いにはこうした線は引かれておらず、北面には塀は存在しなかったものであろう。

この浴室は、明治維新後、民間に払い下げられた後まで使用されており、浴室石壁を構成する4壁にコンクリートが塗布される改変が行われている。このコンクリートが剥落した西石壁で観察すると、排

図25　T6、11、10、8、9土層図（1／80）

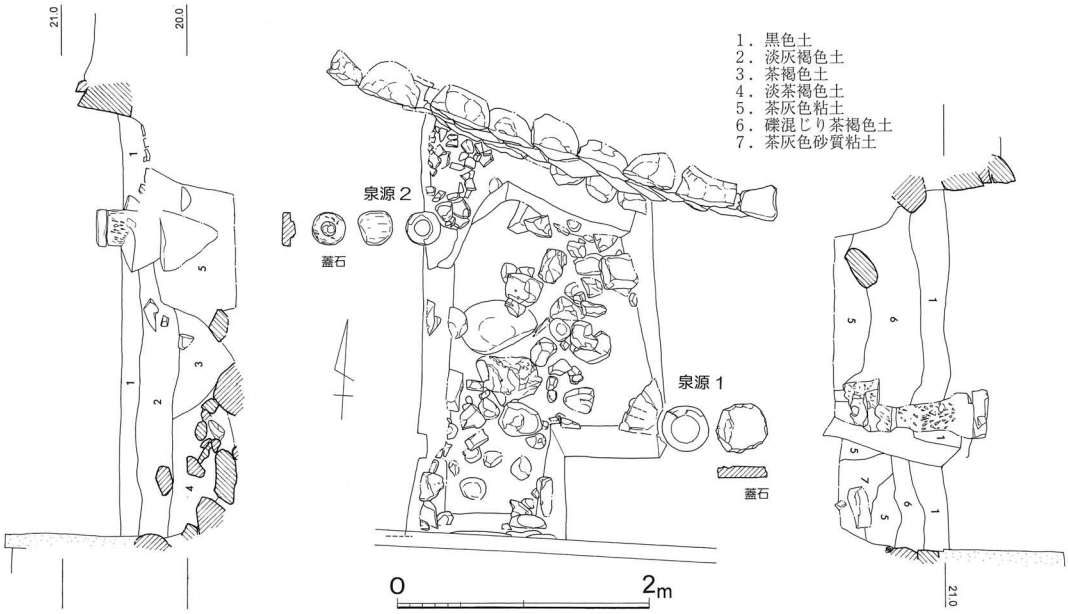

図26　T8平・断面図（１／60）

水枡上部には来待石に精緻な切組みがみられる部分があり、前述の南西方向への排水用の暗渠かと考えられる切込みがのびる。

一方、コンクリート塗布の塗り残しの痕跡によって、かつて石壁の4面の上に壁や柱などがあったことがわかる。壁の存在によってコンクリートの塗布が途切れるのが来待石を積んだ石壁上面中央あたりにあるので、ここにあった壁は厚さをほとんどもたない板壁であったことがわかる。一部コンクリートが剥落している部分もあるが、この痕跡によれば、辺13～16cmの柱が各隅に1本、および東辺に1本、南辺には3本、西辺には1本、北辺には1本の柱があった。

また、4壁を構成する来待石切石と床石の間には約10cmの空隙が存在することがコンクリートの途切れる部分で観察でき、コンクリートを塗布した改変時に本来の高さよりこの空隙分だけ下げた位置に床面切石が据え直されたか、地盤の沈下によって下がった床石を均等に据え直して隙間をコンクリートで覆った可能性がある。

床面の切石が一部抜き取られているため、浴室地下の土層が観察でき、浴室造成時に盛られたと考えられる厚さ20cmばかりの炭や焼け土の層があることがわかった。保温のためのものであろうか。

また、浴室南東隅にはコンクリートによって溜枡状の施設が作り加えられている。これは浴室4壁をめぐる溝に通ずるもので、湛水する構造のものではない。

T12（図24）

T12では田中川護岸の石垣とその内側に石材が集積されていることを確認した。また、田中川の流れがこの御茶屋敷地のために曲がり、流水に直面するT12の南側では石垣が流されるようなことがあったものか、来待石の大形石材が据えられ、護岸とされている。

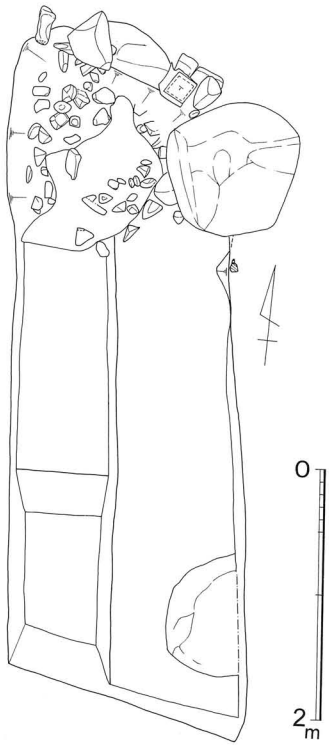

図27　T9平面図（１／60）

T8（図26）

T8は、御茶屋に向ってつけられた石垣のたもとにある窪地に設定したトレンチである。近代まで使用されていた温泉泉源2基が地表に見えており、この下部の構造を今回確認しようとした。しかし、いずれも地下約1mに大形の石材が敷き詰められ、岩盤に届いていたであろう下部の構造までは確認するにはいたらなかった。

泉源の井筒はいずれも円板状に加工した石材で蓋がされている。泉源1とした東側の井筒は外径35㎝、内径21㎝、長さ60㎝の円筒状に加工した来待石の石材を最上段としている。花崗岩を井筒の径に加工した厚さ8㎝の蓋が載せられている。来待石の円筒は2段が確認でき、地表下80㎝の円筒2段目下部には西向きにこの円筒に幅30㎝、高さ15㎝の角柱状の吐出口が削りだされており、ここに水平に孔が穿たれている。孔は幅6㎝、高さ5㎝の四角形である。この2段目の井筒は吐出口をわざわざ作り出すためか、円筒状ではない形態をもち、背面にも何らかの設備がある可能性がある。本来はこの吐出口に接合された木樋などの暗渠によって、湯が西向きに送られていたようであるが、吐出口のみが残存し、そうした通水施設は残存しない。泉源を移した際に撤去されたものと考えられる。この部分は粘性の強い土砂で埋め戻されていたことから、ここにあった通水施設は粘土などで被覆されていた可能性が考えられた。泉源円筒の上面の標高は20.7ｍ、吐水口の標高は19.8mである。

泉源2とした西側のものは外径26.5㎝、内径12.5㎝の円筒状に加工した来待石の石材を積み重ねたものである。円筒には厚さ6㎝の来待石製の蓋がされており、蓋裏面には筒状の来待石にかみ合うよう突起が彫り残されており、この泉源の井筒にあわせて製作されたもののようである。深くまでコンクリートによって被覆されており、この来待石円筒の長さは不明であった。コンクリートによる補修が認められ、近代まで使用が続けられていたものと考えられる。この泉源では、来待石の円筒は検出した下部に何段が重ねられたものかは確認できなかった。泉源1と同様な構造とすれば、円筒西側に吐出口があるものと考えられる。この円筒の上面の標高は20.6mである。

T9（図25、27）

T9では石垣の西端に相当する石積みと田中川の流路を替えた際の石塁の末端と考えられる石積みを検出している。この地点での石垣上面の標高は20.4mで、上流部からは川の水面が下るのにあわせ、温泉浴室付近から石垣も高さを下げてきており、御茶屋西側の道路にすりつけるものとなっている。また、トレンチ中央部、地表から1.2mの深さに来待石の切石ブロックが存在することを確認している。

T19（図28）

ここでは泉源2からの暗渠などの導水施設を検出しようとした1.3×1mの調査区である。

残念ながら、地表下0.7m、標高19.9mまででは、こうした施設は認められなかった。土層は不自然な堆積をしており、泉源を移し、導水施設などを撤去した際に埋め戻された土層と考えられる。

なお、各調査区からまんべんなく碧玉、メノウの原石、剥片などの出土を見ており、全体として付近一帯が出雲玉作跡であることを示していた。

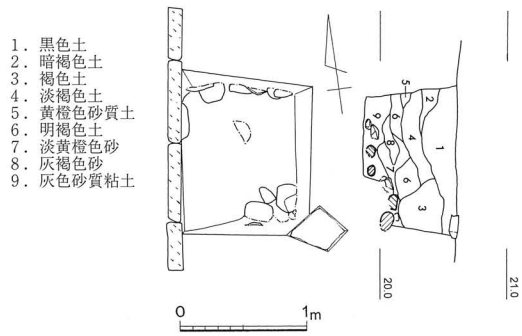

図28　T19平・断面図（1／60）

第４節　玉作関係遺物

各トレンチから、碧玉、赤めのう、水晶などの玉材が数多くみつかっている。

その総量は、碧玉が一番多く10kg以上、赤めのう約3kg、水晶・石英が800ｇあまりといったところである。トレンチごとの出土量は文末に一覧表を揚げる。

以下その一部を紹介する。

碧玉（図29、**53**～**63**）

原石、石核、調整剥片、チップ、未製品があるが、研磨段階の未製品は数点である。

53～**56**は勾玉の未製品である。**53**はT11から出土。全体的に研磨されたほぼ完成品であるが、一部に剥離痕を残す。片面穿孔である。重量は7ｇである。**54**はT18から出土。全体に粗い研磨が施されている。腹部の整形はこれからである。片面より穿孔されるが、貫通していない。重量は8ｇである。**55**はT1から出土。板状の素材剥片の側面に細かい剥離を施して、大まかな勾玉の形をつくっている。上端面と腹部側面の一部に粗い研磨がみられる。重量は11.5ｇである。**56**もT1から出土。全面に調整剥離を加え、ゆるやかなＣ字を成形している。研磨はみられない。重量は7.5ｇ。

57～**60**は管玉未製品である。**57**はT1出土。平坦な主要剥離面を残し、その両端に細かな敲打を加えている。上下端面にも二次調整を施す。重量は11ｇ。**58**はT2から出土。四角柱状に成形されているが、短く太い。管玉ではなく、棗玉などの未製品かもしれない。全面に調整剥離が施され、側縁には細かな敲打痕がみられる。右側面上部にのみ研磨痕が残る。重量は9.5ｇ。**59**はT2から出土。背面に主要剥離面の一部が残る以外は、細かな剥離や敲打痕がみられる。全体に摩滅した感がある。重量は23.5ｇ。**60**は表面採集品。全面に剥離の施されたやや大形の未製品である。重量は4ｇ。

61、**62**は剥片である。**61**はT18から出土。右側面に自然面を残す。大きさ、形から勾玉の未製品とも考えられるが、表面左側からの剥離が深すぎ、厚みが薄いところでは6㎜を割る。重量は25gである。**62**はT2から出土。淡緑色で細い茶色の筋が入る。重量は25.5ｇ。

63はT1出土の石核である。上下端部には敲打痕がみられる。形は直方体に近い。24.2ｇ。

赤めのう（図30、**64**～**67**）

不透明な赤褐色、褐色のもの、半透明で白色、橙色のものがみられる。

64～**66**は未製品である。**64**はT2から出土。長さ2.1㎝、幅1.65㎝の小形品である。丸玉の未製品か。全体は赤褐色であるが、左下部に灰緑色の部分がある。重量5ｇ。**65**はT1から出土。全体は赤褐色、部分的に褐色が混ざる。不純物もみられる。勾玉の未製品であろうか。右側面には背部を形成する剥離が施される。重量は11ｇ。**66**はT1から出土。表裏面とも自然面である。板状の原石から割り出した素材剥片である。上下面、側面には調整剥離が施される。勾玉未製品か。他にも板状原石からの同じくらいの大きさの素材剥片が数点ある。重量23ｇ。

67はT4から出土の石核である。全体は黄褐色だが、部分的には赤色が入る。1,180ｇ。本遺跡で出土した最大の玉材である。

水晶（図30、**68**～**73**）

68は表面採集の未製品。細かな剥離が施されるが、自然面を多く残す。透明度は高い。5ｇ。**69**はT2出土。一部加工されるが、半分以上自然面を残す。透明度は低い。36.5ｇ。**70**はT3出土。側縁に剥離が加えられたスクレイパー状の剥片である。透明度は高い。27ｇ。**71**はT1出土の剥片で透明度は低く、中に筋状の不純物が入る。27ｇ。**72**はT1出土の黒水晶の原石である。35ｇ。**73**はT1出土の原石。36ｇ。他にも石英が出土しているが、原石に近いものが多く、図化はしなかった。

その他（図30、**74**～**76**）

74、**75**は有孔円板である。どちらも滑石製と思われる。**74**はT13出土。きれいな円形で、穿孔後全面を丁寧に研磨している。**75**はT1出土。少し角ばった楕円形である。2方向から穿孔か、全体に粗い研磨が施される。発掘時のものか、節理面で2枚にはがれている。5ｇ。**76**はT1出土の円板状石製品の一部である。復元径は10㎝にもなる大型品である。表面は比較的ていねいに研磨されるが、裏面・側面は粗く研磨されている。緑色凝灰岩であろうか。18ｇ。

表1　調査区別玉材出土重量一覧

単位(g)

	調査区																		計重量(材別)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18	表採	
碧玉	1,905	1,649	443	1,119	104	705	10	60	217	185	278	163	204	256	0	197	403	2,458	10,356
赤めのう	329	963	45	1,331	52	1	0	13	0	15	0	20	50	0	0	7	37	205	3,068
水晶	313	178	12	220	12	10	0	5	0	0	55	6	4	4	0	0	0	10	829
玉髄	110	80	10	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	5	257
その他(滑石等)	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	242	276
重量計(区別)	2,681	2,872	513	2,674	173	722	17	86	278	210	344	201	282	274	15	220	458	2,920	14,786

図29　玉作関係遺物（1）

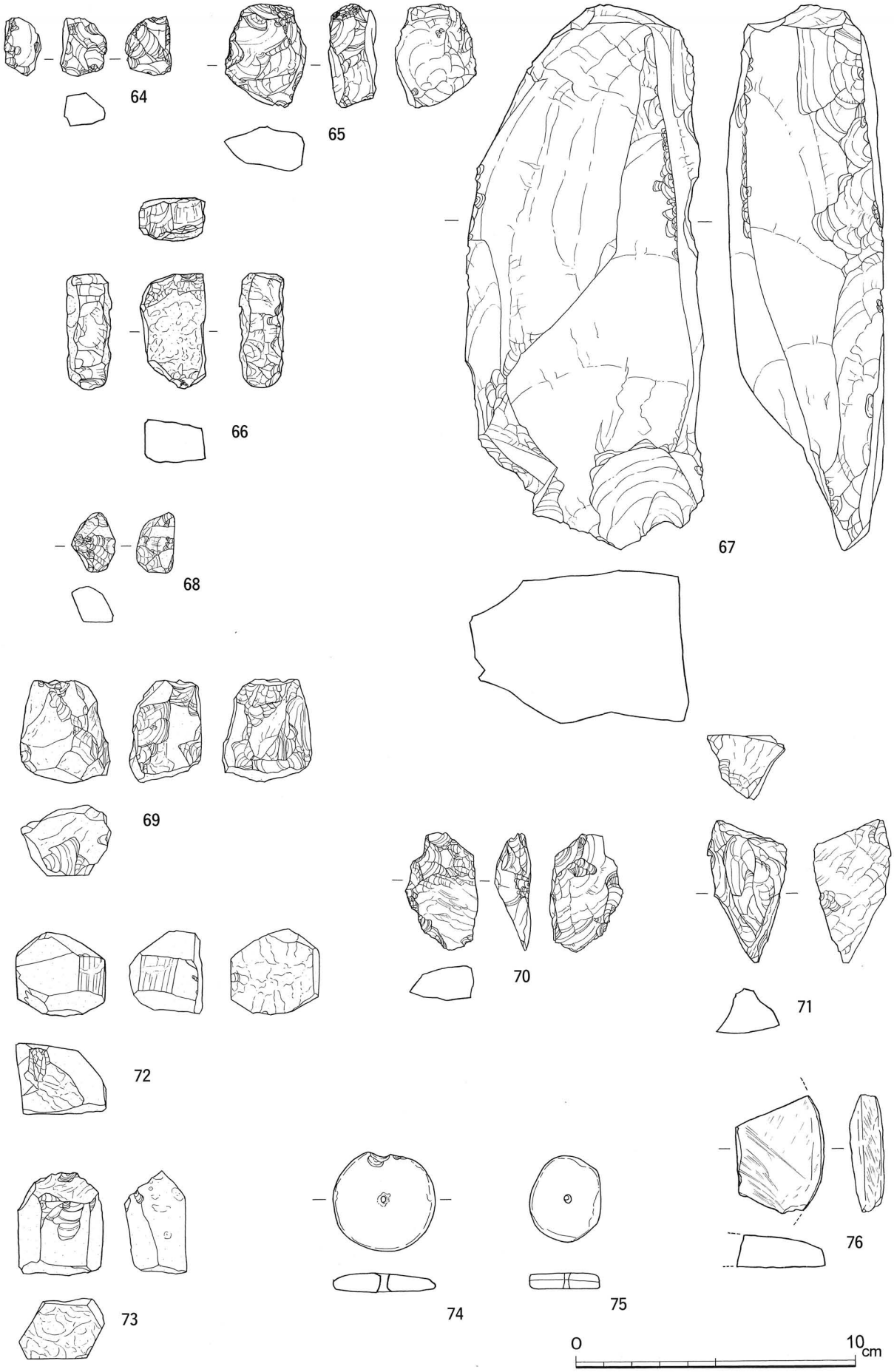

図30　玉作関係遺物（2）

第4章　総　　括

今回の調査区内では、明瞭な玉作工房やそれに類する遺構は検出されなかったものの、出雲玉作跡の範囲であることは大量に出土した碧玉勾玉、未製品、剥片、メノウ勾玉未製品、水晶玉素材などから間違いないが、あえて分けるとすると宮ノ上地区の北半は松江藩の御茶屋に関連する近世遺構が集中する地域、南半は出雲玉作跡の遺構を強くとどめる地域であるという調査結果を今回得ることができ、今後の保護整備計画を策定するための資料となるものと判断している。また、古代、中世の遺物もあわせて検出しており、弥生時代終末から近世まで引き続いた人々の生活があったことも今回確認することができた。

近世の遺構についてまとめると、近世初頭に石塁とも称すべき大規模な土木工事を行って田中川の流路を変えてまで御茶屋の敷地を造成したのは、この敷地内に温泉泉源を取り込むためであった可能性がある。江戸前期以降には松江藩宛に柄杓の新調を願い出ている文書があることから、温泉水を浴室までくみ上げていたとこれまで考えられていたが、今回検出の建物よりも深い位置に浴室がしつらえられるのは、本来は泉源から直接湯が供給されていたことを示す構造であろう。浴室の床面の標高が約20mであるので、これ以上の高さに泉源があった時代があったことになる。

文献記録に見える泉源は、江戸時代前期に涸れ、さらに下流側に移ったようで、元禄2（1689）年に吉兵衛屋敷で泉源を掘削、以降「新湯」と称されることとなる。御茶屋浴室へは元湯から湯をくみ上げていたことが当時の湯の助から松江藩宛に柄杓の新調を願い出ている文書があることからわかる。この文書は、正徳4（1714）年の「御成之刻元湯遣道具願儀」である。ちなみにこの柄杓は3升入りのものであった。一方、御茶屋の半地下式の浴室の存在は、この正徳4（1714）年以前に敷地内にあった泉源から直接給湯されていたものか、正徳4年以降、御茶屋敷地内に新たに泉源が掘削され、給湯設備としたという2つの可能性が考えられる。

一方、御茶屋建物は記録（「玉作温湯の由来」、「上御入湯日記留」）にあるだけでも2回の建替えが記録されているが、今回検出した最終段階の御茶屋にともなう浴室も半地下構造をとるのは、前述のいずれの時代のものか、泉源より低い位置にあった時代の浴室を泉源が移った後も代々踏襲しているためと考えられる。

このため、御茶屋建物と浴室の柱の通りが図34 7ラインのようにわずかだがずれをみせているもの考えられる。

今回検出の御茶屋建物が、6尺5寸（196.95㎝）を1間としていることは、松江城をはじめ、松江城下で検出された多くの建物とよく一致する。

遺物では、図18-**54**は窯道具と考えられるもので、7代松平治郷（不昧）公が御茶屋で製作されたと伝えられる銘「曙」という赤茶碗が現存することや、天保9（1831）年、9代松平斉貴公に不志名焼の永原与蔵、土屋善六、楽山焼の長岡次助（空斉）が随行した記録とあわせると興味深い遺物である。また、図18-**57**はT14検出の茶臼の下半部で、縁部を欠くが、茶事に用いられるもので、やはり御茶屋にふさわしい遺物といえよう。

『御入湯御用御宿割図』にみえる御茶屋と調査結果との異同について

今回の調査結果は、文政・天保年間（1818～44年）に作成されたとされる清巌寺蔵のこの絵図とは御茶屋の位置が大きく異なる。これにある「小湯」を含む御茶屋建物を検出するため、T2を設定したが、近代以降、何度も建て替えが行われているうえ、近現代の層の下からは古代や古墳時代の遺構が検出されるなど、近世の遺構は明瞭には検出できなかった。一方、今回検出の御茶屋建物は、1954（昭和27）年

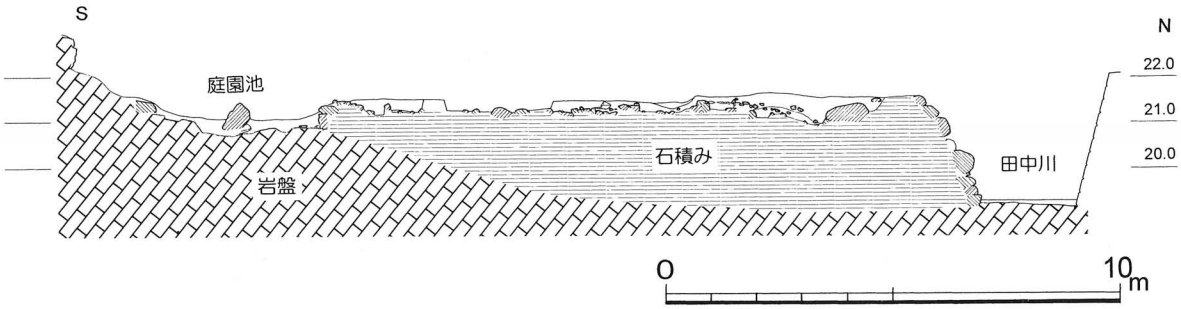

図31　石塁状遺構模式図

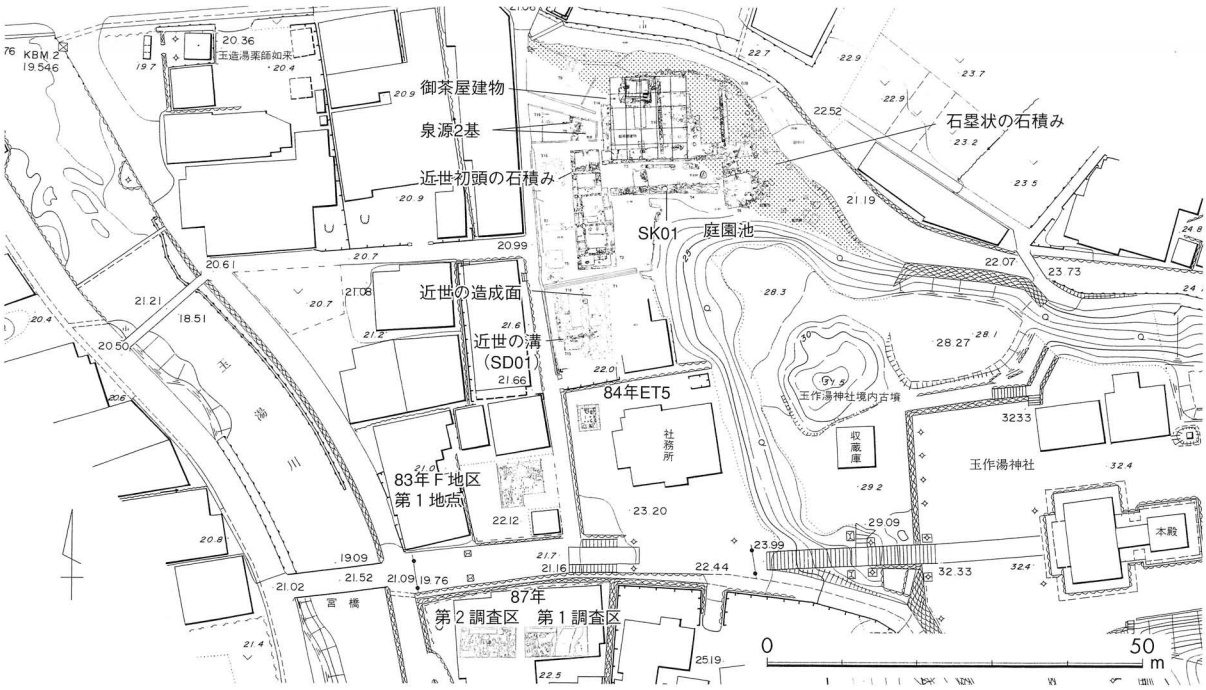

図32　周辺調査成果図（1／1000）

の『玉湯村誌稿本』で紹介される御茶屋とは相違点もあるものの、比較的近い。

『御入湯御用御宿割図』は、藩主逗留の際の随行員の寄宿先を割り振るためのものである。「御茶屋」や「御門」の文字は本紙に書かれながら、建物の表記は貼り紙でなされていることに注意したい。この『宿割図』は、藩主逗留の際、随行家臣の寄宿先を記すことが本来の目的だったので、用紙には御茶屋敷地の西半分しか入っておらず、本来は「東」、「御茶屋」という文字だけが記された空白部であったようである。この後、何らかの必要から御茶屋の間取り図の貼り紙がなされたものと考えられる。この貼り紙に際して、この空白部に本来記されていた「東」、「御茶屋」の文字を避けるために、この位置に貼られたものと考えられる。このことから、この建物位置は、必ずしも正確な位置を示してはいないと考えることが可能であろう。また、貼り紙ということで位置を捨象できるならば、今回検出の建物と比較的似ている。

『宿割図』は、藩主逗留の際の随行員の寄宿先を割り振るもので、建物に何人泊まれるかを明らかにするため、滞在が可能な何畳の部屋があるかに主眼がおかれて描かれた絵図となっている。よって、本来あったはずの土間や廊下、押入、2階屋の場合の階段などは表記されていない。同様な観点からこの絵図の御茶屋の建物も随行員の宿泊を割り振るための間取りが書かれ、藩主の居室は省略されているとすると、今回の調査結果との齟齬は理解できる範囲に収まる。すなわち、H4-H5間を玄関と考えると、ここから東にD4、D5までが四畳、八畳と書かれる

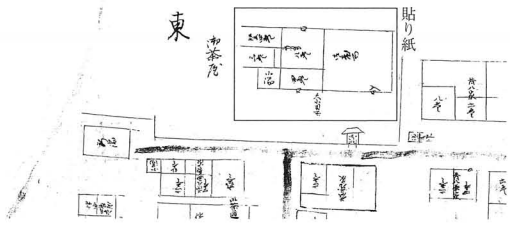

『宿割図』御茶屋部分

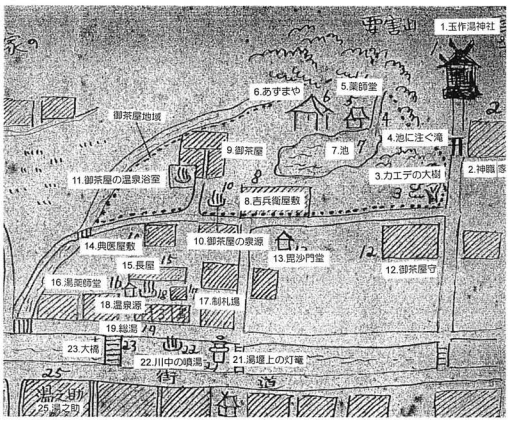

御茶屋付近図『玉湯村誌稿本』1952年

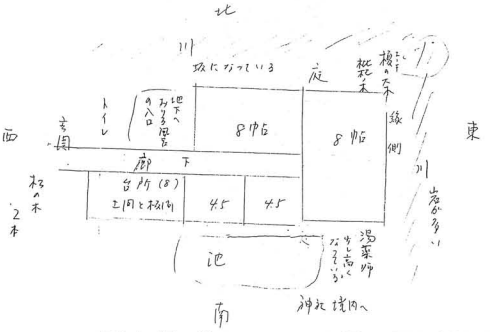

昭和初期に住まいしていた黒田公平氏作図

図33　御茶屋建物異同図

廊下、H2、H4、D4、D2で囲まれる範囲が『宿割図』の「御台所」に相当しよう。

松江藩の他の御茶屋では楽山、浜佐田など詳細な図面が残されているものもあるが、これは藩の施設を管理する目的をもったものであり、『宿割図』は地元に残すこともあるもので、むしろ当初は御茶屋の図面は記入するものではなかったのだろう。そのため、敷地も西半のみが記されたものと考えられる。

また、近年の松江城下町遺跡の調査によれば、松江城下で来待石の使用が始まるのは、近世末になってという知見があるが、場合によってはここでの浴室遺構のように古くからの使用が考えられる。石材産地が近いためのことであろうか。ちなみに来待石の製品では堀尾忠氏（1604年没）宝篋印塔と堀尾民部（1620年没）宝篋印塔とそれぞれ伝えられるものが、玉湯町報恩寺にあり、江戸初期から用途によっては使用されることもあったものと考えられる。

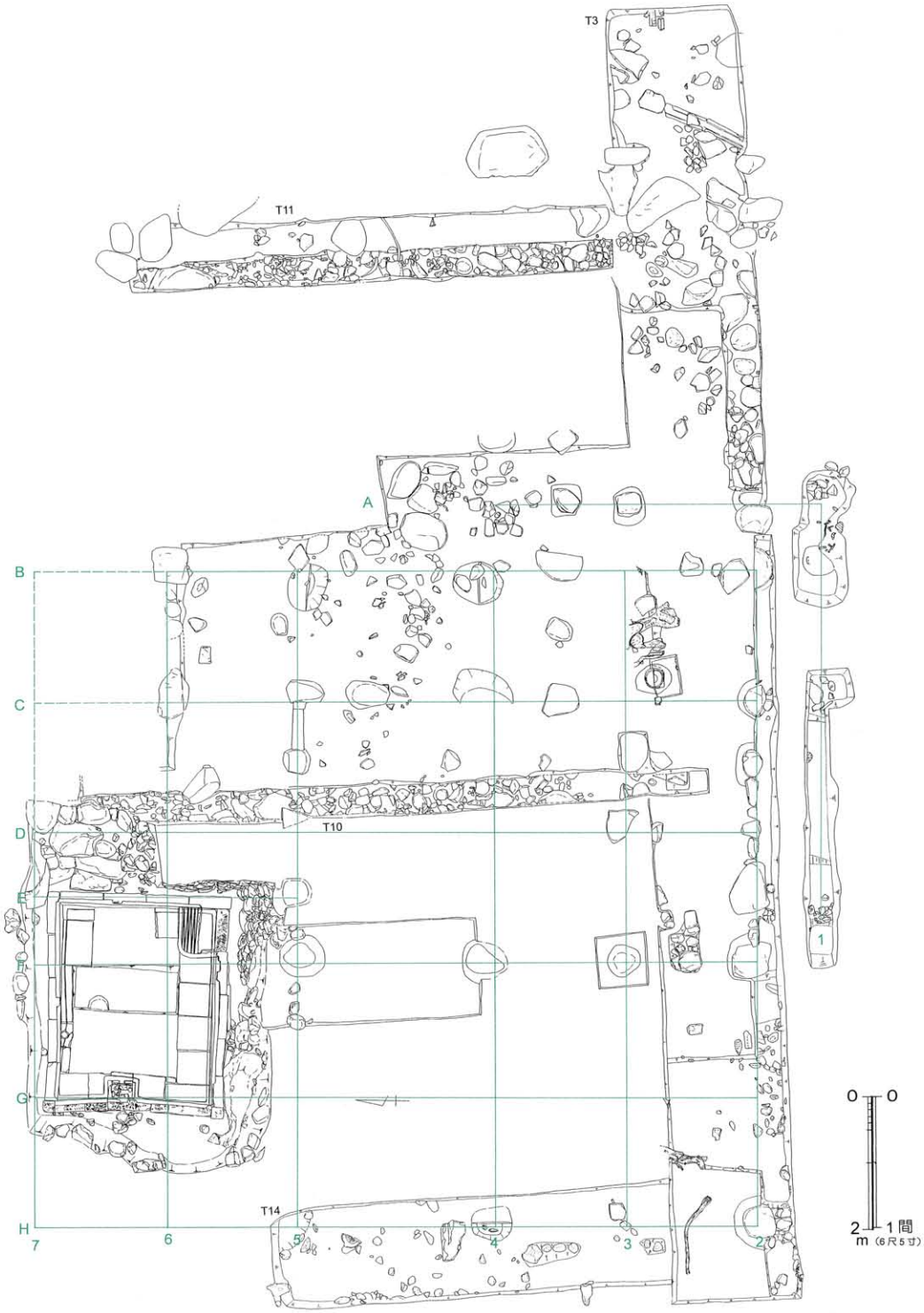

図34　御茶屋建物復元図（1／100）

この報告書に併載した『上御入湯日記留』によれば、記録がつけられ始めた明和3（1766）年以降でも28回の歴代松江藩主の逗留が記録されており、奈良時代の『出雲国風土記』に記載されて以来、豊富な湯量と効能で現代まで親しまれてきている玉造温泉の歴史のうち、近世の松江藩との関係を見せる調査結果を得たものと考えられる。

また、御茶屋浴室には宍道湖南岸の特産品である来待石の切石が使用されており、この史跡出雲玉作跡宮ノ上地点では玉作り、温泉、来待石と、宍道湖南岸の歴史、特産品が象徴的に集合する場所ということができよう。

参考1　**『出雲国風土記』**　733（天平5）年

意宇郡　忌部神戸（いむべのかむべ）の条にすでに玉作と温泉の記述がある。

郡家の正西21里260歩なり。国造、神吉詞（かむよごと）奏しに、朝廷に参向ふ時の御沐（みそぎ）の忌玉作る。故、忌部と云ふ。即ち川の邊に湯を出す。出湯の在る所は、海陸を兼ねたり。仍りて男も女も、老いたるも少きも、或るは道路（くがち）を駱駅（ゆきか）ひ、或は海中を洲に沿ひ、日（ひび）に集いて市を成し、縝粉燕楽（うちむれてうたげあそ）ぶ。一たび濯（すす）けば形容端正（かたちきらきら）しく、再び浴（ゆあみ）すれば、萬病（よろずのやまひ）悉（ことごと）に除こる。古より今に至るまで、験を得ずといふことなし。故、俗人（くにびと）、神湯（かみのゆ）と曰ふなり。

加藤義成著『校注 出雲国風土記』 今井書店　1965年

参考2　**御茶屋**

松江藩には、松崎（松江市春日町）、浜佐陀、今市（出雲市）、安来、吉佐（安来市吉佐町）、出雲郷、津田、玉造、牛尾（雲南市大東町）の9個所に御茶屋があったことが『雲陽大数録』にみえ、このほかに宍道、楽山、松江城三ノ丸にもあった。御茶屋は、松江藩主が領内に出かける際に休憩・あるいは宿泊するための施設。藩によりその施設管理を任されていたのが、玉造における御茶屋守などであると考えられる。同じ様な役割を果たす施設に本陣があるが、藩が所有する施設である御茶屋に対し、本陣は領内の富裕な百姓の家屋を一時的に借りたものである。

参考3　**御茶屋関連文書記録**

1626（寛永3）年　堀尾忠晴、温泉を復興、御茶屋を作る（『玉作温湯之由来』慶安3（1650）年）。

1641（寛永18）年　松平直政、御茶屋を修復。

1662（寛文2）年　玉造村検地帳に、湯納屋敷と御茶屋床が出てくる。

1714（正徳4）年　玉造村ゆ之介孫三郎が「御成之刻元湯遣道具願儀」で柄杓、裏付縁取新板、匙笥（かいげ）の新調を願い出る。

1766（明和3）年　御茶屋建替えのため地鎮祭。

同　　玉作湯神社宮司、「上御入湯日記留」をつけ始める（～明治3年）。

1818～1844文政・天保年間　『御入湯御用御宿割図』できる。

昭和初期　御茶屋が解体される。

＊1　現地説明会の折、建っていた御茶屋の記憶がある方が何人か参加されており、回り縁があったという記憶を証言としてうかがった。このため、小トレンチを追加して縁の礎石と考えられる石材を何個所かで確認した。

また、宮ノ上地区に所在するとされてきた松江藩主の御茶屋跡を今回検出したが、これまで大正年間まで建物が残存していたと紹介された出版物もあったが、玉作湯神社遠藤 融宮司の記憶や現地説明会の参加者から昭和初年まで残存したとされる複数の証言を得たので、付記しておく。

参考文献

玉湯町教育委員会1984『史跡出雲玉作跡－宮ノ上地区 第1次発掘調査概報』

玉湯町教育委員会1985『史跡出雲玉作跡－宮ノ上地区 第2次発掘調査概報』

玉湯町教育委員会1986『出雲玉作跡 保存管理計画策定報告書Ⅰ－宮垣地区・宮ノ上地区－』

玉湯町教育委員会1999『蛇喰遺跡』

玉湯なんでも大事典編集委員会2000『玉湯なんでも大事典』

片岡詩子2002「お茶屋で育まれた茶の湯文化」『松平不昧と茶の湯』不昧公生誕二百五十周年記念出版実行委員会

島根県教育委員会・島根県古代文化センター2004『古代出雲における玉作の研究Ⅰ－中国地方の玉作関連遺跡集成－』

西尾克己・稲田信・樋口英行2005「玉湯・報恩寺の石塔群」『来待ストーン研究』6

史跡出雲玉作跡 宮ノ上地点遠景

調査地北半全景

図版 2

浴室全景（西から）

浴室全景（南から）

浴室内土層堆積状況

浴室と御茶屋礎石群

浴室南東隅溜枡状遺構

図版 4

浴室階段

浴室西辺排水枡

浴室北辺排水口

御茶屋石垣（東から）

御茶屋石垣（北から）

図版 6

庭園池全景（西から）

池石積み状況

T3、T6池排水構造

T4 SK01

図版 8

T10敷地造成地業

T11敷地造成地業

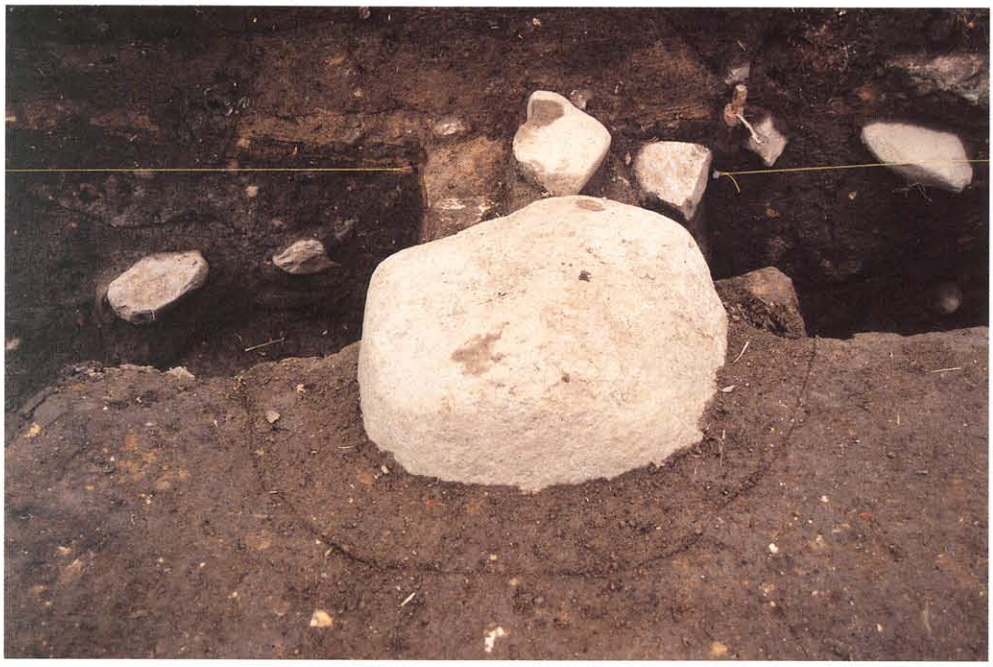

T3礎石据付状況（H2）

T3礎石据付状況（C2-D2中間）

T3礎石抜取り状況（H4）

図版10

T3埋甕検出状況

縁側礎石検出状況（C1）

縁側礎石検出状況（A1）

T14茶臼出土状況

T3池暗渠検出状況

T3脇手水鉢

図版12

T2近世石積み検出状況（北から）

T8近世・近代泉源検出状況（北西から）

T8近世・近代泉源1

T8近世・近代泉源1吐出口

T8近世・近代泉源2

T1屋敷境近世石列（北東から）

T13全景（南東から）

T13玉未製品出土状況

T15来待石石列検出状況（北東から）

T5堀上げ状況（北から）

T9堀上げ状況（南から）

出土近世遺物

出土玉製品・未製品など

図版18

出土碧玉剥片

出土メノウ・水晶剥片

T2石材検出状況

T2甕検出状況（図版23右上）

T16浴室作業風景

図版20

T4 SK01内部

T4 SK01底部

T12（南から）

T5須恵器検出状況

T19（北西から）

中学生現地見学

図版22

調査指導者会

現地説明会

埋め戻し作業

T2出土甕

T14出土茶臼

T3出土埋甕

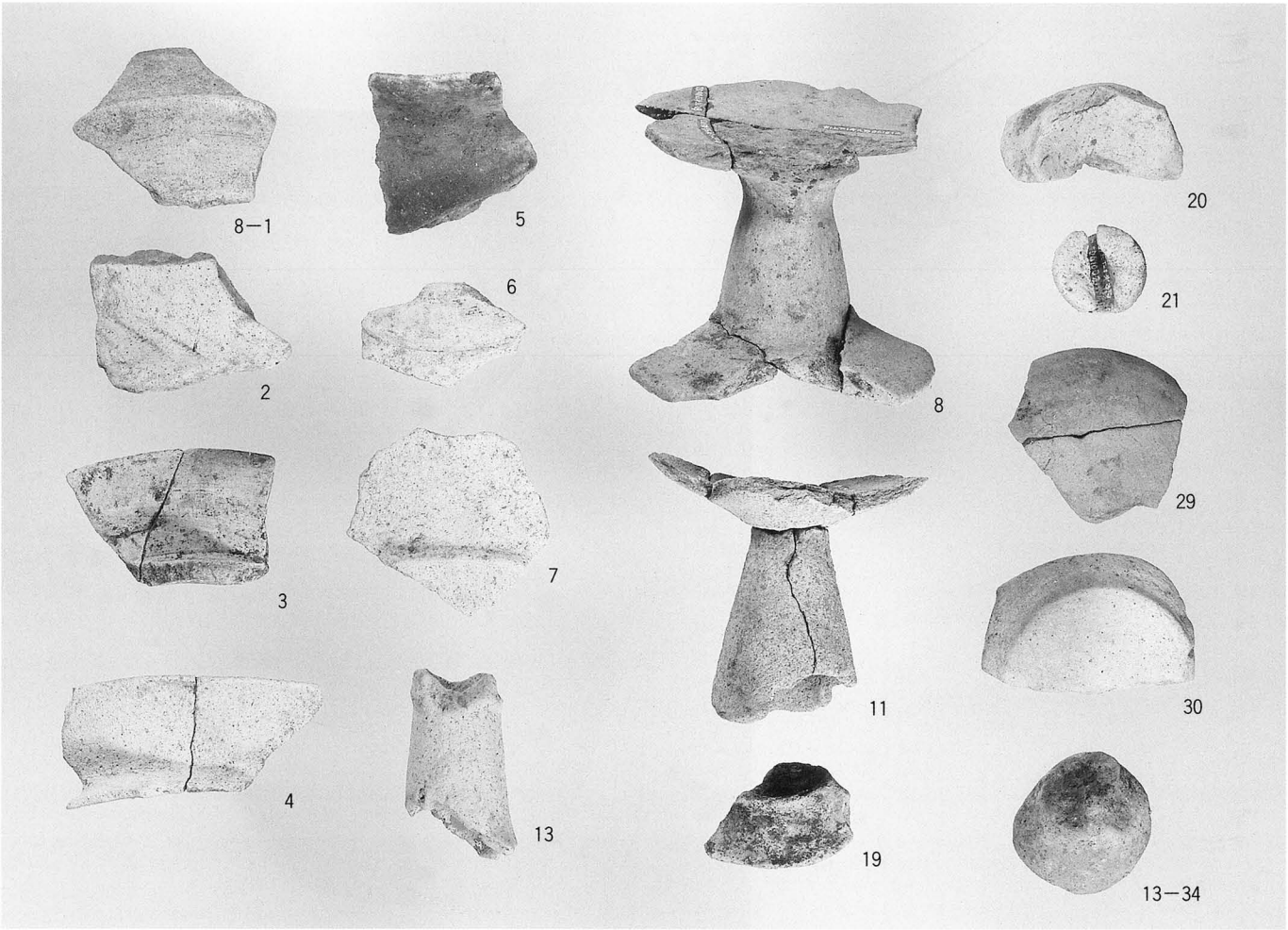

出土土師器・土師質土器

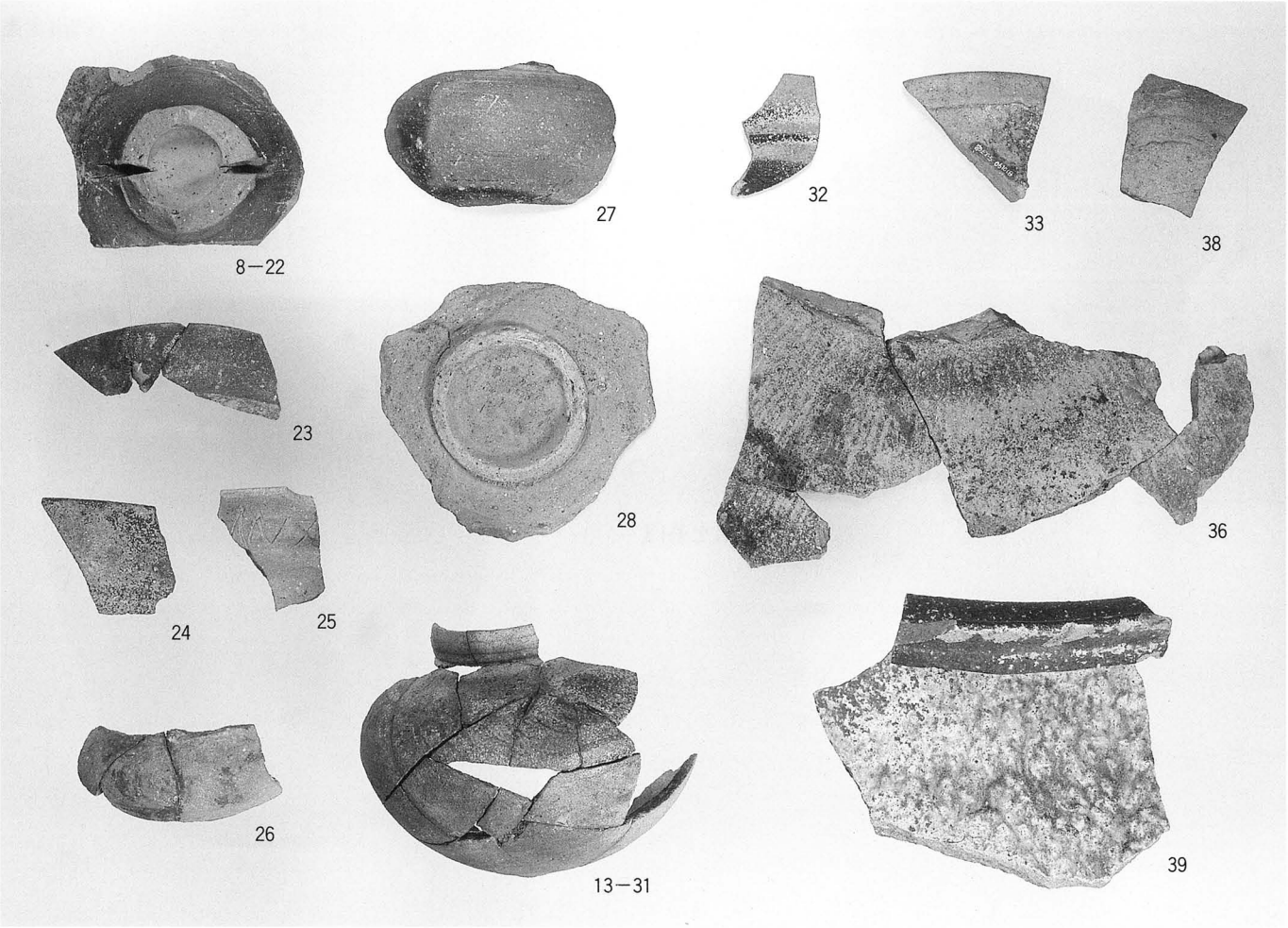

出土須恵器・陶器

第5章

上御入湯日記留
御入湯御用御宿割帳
御入湯御用御宿割図

凡例

一、本書に収録された『上御入湯日記留』、『御入湯御用御宿割帳』は、いずれも松江市指定文化財（平成十四年度指定）である。『日記留』は玉作湯神社（松江市玉湯町玉造五〇八）が所有・保管し、『宿割図』は清巌寺（松江市玉湯町玉造五三〇）が所有し、松江市立出雲玉作資料館が保管する。『宿割帳』二冊は、宍道町宍道の故木幡久右衛門氏から旧玉湯町へ昭和四八年に寄贈され、出雲玉作資料館で保管する。

一、『上御入湯日記留』には、「読み下し文」を掲載し、語句および内容についての「解説」を加えた。

一、『日記留』は基本的に日を追って書かれている。本文にはないが、便宜上、日付と内容を付して見出しとした。

一、文書の読み下しにおいては、読みやすくするために次のような措置を講じた。

・略字、旧字体および異体字は、標準字体に直した。

・助詞などとして使われている漢字または片仮名は、平仮名で表記した。

・原文で清字に書かれていても文意が通じにくい場合は濁点を付した。

・句読点を加え、必要に応じて「　」も使用した。

・難読または間違いやすい漢字にはルビをふるか、平仮名に直した。

・当て字または誤字と思われるものには、右に（　）をつけ正しいと思われる文字を記した。

・ひらがなで書かれ意味が読み取りにくい場合は、右に（　）をつけ漢字を記した。

・意味不明で正しい文字がわからない場合は、原文のままという意味で（マヽ）とした。

・送り仮名および仮名遣いは、現在の送り仮名の表記法および現代仮名遣いに従った。

・本文が訂正してある場合は、読み下し文のその個所に「・・・」を付し、［　］内に元の文言を記した。

・解読出来なかった文字は、□で示した。

一、本書の解読、読み下し文の作成は、松本美和子（元宍道町史編纂室専門調査員）が行った。解題および編集は、松本美和子と勝部衛（松江市立出雲玉作資料館）が共同で行った。

一、文書および宿割図のパソコン入力にあたっては、和田美幸氏（松江市教委文化財課）および伊藤るみ子氏（出雲玉作資料館）の助力を得た。

目次

凡例 ―― 1
解題 ―― 2
上御入湯日記留 ―― 4
上御入湯御用御宿割帳 ―― 25
上御入湯御用御宿割図 ―― 32

解題

上御入湯日記留　日記留は、明和三（一七六六）年から明治三（一八七〇）までおよそ百年にわたり、御茶屋を訪れた藩主の動向、玉作湯神社との関わりを日付に従い記したものである。書いたのは御茶屋に隣接する玉作湯神社の四代にわたる神主、遠藤帯刀藤原春喜・同伊予藤原寿員・同織衛藤原有喜・同大衛藤原寛喜である。

明和三年の最初の記事から次の寛政一一（一七九九）年の記事まで、三三年間入湯記録のない時期がある。松江藩の『出入捷覧』には寛政元（一七八九）年治郷入湯の記録があるが、このことは日記留では触れられていない。このことから明和三年の御茶屋地鎮祭の記事は後から遡って追記したと考えられ、この日記の書き初めは正確には寛政一一年からとするのが妥当であろう。藩主でいえば、松江松平第七代藩主治郷の在任期間（明和四年～文化三年）の中途から最後の藩主第十代定安とその養子弐当麿（のち直応、一一代当主）までである。

この日記留は、大正四年と十四年に玉作湯神社が郷社から県社に昇格出願の際の資料として整理され提出されたようで、この時新しい表紙が作られている。昭和三年に県社となった。

表　8代目以降の玉作湯神社神主（玉作湯神社提供資料による）

代	神主名	没年月日	没年齢
8	遠藤主税藤原与信	明和元（1764）年正月17日	不詳
9	遠藤帯刀藤原春喜	文政９（1826）年７月19日	69歳
10	遠藤伊予藤原寿員	文政４（1821）年11月16日	32歳
11	遠藤織衛藤原有喜	安政４（1857）年１月17日	54歳
12	遠藤大衛藤原寛喜	明治27（1894）年３月21日	65歳

玉作湯神社は、『出雲国風土記』（七三三年）に「玉作湯社」として登場し、『延喜式』神名帳（九二七年）には「玉作湯神社」として登載された古社である。日記留には「玉造湯神社」、「湯船大明神」、「湯船神社」、「湯船社」、「湯宮」と出て来る。永禄元（一五五八）年の最古の棟札には「湯姫大明神」とある。明治以降は、「玉作湯神社」。

神主は遠藤家が代々務めている。判明している範囲では、播磨国佐用の戦で手柄をたて、織田信長から「感状」（天正五年十二月五日付）をもらった遠藤左京之進を祖とし、次の代の遠藤宮内大夫から玉作湯神社の神主を務めている。左京之進から数えて当代の遠藤融宮司は一五代目にあたる。

御茶屋は、藩主が視察や鷹狩りなどのため領内にでかける際、休憩宿泊するため藩が設けた施設である。玉造御茶屋はいわば温泉付きの藩主専用の別荘で、静養のために使われた。

江戸初期、堀尾忠晴の代に設置され、寛政一八（一六四一）年修復（『玉作温湯の由来』）、明和三年には『日記留』にあるように建立のための地鎮祭が行われた。一九世紀前半頃に書かれた宿割図に建物の一部が描かれているが、平成一八年松江市教育委員会により発掘調査された最後の御茶屋跡とは建物の位置が異なっている。設置されて後、二百数十年の間に修理や改築が繰り返し行われたと考えられる。

四五枚の冊子である。

御入湯御用御宿割帳　玉造御茶屋へ藩主が入湯に訪れる際、随行の家臣は宿屋や民家に分宿した。宿割帳は、誰がどこに泊まるかを書き記したものである。意宇郡の下郡を勤めたこともある宍道町の木幡久右衛門

方に所蔵されていたもので、昭和四八年八月玉湯町へ寄贈された。

宿割帳は、二冊残っている。文政二（一八一九）年一二月と天保二（一八三一）年八月の日付がある。文政二年は第八代藩主斉恒、天保二年は第九代藩主斉貴の入湯に際して作られたものである。両度とも入湯日記の記録にある。

二冊とも同じ大きさ、同じ体裁の横帳で、本文は上段に家臣の氏名、下段に宿泊する家主の名前と宿泊する場所が書かれている。文政二年のものには二〇〇人余り、天保二年のものには一二〇人ほどの家臣の名がある。この中には御用窯であった布志名焼の永原与蔵と土屋善六、楽山焼の長岡次助の名も見える。

御入湯御用御宿割図　先の宿割帳と同じく、家臣が宿泊をする際の宿割りをするために描かれ、宿割帳と対をなすものと考えられる。ヨコ一三五センチ、タテ七〇センチの著色絵図で、川及び水路は青、道は朱、家は黒で書かれている。宿割図と宿割帳には共通した名前が多く見受けられ、ほぼ同じ年代、すなわち化政期から天保期頃に作成されたと考えられる。

絵図の中央付近には元湯（泉源）が描かれ、それを取り囲むように、湯薬師堂・共同浴場・御制札場・勢溜まり・御茶屋などの公的施設、宿屋をはじめとする民家が位置している。二階屋は、一階の上に二階部分を別の紙に書き、貼り付けている。

御茶屋は玉作湯神社の北西に接して描かれている。御茶屋の周囲は線で画されており、塀のような施設があった可能性もある。「御門」は敷地の南西側にあり、西に向いている。御茶屋の建物は、別の紙に書かれ貼り付けられている。「御台所」、「小湯」をはじめ八畳、四畳、三畳の部屋が描かれているが、北側部分は省略されている。

絵図には、役職名の書かれたタテ三センチ、ヨコ一・七センチの短冊形の紙片が、宿泊する家の部屋に貼り付けてあった。この小さな紙片は、畳んであった絵図を広げるときに剥がれ落ち、今は一四枚の内一枚だけが元の位置に残っている。

この絵図は御茶屋の南約一五〇mにある清巌寺に保管されていた。この寺は「御除場」として宿割帳の筆頭に書かれている。何かあった時の待避・避難場所であった。

上御入湯日記留

（新表紙①）

上御入湯日記留

（新表紙②）

玉造、新湯ノお茶屋に於て

上御入湯日記留

神主　遠藤帯刀

（旧表紙）

上御入湯日記留

神主　□□

帯刀□□

（旧表紙裏）

遠藤帯刀藤原春喜

（新表紙②裏）

明和三年戌九月十二日、当初御茶屋建立の節、

地鎮

同二十五日屋札御祈祷仕り候につき、金二百疋ずつ両度とも御初穂として、御作事奉行高木平蔵殿より遣わさる。遠藤老耄（ろうもう）九歳の時執行畢（おわ）んぬ。

（解説）

新表紙①②は、いずれも新裏表紙とともに大正十四年に日記留を整理した際新たに作られたものである。新表紙②の裏に書かれているこの記事は、一部に相違はあるが、左記の本日記留最初の記事（明和三年）を書き写したものと考えられる。

■明和三（一七六六）年九月　地鎮祭

明和三年戌九月十二日、当所御茶屋御建立の節、地鎮。同二十五日屋札御祈祷仰せ付けられ、金二百疋ずつ両度とも御初穂として、御作事奉行高木平蔵殿より遣わさる。遠藤老耄九歳の時執行畢んぬ。

（解説）

明和三（一七七六）年と次の記録寛政十一（一七九九）年とは三三年のブランクがあり、日記を整理した際に御茶屋の地鎮祭をしたことを他の記録から書き加えたと思われる。

■寛政十一（一七九九）年十一月　治郷弟、蒔田六毛入湯

寛政十一年未十一月四日、蒔田六毛様御入湯に御越し。同十日御玉串差出す。同十二月一日御社参。神酒（みき）・洗米御頂戴遊ばされ、御初尾（穂）として金百疋仰せ付けらる。さてまた御占い仰せ付けられ卦体書（けたいしょ）差し上げ候処、御初尾として銀壱両ならびに御蕎麦頂戴仕り候

（解説）

「蒔田六毛」は、第六代藩主宗衍の四男定静（さだちか）。「六毛」は号。治郷の弟にあたる。明和八（一七七一）年幕府扈従番頭蒔田伊勢守定安の養子となる。

「卦体書」は、占った卦に現れた結果を記したもの。

■寛政十二（一八〇〇）年二月　松江藩七代藩主治郷入湯

寛政十二年庚申二月十二日、殿様御入湯になされ候に付き、御茶屋御門前にて、御通り懸け御目見え仕る。同十三日当社御社参遊ばされ、御幣を捧げ御神酒御頂戴遊ばされ、ならびに御女中方へ御さし遊ばされ、いずれも御頂戴これ有り。さてまた神前において祭礼の式など御問い遊ばされ候に付き、御直答申し上げ、鏡石御覧につき、御見様御演説申し上げ、御側役和多田二平次殿ならびに森本文太殿、その外御側役中御供これ有り。同十四日万屋において御初穂下され、受取書差し出し候。左の通り。

覚

金百疋

右、御社参御初穂として、上より下し置かる段有難き仕合せ、慥(たしか)に神納仕り候　以上

玉造湯神社神主

寛政十二年　　遠藤帯刀　判

申二月十四日

深津安助殿

「この人郡方元〆也」

同十九日、御玉串・御洗米・御熨斗、御側役和多田仁平次殿御取り次ぎにて献ず。玉石の欠ヶならびに当所の珍石の類差し出し候様仰せ付けられ、御茶道方舟越宋古殿を以て献ず。同二十五日、御帰城につき御茶屋御門前にて御通り懸け御目見え仕り候。御仕立所より御初穂二十五日に受取り、御玉串差し出し候

宿御坊主五人

御茶道組頭

山田宋寿　主従弐人　賄(まかない)　上百八十文

下百五十文

二月十四日より廿五日まで

御側坊主

坂本雄峯

木村良巴

高村紹林

松信大空

右御台所仕出し、外(ほか)御貸人弐人共

（解説）

「鏡石」は、かって本殿の前にあり、直径五〇センチほどのめのう質の岩石である。表面に円形に水晶の細かい結晶が集まったところがあり、名前の由来となった。現在も神社にある。

「万屋」は藩主の出郷にあたり、一行に必要な人馬や品々、水などを調達する仕事を行う役所の機能を果たしたところ。宿泊場所に近いところの民家がその都度臨時に当てられ、藩の役人や村の役人が詰めていた。

「珍石」は、上質の玉の意。神社に保管されていた勾玉などの玉類と考えられる。

藩主に付き従う家臣は旅館や民家に分宿したが、今回は茶道方の坊主衆が神社を宿としたことがわかる。

■享和元（一八〇一）年六月　治郷入湯

覚

（張紙）「治郷」

一享和元年酉六月十日より同十七日まで殿様御入湯遊ばされ候。同九日

より社籠仕り、御入湯御相応の御祈願申し上げ、同十三日、御玉串・御洗米・熨斗、御茶屋へ持参仕り、御側役長崎半蔵殿御取り次ぎを以て献上仕り候。同十四日暮六ッ時御社参遊ばされ、御神酒・洗米御頂戴遊ばされ、御女中両人、神酒・洗米御頂戴これ有り候。神楽執行仰せ付けられ、執行仕り候。御懇意の御意数々御直答申し上げ、有難き仕合せに候

一金百疋　御社参御初穂として下し置かる

一金百疋　御女中（おぬいさま）（おかつさま）　御両人より下され候。

右御両人へ御玉串・洗米等、御次小買物方川上勘蔵・堀園三良取り次ぎを以て差し出し申し候

一六月十五日祭礼の砌、御入湯殊に御社参遊ばされ候に付き、祭礼御玉串差上ぐべきやの趣、御近習頭脇坂十郎兵衛殿、御側役堀尾弥祝殿、長崎半蔵殿へ相伺い候処、その旨仰せ付けられ、同十六日御玉串・御洗米差し上げ申し候

一金百疋　祭礼御初穂として下し置かれ候

一同十七日、宝物・太鼓の胴・棟札御覧遊ばされたき由、御茶屋まで持参仕り候様仰せ付けられ、持参仕り候。御覧の上、これは格別の宝物に候条、以来子々孫々に至るまで随分大切に取り扱い候様御意の趣、旧記にも記し置き候様、御側坊主坂本雄峯を以て仰せ渡され候

一同十日、十七日、御往来御茶屋御門前において御目見え仕り候

一同九日より御茶道組頭高村紹巴主従弐人宿仕り候、賄共

一同十日より御側坊主坂本雄峯・木村良巴・川村宋無・太田宋有、右四人宿仕り候。これは御台所賄い。右四人の家来弐人賄い共宿仕り候

（解説）

「神楽」は、神社の祭礼などで奉納される歌舞ではなく、ここでは太鼓などの楽器を打ち鳴らすことの意。後でも出て来るが同じ意味。

六月十五日は、神社の夏の祭礼日だったので、特に祭礼玉串を献上している。

太鼓は、現在も神社に保管されている時衆太鼓。胴の内部に墨書があり弘安三（一二八〇）年、「すいあ」という人物が因幡国若桜郷の光福寺へ寄進したもの。その後変遷を経て、玉造の地頭佐々木伊予守秀貞が玉作湯神社へ奉納したと伝えられる。棟札は多数残されているが、永禄元（一五五八）年九月が最古。この棟札には「地頭湯宮菊丸十二歳」とある。湯氏は中世の国人領主で玉造を中心に地域を支配した。

「おかつどの」、「おぬいどの」はいずれも、治郷の側室。

■享和元（一八〇一）年十一月　治郷入湯

一享和元酉十一月十一日より廿五日まで、殿様御入湯遊ばされ候に付き、同十七日御玉串・御洗米・御熨斗、献上仕り候。御往来御目見え、御茶屋御門前において仕り候。同廿五日御初穂として金百疋下し置かれ候

金百疋　奥女中おぬいどのより御代参。

金百疋　奥女中おかつどのより御代参。
一同十一日より御茶道与頭（くみがしら）青山宗悦主従弐人、御側坊主四人、坂本雄峯・木村良巴・川村宗無・太田宋有ならびに家来弐人
四人　賄い
都合八人宿　内
四人　御台所仕出し

■享和三（一八〇三）年六月　治郷入湯

一享和三亥六月七日より同十五日まで、上　御入湯に付き御逗留中社籠。御湯御相応の御祈祷仕る。同十二日御玉串差し上げ候。御初穂として金百疋御側役赤木数馬殿より御次小買物役人米村和右衛門を以て社納致さる。
同十三日、奥女中おぬいどの・おかつどの両人へ御玉串ならびに御かつどのへ御平産の御符守相添え、小買物方役人を以て差し出し候処、御両人より金百疋づつ、同役人堀其三良を以て社納致され候。
同十五日、祭礼御玉串差し上げ候様、御側役後藤嘉兵衛殿より仰せ渡され、同役赤木数馬殿を以て御玉串差し上げる。同御初穂金百疋堀其三良を以て献ぜらる。
同八日・十三日両度、御台所奉行日野夫七・九蔵両人へ相願い、御神酒献ぜらる。
藍川通青・坂部甫隆・横山隆珉主従六人、手賄い御宿仕り候。
同七日・十五日両度御茶屋前にて御目見え仕り候　以上
〆

（解説）
手賄いは、自分で自身の食事を賄うこと。

■享和三年（一八〇三）十一月　治郷入湯

一享和三亥十一月三日より殿様御入湯
御玉串・御洗米・熨斗、御側役有馬軍内殿を以て献上。
右同断。御次小買物方を以て、お縫殿・おかつ殿御両人へ差し出す。
橙柑弐百□十一月十日献上す。
金百疋　御初穂として上より下し置かる
金弐百疋　同断。奥女中御両人より下さる
殿様少々御ふ（不）例に付き、御快全遊ばされ候様、御祈祷いたしくれ候様、おかつ殿より御頼み、御初穂として金百疋是を下さる。御玉串・御洗米・神酒・熨斗、御次小買物方へ差し出す。
御茶道組頭青山宋悦主従弐人、十一月朔日より同十五日宿いたし、御側坊主四人下人壱人、同三日より十五日宿仕り候。例の通り御神酒御台所より受け取り、例の通り御茶屋御門前御目見え仕り候。

（解説）

「御ふ例」とは、貴人が病気のことをいう。ここでは治郷の体調が悪いことをさす。

■享和三（一八〇三）年亥十一月二十三日　治郷御筆寄進

享和三年亥十一月二三日

一湖南玉造薬泉神社と御認（したた）め遊ばさる。

太守治郷様御筆、御女中お縫殿・お勝殿両人御寄進として下し置かる。

御次小買物方より相渡され、右請取書左の通り。

覚

一御筆　額字

薬泉神社

右、御縫殿　御勝殿　御両人様より玉造村湯船大明神へ御寄進成させられ候につき、御渡し下され、有り難き仕合せ、慥に神納仕り候。誠に以て冥加至極、永代神前に掛け置き、御両人様御安全御長久の御祈り誓誠を抽（ぬき）んじ奉るべく候。且つ又、御筆額掛け候とて、往々愁訴がましき儀、申し上げまじく候処、実正に御座候　以上

享和三亥十一月二十三日　　遠藤帯刀判

意宇郡玉造村湯神社神主

山本清六郎殿

右御取り成し□

御次小買物御役人

山本清六郎　米村和右衛門　堀園三良　園山〔森〕要兵衛

同所下役　冨岡喜佐右衛門　松浦祐蔵

御納戸奉行

佐々佐（さっささすけ）　武藤祐兵衛　今瀬利助　内海佐次右衛門　間瀬太良作　村田幾右衛門　坂井台之進　□右内

〆

（解説）

この時寄進された不昧直筆の「御筆」は、「湖南玉造薬泉神社」と書かれている。軸装され玉作湯神社に現存している。

■享和四（一八〇四）年正月　治郷入湯

一享和四年子正月二十三日より御入湯につき、同日より社籠御祈祷仕る。

同二十九日御玉串・御洗米・御熨斗、御側役御取り次ぎを以て献上。

金百疋、御初穂として下さる。

一栗・九年母（くねんぼ）献上。

右同断、御女中御両人へ御次小買物方役人中を以て差し上げる。

金弐百疋　御両人御初穂として備（供）えらる。

青赤蔦定紋挑燈（ちょうちん）弐張、殿様御立願解（ほど）きとして於勝殿より献ぜらる。

右御初穂として金百疋献ぜらる。

右御筆御額出来候に付き、御茶屋に於て御覧の上、正面に掛け置き候様御意に付き、同二十八日清目（きよめ）奉納執行仕り候

御額細工人

御大工　吉田幸七　三貫百三十文　木代、細工料

御細工人　飯嶋平兵衛　金弐歩　字鑿（うがち）賃紺じゃう（青）賃

塗師　百八捨匁　塗賃

〆

同二十三日御出。同晦日（みそか）御帰殿。両度共御茶屋御門前に於て御目見え仕り候。

一同二十三日より晦日まで、御茶道与頭立原長佐、御側坊主坂本雄峯、太田宗有、川村宗無、周藤永甫、右五人下弐人宿仕り候。

一御筆御額字、妹尾大助殿相頼みこれを写す。御正筆は上より表具代四拾匁遣わされ、表具、鶴か屋太左衛門表具す。

口上の覚

一意宇郡玉造村湯船大明神神前額

御筆　薬泉神社と御認め遣わされ、有り難き仕合せ、永代神前に掛け置き社の重宝に御座候間、右御披露かたがた御届け申し上げ候　以上

享和四年　神主　遠藤帯刀

子三月

幣頭　遠藤河内殿

右の通り、寺社役所へ差し出し候所、届に及ばざる由にて差し返さる。

（解説）

前年十一月に殿様少々病気のため祈祷を頼んだおかつ殿がその願解き（お礼参り）として、提灯二張を献上した。神前額は長く本殿前に掲げてあったが、傷んだため外して別の場所に保管されている。「紺じやう」とは文字に施した色（紺青色）。「九年母」はミカンの一種。

■文化二（一八〇五）年六月　治郷四女幾千姫誕生

一文化二丑六月朔日、御仕立所於勝殿御臨月につき、寸志御祈祷。御玉串・御洗米・熨斗・御神酒・御備餅一重、御小買物方米村和右衛門・堀園三郎・冨岡喜佐右衛門を以て差し出す。

一同十二日御平産。幾千姫様御誕生。これにより同二十六日寺社奉行所より、明日御次小買物方役所へ罷り出で候様申し参る。同二十七日小買物方へ罷り出で候所、先達て於勝殿へ御祈祷差し出し候由、殿様御（ご）聞（ぶん）に達し、心妙の旨に思し召し、よって御初穂下し置かる由、米村和右衛門より申し渡し、尚又、御礼にこの度御産引き請けの御納戸奉行佐々佐々殿、村田幾右衛門殿ならびに両寺社奉行中へ相廻り候様申し含まれ候に付き、廻勤す。

金百疋　文化二（年）六月、於勝殿御平産として上より下さる。

（解説）

幾千姫は治郷の第四女。文政三年、一六歳で下総国佐倉藩主堀田相模守正愛に嫁ぐ。書画に長じ和歌に堪能で、玉映と号した。茶器等の箱書きに筆跡が残る。文久三年十二月、五九歳で死去。

■享和二（一八〇二）年正月から文化元（一八〇四）年六月

一享和二戌正月年頭、御玉串、山本清六良を以て御女中方御両人へ差し出す。殿様へは御女中方より御披露下さる。

一同戌六月祭礼、亥正月年頭御玉串米村和右衛門を以て江戸表へ差し上ぐ。

一子正月、山本清六良を以御玉串差し上ぐ。殿様、お勝殿御部屋へ入らせられ候て御披露これ有る由。

一文化元子六月、同二丑正月、右両度米村和右衛門を以て江戸表同役中相届け、御披露相済す由。

（解説）

享和二年正月から文化元年六月までの記録は、文化二年六月と同八月の間に記されており、日付の順序があわない。書き残した部分としてここにまとめて挿入されたものと考えられる。

■文化二（一八〇五）年八月　治郷入湯

一文化二丑八月十日より治郷殿様御入湯につき、同日より宮籠り御祈祷。御前酒、御神酒として御台所奉行比野武兵衛殿より受け取る。

同十四日里いも・枝豆献上。右取り扱い、御茶道与頭青山宋逸を以て御側役へ差し出し献上相済し候由、御側役垂水左部殿より仰せ渡さる。

同十六日御社参。神前において御神酒・御洗米御頂戴有り。次に御女中両人御伽（とぎ）の者まで、御神酒頂戴仰せ付けらる。

金百疋　於縫殿御初穂　同刻神前へ献ぜらる
金百疋　於勝殿御初穂
金百疋　上より御初穂　同十七日

御側役垂水左部殿・土屋平八良殿御差し図を以て堀園三良持参至（致）され、これを受け取る。

右御社参御礼のため、同十七日上下（かみしも）にて御近習は残らず、郡奉行・御吟味方・御伽の者等まで廻勤仕り候。

同十九日御玉串・御洗米・熨斗、御茶屋御側役垂水左部殿御取り次ぎを以て献上。御玉串・御洗米・熨斗、於縫殿・於勝殿へ御次小買物方米村和右衛門を以て差し出す。

同十日御出での節、二十三日御帰城の砌、両度共御茶屋御門前にて御目見へ仕り候。

同十日より二十三日まで、御茶道組頭青山宋悦主従弐人、御側坊主坂本雄峯・木村良巴・川村宋無・川上茶斎・周藤永甫外小人壱人宿仕り候

■**文化四（一八〇七）年十月　松江藩八代藩主斉恒入湯**

一文化四年卯十月十七日より殿様御入湯。

同二十一日御玉串・御洗米・熨斗ならびに里芋、御側役高木源十郎御取り次ぎを以て献上す。

同十八日、二十三日両度、御神酒として御前酒御塩梅方（あんばいかた）役吉岡次良助殿請け取る。

同十七日より二十四日まで、御茶道組頭立原長佐主従弐人宿仕り候。

同二十四日より御茶道組頭上田柳巴宿いたし候。

同十七日より二十九日まで御側坊主横見雷雲・安部林茶・太田三甫ならびに家来壱人、主従四人宿いたし候。

同二十八日金百疋、御初穂として御側役御差（指）図を以て、御次小買物方舟越惣左衛門を以て社納これ有り。

同二十九日御帰城の砌御社参これ有り。御熨斗・神酒・洗米御頂戴有り。この時斉恒様初め（て脱ヵ）御入湯の節也。

（解説）

この時かかった経費は、米二一俵、金三三〇両であった。（『出入捷覧』）

■**文化五（一八〇八）年二月　斉恒入湯**

一文化五年辰二月四日、杵築御社参御帰り懸け御入湯。同十一日昼過ぎ、松江末次大火事にて俄（にわか）に御帰城。御出での節、御茶屋御門前御目見え仕る。同十一日御玉串、御茶道組頭上田柳巴を以て献上。同五日御神酒として御前酒頂戴。

御茶道組頭立原長佐、四日夜より六日昼過ぎまで、六日昼より十一日夜まで上田柳巴ならびに家来壱人宿仕る。御側坊主安部林茶、大田三甫ならびに家来壱人四日夜より十一日昼まで宿仕る。

同十七日より又々御入湯、野白より忌部を通り、宮の庭通り遊ばされ候につき、宮の庭にて装束にて御目見え。それより二十四日御帰城まで社籠候。

同十九日、里いも・つくいも献上。御茶道組頭渡部専意を以て御側役土屋平八郎殿御取り次ぎこれを献上。仍て同人御受の挨拶これあり。御時計の間にて御吸物、御酒を下さる。

同日、御台所奉行渡部太蔵殿より御前酒受取る。

同二十四日、御代参として土屋平八郎殿参詣。御初穂として金子百疋下さる。

同日御帰城の砌、御茶屋御門前御目見え仕る。

同十七日夕より渡部専意、安部林茶、太田三甫、家来弐人、同二十四日昼まで宿仕り候。

（解説）

「杵築御社参」とは、杵築大社（現出雲大社）にお参りすること。

「末次大火」は、松江城下茶町より十一日午前中に出火し、御舟屋に

至る間一八〇六戸が焼失した火事。十二日暁にはおさまる。（『出雲私史』）。この火事で藩主は一時帰城したが、六日後に再び入湯のため来玉している。

「つくいも（仏掌薯）」は、つくねいもの別称。ヤマノイモの一変種で不規則な塊状をなす。

■文化五（一八〇八）年四月　治郷（御隠居）入湯

（張り紙）「治郷」

一文化五辰四月十日より御隠居様御入湯遊ばされ、朝夕御祈祷仕り候。

同十四日、大根拾本・蕨三把・玉子弐拾五、献上仕り候。御納戸奉行村田幾右衛門殿御取り次ぎを以てこれを差し出す。

同十七日御社参。銀弐両御初穂として下さる。金弐百疋於縫殿・於勝殿より御初穂として小買物方川上勘蔵殿より請け取る。

同十八日、御玉串御納戸奉行廣田九助殿御取り次ぎを以て差し出す。

御女中方両人へ御玉串小買物方へ差し出す。釣柿（つりがき）七拾・焼米粉壱袋、同所へ相添え差し出す。

（解説）

「釣柿」とは吊し柿（干柿）のこと。

■文化六（一八〇九）年十月　斉恒入湯

文化六巳十月十六日より殿様御入湯。同二十三日玄猪（げんちょ）御祝儀につき御帰り。同廿五日に又々御出で、十一月十二日まで御入湯遊さる。御往来御目見え、御茶屋御門前にて仕り候。

十月十八日、密柑百三十、御側役三嶋右膳殿御取り次ぎを以て献上。御吸物にて御酒頂戴。

十月十七日・同二十六日・十一月六日、御台所より御前酒、御神酒として受取る。

十一月十二日、桜井又市殿御代参。金百疋、御初穂、御次小買物方冨岡喜佐右衛門を以て遣わさる。

御側坊主弐人

安部林茶・大田三甫、家来壱人

御茶道組頭

上田柳巴　十月十六日より二十三日まで

渡部専意　十月二十五日　十一月三日まで

立原長佐　十一月三日より十二日まで

外家来壱人

（解説）

「亥猪」とは、陰暦の亥の日に行われる、いわゆる亥子の祝いのこと。毎年この日には城内において藩主と家臣が対面して祝う。

■文化七（一八一〇）年二月　斉恒入湯

一文化七午二月四日より御入湯。例の通り御目見え。御神酒、御台所より樋野夫七殿差(指)図を以て受取る。

同九日、里芋献上。和田多(和多田の誤りか)奥八殿取次ぎを以て差し出す。

同十二日御玉串、桜井又市殿取り次ぎを以て献上仕り候。

同十八日帰殿。御代参、赤木隼太殿勤めらる。金百疋、御初穂大野幸平を以て献ぜらる。

■文化八（一八一一）年九月　斉恒入湯

一文化八未九月二十二日、玉造にて仁多・飯石へ御出郷。同二十八日、御帰り懸け御入湯。十月五日に御帰城。右御通り懸け御目見え三度共仕り候。

十月朔日密柑百・里芋、右両品、土屋平八郎殿御取り次ぎを以て献上仕る。御酒頂戴仕る。

同三日、御玉串土屋平八郎殿御取り次ぎ献上。同五日、高田右門殿御代参。

金百疋　御初穂大野幸平を以て献ぜらる。

金百疋　右御入湯の節献上物いたし候につき下さる。

三月二十六日、寺社奉行朝日奈猪兵衛殿役所にて受け取る。

■文化十（一八一三）年十月　斉恒入湯

文化十酉十月十五日より御入湯に付き、御通り懸け御目見え。同十八日御玉串・里芋献上。御吸物・御酒頂戴。同十六日御神酒、御台所より受取る。同十九日御初穂

金百疋　小買物方石原惣助より受取る。

同二十日御代参として、赤木隼太殿御社参。神酒・洗米御頂戴。

■文化十（一八一三）年閏十一月　斉恒入湯

文化十年酉閏(うるう)十一月十六日より御入湯、十二月三日に御帰殿。御門前御目見え仕り候。御神酒、御台所より閏十一月十七日に受取る。御玉串ならびに里芋・玉子二十五相添え、同二十二日献上。御吸物・御酒頂戴。御側役桜井又市殿御受けこれ有り。

御女中へ里芋、石原惣助を以て差し出す。金百疋御初穂、御側役土屋平八郎殿、同十二月三日に御代参。金百疋　献上物、御祝儀として遣さる。銀弐両、御女中方へ下さる。

（解説）

陰暦の月には大小あり、大の月は三十日、小の月は二十九日からなる。陽暦の一年と日数の不足を生じるため、二～三年に一回「閏月」といって一年を十三ヶ月にして調整した。この年は十一月が二回あり二回目のものを「閏十一月」といった。

■**文化十一（一八一四）年二月　斉恒入湯**

文化十一甲戌二月十日より御入湯。御茶屋御門前にて御目見え仕る。同十三日、御神酒御台所にて受け取る。同十五日、御玉串ならびに玉子六十、御側役和多田奥八殿御取り次ぎを以て献上。同人これを受け御挨拶これ有り。御吸物、御酒頂戴。

同十七日、袴田但見殿御代参

金百疋　御初穂として備（供）えらる。

金百疋　献上物仕り候に付き、御祝儀として御目録、御側役袴田但見殿より受取る。

銀弐両　御女中方へ進物仕り候に付き、小買物方石原惣助より受け取る。

同十八日御帰殿の砌（みぎり）、御門前御目見え仕り候。

（解説）

このとき布志名焼御用窯の土屋善四郎正芳、御茶屋において、御茶碗焼御用を仰せ付けられる。（土屋家『年数書』（文化十五年））

■**文化十二（一八一五）年十一月　斉恒入湯**

文化十二年亥十一月二十四日より御入湯、十二月十三日御帰殿。御出での節、御門前御目見え。同二十六日御神酒受け取る。

同十二月五日、御玉串・里芋、袴田但見殿御取り次ぎを以て献上。御吸物・御酒頂戴。同十日、御神酒受け取る。

同十二日、和多田奥八殿御代参。御初穂金百疋　銀弐両　御女中方より御心付として、小買物方より受け取る。

金百疋　献上物御祝儀として、御茶道組頭青山宋悦より受け取る。

■**文化十三（一八一六）年二月　斉恒入湯**

文化十三子年二月二十六日より御入湯。御出での節、御茶屋御門前にて御目見え。同二十八日、御神酒御台所より受け取る。同三月朔日、御代参今村唯市殿御勤め。同二月二十九日、御玉串ならびに玉子六拾、今村唯市殿取り次ぎを以て献上。同三月朔日

金百疋　小買物方石原惣市を以て下し置かる。

金百疋　同日、御側役今村唯市殿より御目録を以て献上物、御祝儀として下さる。

■**文化十三（一八一六）年十一月　治郷（御隠居）入湯**

文化十三年子十一月十日より御隠居様御入湯。同十八日、里芋・ちさ、献上。御女中方へも里芋差し出す。

銀弐両　治郷御隠居様御初穂として。御納戸奉行御代参これ有り。

金百疋　お縫殿御初穂

金百疋　お勝殿御初穂

御神酒、御台所より受け取る。献上の節、御酒・御吸物頂戴。御玉串、

御隠居様ならびに御女中両人へ十八日に差し上げる。

（解説）

治郷最後の入湯。二年後に亡くなる。この時玉造御茶屋で作ったとされる赤茶碗「曙」が伝わっている。また、製作年は不詳だが、同じく玉造御茶屋で作ったとされたる茶杓もある。

■文化十四（一八一七）年十一月　斉恒入湯

文化十四年丑十一月二十一日より同晦日まで殿様御入湯。御往来御門前御目見え仕り候。

一御神酒、御台所より受け取る。

一密柑百・つく芋献上仕り候。

一御玉串、同二十五日献上仕り候。御酒・御吸物頂戴。

一同二十九日、袴田但見殿御代参。

金百疋　御初穂。

金百疋　献上物仕り候に付き、御目録として高田右門殿より下さる。

銀弐両　御仕立所より下さる。

以上

神主　遠藤伊予　㊞

■文政二（一八一九）年十二月　斉恒入湯

（張り紙）「斉恒」　文政二年卯十二月八日より十三日まで、殿様御入湯遊ばされ、御往来御門前目見居（マヽ）仕り候。

十日

一御神酒、御台所より受け取る。

十一日

一御玉串、御献上。

同日

一干柿百献上仕り候に付き、御側役今村只市殿御受けの御挨拶にて御酒・御吸物頂戴仕る。

一同十二日御側役大川原五良兵衛殿御代参。

金百疋　御初穂

金百疋　御献上物仕り候に付き、御目録として大川原五良兵衛殿より下さる。小買物方役人を以て御仕立所へ里芋差し出す。

銀弐両　御仕立所より下さる。

（解説）

この入湯の際に作られた『御入湯御用御宿割帳』が残っている。解読文を別に掲載する。藩主の入湯の際には、『御入湯御用宿割図』とともに、家臣の宿割りのために作成された。

■天保二（一八三一）年八月　松江藩九代藩主斉貴入湯

天保二卯八月十八日より同二十五日まで、斉貴様始(初)めて御入湯。御茶屋御門前にて御出で・御帰殿両度、神主織衛有喜御目見え仕る。二十二日御神酒五合、御台所にて受け取る。同御玉串・御洗米・熨斗ならびに玉子六拾、御側役大橋造酒殿御取り次ぎを以て献上す。御同人受けの御挨拶有り。御台所において御酒・御吸物頂戴。

同二十四日御側役田中甚右衛門殿、御代参也。

神酒・洗米、甚右衛殿頂戴致さる。

御初穂金百疋　御次小買物方を以て備(供)えらる。受取書差し出す様との事にて

覚

金百疋

右代参御初穂として上より下し置かる段有難き仕合わせ、慥に神納仕り候　以上

天保二年卯八月二十四日　　玉造湯神社神主

遠藤織衛　判

御次小買物方

目次半十様

同日

百疋　献上物仕り候に付き、御祝儀として御目録御側役田中甚右衛門殿より下さる

二十五日　御帰殿、御門前御目見え仕り候

（解説）

文政二年の入湯時と同じくこの時に作られた『御入湯御用御宿割帳』が現存する。解読文を別に掲載する。現存する宿割帳はこの二冊のみである。

■天保六（一八三五）年閏七月　斉貴入湯

天保六未閏七月九日より同十五日まで、斉貴殿様御入湯。御出での時、御茶屋門前にて神主有喜御通り懸かり御目見え仕る。

十一日八ッ半時、少し雨降り御蓑(みの)にて当社へ御参詣有らせられ、御神拝御仕舞遊ばされ候て、治郷様御筆御額字御覧相済し候。外に宝物これ有る哉と御問い遊ばさるに付き、佐々木伊予守寄附の陣大鞁(鼓)御覧に入れ候処、享和元酉六月十七日治郷様御覧の時、是は大切に取り扱うべき旨、神主帯刀藤原春喜、御意を蒙(こうむ)るに付き、箱作り直し、箱の蓋に御意の趣帯刀書き記し置き候処、この度御社参の時通殿にて斉貴殿様御直に御写し遊ばされ、猶又、当社旧き社哉と御問い、鏡石御覧に付き演説申し上げる。同日御神酒五合・御前酒、御台所御塩梅方より受け取る。

同十二日、御玉串・熨斗・御洗米ならびに玉子六拾、御側役田中甚右衛門殿御取り次ぎにて献上。御同人御挨拶、御台所にて先格の通り御酒・御吸物下さる。

同十三日御初穂金百疋、御次小買物方より受け引く。同日百疋献上。御祝儀として同小買物方より受け取る。御目録、御台所にて田中甚右衛門殿より下さる

覚

金百疋

右　御社参御初穂として上より下し置かる段有難き仕合せ、慥に神納仕り候　以上

天保六　　玉造湯神社神（主）

未閏七月十三日　　遠藤織衛　判

御次小買物方

御役人衆中

右御初穂、郡方元〆大塚貞十殿より受取る

九日より十五日まで御入湯。御相応御祈祷・御神楽朝暮執行。神主藤原有喜。同十五日、御帰殿、御茶屋御門前にて御目見え仕り候。

■安政二（一八五五）年八月　松江藩十代藩主定安入湯

安政二乙卯八月十六日

定安殿様、初め(て)御茶屋へ入らせらる。御馬にて十六日四ッ時御出で、御茶屋門前にて神主織衛上下(裃)着用、御目見(え)仕る。家来小平社参、御祈祷、御神楽。四ッ半時、当社薬泉神社へ御参詣の旨仰せ出だされ、万屋(よろずや)より使者川嶋屋磯右衛門申し参る。御急ぎに付き、神酒・洗米この度御頂戴御見合せものの事也。社中庭、与頭健次郎・庄屋藤一右衛門・年寄太左衛門・同伴左衛門、人夫遣し俄に掃除。

十六日九ッ時御参詣。神主立帽子、齋服にて馬場へ出向(迎)え。つきはぎ御合羽召され、御参詣御案内申し上げる。宮坂にて神主名前御問い遊ばさるに付き、御側役米田より直に申さる。神主遠藤織衛と名前申し上げ候。通殿にて御手水、本社へ御入り、御神納御済し、御下りの時、神主悴大衛、二男仲、三男正之助御神楽執行。御玉串、御茶屋へ上下(裃)にて持参致し候えども、御立ち跡(後)にて間に合い申さず。御日帰り八ッ時御立ち。夫より直に野白御紙漉所へ御出で成らる。御紙屋中條まで罷り越し、上下着用御側役詰所へ罷り出る。御玉串・熨斗、御洗米・玉子四十八、御側役米田祖助殿御取り次ぎにて献上相済し候て罷り帰り申し候。其時、家来小平この時、御初穂物は追て遣わさるべき旨、祖助殿より申し渡さる。

八月二十二日

御玉串・玉子十一・丹波栗五ッ、内中原御側役米田祖助殿方へ

一礼

同日

御玉串・丹波栗片原御医者松村徳潤方へ

一礼

覚

一、金百疋
右湯船社へ
一、同百疋
右同所神主より献上物等いたし候に付き下さる
右八月十六日、御参詣在らせられ候に付き下さる。

右の御頭書を以て御次より呼びに参る。木村蔵一罷り出候処、別封弐急々相届け、神主より請取書取り、御次へ差し出し候様との事に候条、早々相達し候様、御取り計らい成らるべく候　以上

九月朔日　木村蔵一
成瀬信次
曽田門助
三浦源助
下郡六良右衛門様

右の通り御飛脚を以て御申し参る。則ち百疋包弐封、持ち遣わされ候間、直ちに神主へ御渡し、御受取書取り差し出さるべく候　以上

九月朔日　下郡六良右衛門
庄屋　夫一右衛門殿
年寄中

右弐百疋、卯九月朔日晩、年寄伴左右衛門忰彦左衛門持参

覚

金百疋
御社参　御初穂
同百疋　献上物に付き御祝儀として上より下し置かる段、有難き仕合せ、慥に神納仕り候　以上

安政二卯九月朔日　玉造湯神社神主
遠藤織衛　判

御次　御役人衆中様

受取書包、是を封上書きに、
御次　玉造村神主
御役人衆中様　遠藤織衛
下され物に付き請取書在中
年寄伴左衛門忰彦左衛門へ受取書相渡す

卯九月五日　餅白壱升・丹波栗、御側役米田祖助殿方へ
九月朔日、上より御初穂御祝儀物下し置かるに付き、礼かくの如し

（解説）
忌部川流域にあった乃白村は、水質が良好で紙漉きの適地とされ、藩営の御紙屋が三軒があった。「御紙屋中条」とは、そのうちのひとつ中条家をさす。他に野津家が2軒あった。

■**文久元（一八六一）年八月　定安社参**

文久元辛酉八月十四日この時、玉造年寄伴左衛門を以て御帰殿懸け、御社参仰せ出ださる。

御太守定安様、俄に御越しに付き、御社参在らせられ、御神酒・御洗米御頂戴成さる。夫より直に布志名永原与蔵方へ御越し有り。御玉串・御洗米・玉子弐拾献上。御側役赤木隼太様・瀬田勇之進様御取り次ぎを以て差し出す。

神主

遠藤大衛寛喜

（解説）

「永原与蔵」は、布志名焼の窯元で二代目。建定と号す。初代の父与蔵順睦が窯を開き、松江藩の御用窯となる。

藩主が永原方を訪問したこのときの記録は『年数書永原分写し』（土屋幹雄氏蔵）に次のように記されている。

「一文久元酉八月十四日、殿様入らせられ、焼物細工ご覧に入れ奉り候。御緩座遊ばされ、献上物等も仕り候に付き、お心付けとして、金弐百疋下し置かれ候。」

■**文久元（一八六一）年十月　定安の先の社参に伴う御初穂など到来**

同十月五日、御社参に付き、御初穂物到来、左の通り。

玉造湯船社神職中　御次小買物方　書状左の通り。

手紙を以て御意を得候。先達（せんだっ）て

殿様湯船社へ御社参在らせられ候に付き、御備（供）物且つ貴様より献上物致され候に付き下され共、右の通り持たせ差し遣わし候。

一百疋　御備（供）

一百疋　献上物致され候に付き下さる

右、御意を得べきため、かくの如く御座候　以上

十月五日

右御次より直（じか）飛脚御小人を以て仰せ付けられ、則ち請取書差し出し候との儀に付き、請取書左の通り。

覚

金百疋　御社参　御初穂

同百疋　献上物に付き御祝儀として上より下し置かる。有難き仕合せ、慥に神納仕り候　以上

玉造村湯神社神主

遠藤大衛　判

御次御役人衆中様

右の通り請取書包上封書左の通り

御次　玉造村神主

御役人衆中様　遠藤大衛

下され物に付き請取書在中

御飛脚御小人へ　　酒・中飯(昼)差し出す

祝儀として札壱匁遣わす。

九月二十四日　御社参御礼のため餅弐重

瀬田勇之進様へ仲を以て差し出し置く

（解説）

「直飛脚」は、直接出す飛脚。「札」は藩札のこと。

■元治二（一八六五）年二月　母里藩十代藩主直哉社参

元治二年丑二月十八日

母里殿様

湯神社御社参在らせられ、御神酒、御洗米等御頂戴。奉幣申し上げ、宝物など御問い遊ばされ、神主寛喜より宝物の次第演説申し上げる。御急ぎに付き、御覧無し。御旅館まで御帰着成られ、御神楽退下仕る。湯町面白御小休所より御初穂金百疋、玉造万屋まで御飛脚到来。夫(それ)より林村庄屋夫助私宅まで持参仕る。則ち受取差し出し候様との儀に付き、左の通り

覚

金百疋　御社参御初穂として備(供)えられ、有難き仕合せ。慥に神納仕候　以上

意宇郡玉造村

湯宮(ゆのみや)神主

遠藤大衛(おおえ)　判

則ち林村庄屋夫助へ相渡し申し候

同十九日、松江京見せ(店)京屋御本陣に付き、御玉串・御守・御洗米、二男仲之助を以て、献上仕り候らい畢んぬ。

この時、殿様御歳十七才に成らせられ、至て御美男様と風説御座候

（解説）

「母里殿様」は、松江藩の支藩母里藩の第十代藩主松平直哉(なおちか)。母里藩は、寛文六（一六六六）年本藩から一万石で分封。安来市伯太町西母里に本拠を置く。江戸定府の大名で、十代藩主のこの年の帰国が唯一の例と言われる。

■慶応三年（一八六七）四月　若殿弐当麿社参

慶応三年卯四月十五日

若殿弐当麿様　御社参有らせらる。

同月、稲荷社へ、同日(ママ)有らせらる。

当分御初穂として金壱朱、両社へ御備(供)え下し置かる。献上物は卵子三十献上物仕り候に付き、金百疋御側役南田町津田豊之助様御取り次ぎにて下さる。御同役母衣町中之町棚橋勘之助様。

同月十九日、御玉串・御洗米・御守玉三つ

一 青玉　壱つ
一 赤玉　壱つ
一 白玉　壱つ

〆　この文に曰く

右、智仁勇三徳守護の神玉。則ち御無病御長生の御身守りの玉として献上仕り候。そもそも玉造玉の儀は、天之櫛明玉命(あめのくしあかるだまのみこと)、天照大神の大身守りの御頸(くび)玉を造り玉ひ(給)ならびに岩戸開けの時も御統(みすまる)の玉を造り玉う。この玉三種神宝の一つに御座候。この古(故)実に依(よっ)てこの度、智仁勇三徳御守護のため三玉献上仕り候。そもそも当節柄ことに御身心御堅固を以て祈り奉るべき御時節と存じ奉り候余り、則ち天之櫛明玉命の大前に右三玉を備(供)へ奉り精儀を抽(ぬき)んで奉り、謹んで献上仕り候間、何とぞ常々御身に懸け玉ひ、天照大神の御頸玉にあやかり、目出度く神力の御加護を御受け遊ばさるべき旨、伏して祈り奉り候

四月　　玉造湯神社神主　遠藤大衛

御玉筥(はこ)は桐の木にて、長さ五寸、横四寸位、高一寸

筥の上書に玉作社神宝御守　錦□にて包む

右の通りにて認(したた)め、御側役津田豊之助様御宅まで差し出す。慥に預り、御披露申し上ぐべしとの事に候。この時家来松平、右前文の通り御玉串献上仕り候に付き、同五月四日、新御殿より御飛脚を以て銀弐枚、御会釈として下し置かる。有難き仕合せ、慥に神納仕り候。則ち受取書左の通り差出す。

覚

銀弐枚

右、若殿様へ献上物仕り候に付き、御会釈として下し置かせらる。恐悦至極に頂戴奉り候。右御礼申し上げ度(た)く、かくの如くに御座候恐惶(きょうきょう)謹言

玉造湯神社神主
遠藤大衛

五月四日

新御殿
御元〆様

（解説）

「若殿弐当（等）麿」は、九代藩主斉貴の長男で、隠居後に生まれた。定安の正室凞姫の実弟。後直応(なおたか)と名を改める。安政二年定安の養子となり、明治五年家督を継ぐ。

「会釈として」は挨拶としての意。

■明治三（一八七〇）年九月　弍当麿入湯

明治三午九月三日御国廻りに付き、当御茶屋御泊り。神詞懸（かかり）御役人御用状到来。

同君弍当麿様事従五位様、明四日御出懸け、稲荷・湯神両社へ御参詣。宝物も御覧遊ばさるべき旨、尤も右に付き洗米は別段、御玉串類を始めその外献上ものは一切御受納在（あ）らせられざる由をも仰せ出だされ候条、この段承知知（衍カ）、万々先格の趣を以て取り計らい有るべく候　以上

九月　　野津武三
　　伊藤文七

遠藤大衛様

従五位様

湯神社
稲荷神社　御参詣　　御初穂　金弍百疋御備（供）

百疋に付き、弍貫五百文づつ

宝物玉の由緒一々御聞き遊ばされ、御神酒・洗米御頂戴

覚

湯神社・稲荷神社両社御社参。御初穂として、金弍百疋御備（供）え在らせられ、慥に神納仕り候　以上

玉作湯神社神主
遠藤大衛　判

御次御役人様

（新裏表紙）

本御入湯日記は
大正四年、同十四年の御社格昇進出願の節、御由緒調査上最も貴重なる資料となりたるに付き、永久保存するの目的と、且つ又、祖先帯刀の霊に感謝の微意を表せんが為、更に表装を新にしたる也

大正十四年十二月十七日

社掌
遠藤貴愛　㊞

旧表紙

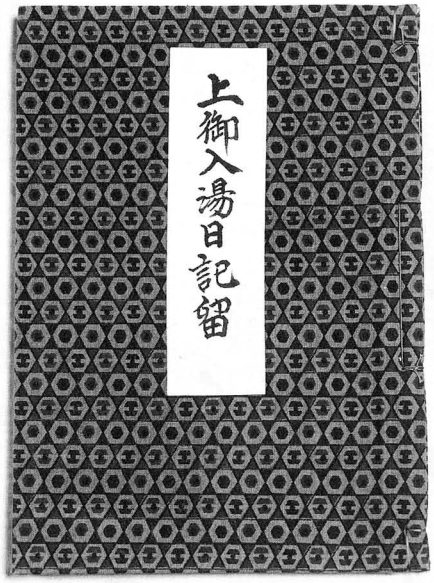

新表紙

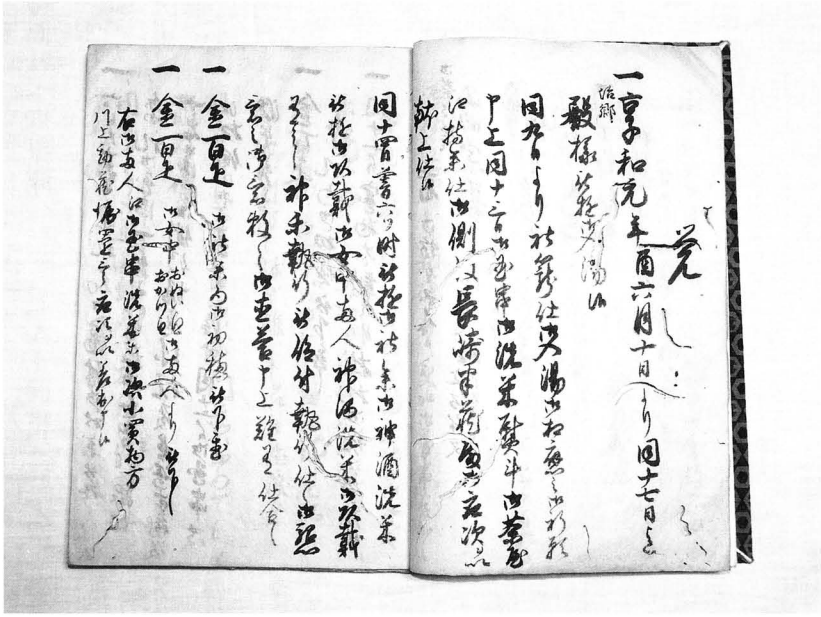

享和元年（1801）

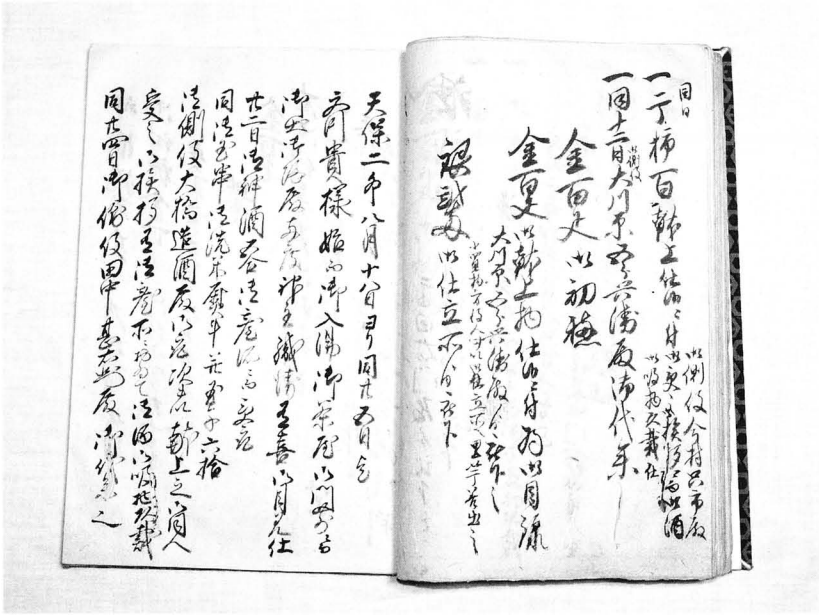

天保2年（1831）

御入湯御用御宿割帳

■文政二（一八一九）年十二月

（表紙）

文政二卯十二月
御入湯御用御宿割帳
与頭和右衛門　控

一　御除場　清岩寺

一　脇坂十郎兵衛様　孫三郎
下七人　長屋弐軒
八日より

井上長五良殿　徳十
七日昼より　継足長屋

一　乙部次良兵衛様　太十
下弐人　居宅
八日より

一　和多田奥八様　同人
大河原五良兵衛様　長屋
下四人
八日より

玉井官蔵様

一　重村与一兵衛様　定十
横田勘右衛門様
板倉喜右衛門様
下四人
八日より

小倉忠蔵様
中根平七良様
奈倉群次良様
本多権八様
石原賢次様　東七
一　山中猪之助様　居宅
田染藤弥様
〔長谷川扇平様〕
戸田藤馬様
徳永隣助様
田口龍八良様
下拾壱人〔拾弐人〕
八日より

一　高橋紋右衛門様　弥惣次
下四人
八日昼より九日昼迄

岡本瑞庵様
北尾玄昌様　東七
長屋弐軒

一　千酌寿貞様
井口寿軒様
森嶋甫山様
下六人
八日より

一　高村作右衛門様　東七
渡部祖右衛門様　東長屋
下弐人　上ノ間
八日より

赤井長助様

一　村嶋喜左衛門様　八良兵衛
酒井昌之助様
下三人
八日より

外　御駕道具持弐人
八日夕より

石飛清重様　八日昼より　甚七
一園山藤平様　東長屋
船越善助様　次ノ間
下三人

一井原廣助様　藤八
下壱人　下長屋
八日夕より

原長左衛門様
一日野武八良様　甚蔵
山内□（暁カ）右衛門様
森田彦右衛門様
下弐人
八日夕より

（付紙）
棚橋大象様
長谷川扇平様　下弐人　十日より

藤岡龍七様　八日昼より
下壱人

加田林助殿　七日夕より　為蔵
一廣瀬柳助殿
松本次兵衛殿　八日昼より
下壱人

外ニ下男八人
内壱人　七日夕より
七人　八日昼より

一布志原林蔵殿
片山平蔵殿　七日夕より　藤蔵
下壱人

外ニ下男四人　七日夕より
高村順茶様　八日昼より
下壱人

横見雷雲様
山根宗香様
一四方田光悦様　徳十
森田宗納様
及川米水様
下壱人
八日昼より

多久和道斉様　八日昼より
一中嶋悦加様
渡部専斉様　同人
園山半一様　長屋
下壱人　八日昼より

山延丈知様　八日朝より〔七日夕より〕
一青山友茶様　七日夕より
江角丈立様　八日朝より　文助
青木順清様　七日夕より
下壱人　七日夕より

青木宗立様　八日昼より
一曽田清三様　八日昼より　覚五良
今岡徳悦様　八日昼より　二階
下壱人　八日昼より

（付紙）
一土屋平八郎様　覚五良後
下壱人　六畳
十日より

一竹内文太様　同人中門
下壱人　彦十居宅
十日昼より十一日朝迄

一御仕立所　茂八
村上八右衛門殿　八日昼より　居宅
外ニ□□小使五人　内壱人　七日夕より
四人　八日昼より

佐々木猪之助殿
下壱人　八日より

一　石原惣助様
泉徳三良様
下壱人　八日昼より　甚七　西長屋

一　岡惣右衛門様
下壱人　七日昼より　惣四良　東長屋

一　永岡勇八殿　喜十

人見祖助殿
一　中村惣助殿　忠兵衛
中村政助殿
下三人　八日夕より

吉田浮木殿　覚五良
一　高橋麻中殿　居宅
〔佐々木猪之助殿〕　御台所仕出之由
下弐人〔三人〕　八日より

押方
三増庄三殿
鈴木作蔵殿　八日夕より

御番方
武部嶌右衛門殿　惣四良
一　〔三増庄三〕　西長屋
大谷善兵衛殿
松下連八殿
原祐助殿　八日〔七日〕昼より

御駕入所
一　奥伝兵衛殿　八日昼より　東七
御手廻り者　三人　八日夕より　店
御釜屋者　弐人　八日昼より

一　御駕御添人四人　茂左衛門
八日夕より　部屋

一　御手水所毛坊主　弐人　喜三良
八日夕より　居宅
御次定小使　六人
八日夕より

御納戸毛坊主弐人内壱人　八日昼より
壱人　八日夕より　茂左衛門

一　御扈従毛坊主弐人　内壱人　八日昼より　居宅
壱人　八日夕より

御茶道定渡　弐人　七日夕より
御多葉粉盆方　壱人　八日昼より

一　御花畑者　弐人　八日夕より　為蔵居宅
油屋　壱人〔手賄〕　店
八日昼より

魚屋
一　八百屋　通ひ之者弐人　甚七
御台所手伝五人　居宅
八日より

一　御茶道方　茂八
西長屋

一　御納戸明道具入所　徳十
東長屋

一　小使部屋　茂八
東長屋

一　御仕立所御駕籠入所　嘉七

一　御次駕籠入所　徳右衛門

一　所々明御道具入所　茂左衛門
　　長屋
一　万屋　孫三良
一　仕出し宿　惣四良
□□
一　西田徳次様　孫三良
　　七日夕より
一　御仕立所　御駕入所　恵左衛門
　　御駕籠余分　参詣入用

■天保二（一八三一）年八月

（表紙）

天保二卯八月
御入湯御用御宿割帳
久右衛門　控

一　御除場　清岩寺
一　望月円次様　三良左衛門
　　大長屋
　　弐軒
　　細田平四郎様　伴十
　　継足長屋
一　桜井又市様　甚七長屋
　　中根犀蔵様　二階
一　鮫嶋孫右衛門様　太十
　　居宅

一　早苗八郎様　太十
　　和多田奥八様　長屋
　　井内有兵衛様
一　奈良軍左衛門様　定十
　　内海佐次様　居宅
　　米田庄右衛様　二階共
　　間瀬源蔵様
　　野沢啓宅様
　　池田武八様
　　伊東三十郎様　東七
一　祝多門様　居宅
　　榊源八郎様　二階共
　　小倉為之丞様
　　池田慎七様
　　長尾庫次郎様
　　岡本八百之助様
一　橋本伝蔵様　弥三次
一　高橋貞元様　東七
　　千酌寿貞様　長屋
一　平山元庵様　弐軒
　　祖田昌益様

小田半助様
渡部祖右衛門様　茂八
一　稲塚和右衛門様　居宅
小田源次郎様
高山覚之助様
園山藤平様

水谷勘右衛門
一　永田平八様　為蔵
石井慶蔵様
田中弥三助様
外　下男八人

一　内部□平様　茂八
下長屋

田中甚助様
一　戸松慶太郎様　惣右衛門
仲田八十八様
沢信一郎様
下弐人

一　高村順茶様　伴十
居宅

多久和道斉様
一　中嶋一加様　同人長屋
加藤青雲様　西方
浜田黄斉様

川上柳佐様
一　青山友茶様　文助
藤田慶佐様　居宅
太田祝巴様
下壱人

井上伴亀様
一　三木文良様　覚五良
田原長閑様　居宅

一　目次□十様　甚七
下壱人　東長屋

一　高橋順蔵様　和七長屋
東之方

永江台七殿
伊藤伝三郎殿
青戸源之丞殿　同人
一　原□之助殿　長屋
野津増太殿
渡部友之助殿

野津覚大夫様
一　吉川唯七殿　喜十
中村作蔵殿
松本宗内殿

一　御作事所　甚七
居宅

御駕入所
一　御手廻小頭中　東七
御手廻　四人　店弐間
御釜屋者　弐人

御台所御膳屋
一　小山恵蔵殿
松原猪平次殿　藤蔵
下男　四人

御同所
一　御台所手伝御小人　五人
魚　屋　通ひ之者　弐人　儀七
八百屋

御納戸毛坊主　弐人
御扈従毛坊主　弐人　茂左衛門
一　御多葉粉盆方　居宅
（御茶道定渡　弐人
御駕御添人　六人

一　御花畑者　弐人　為蔵
油方　壱人　店之間

一　御手水所毛坊主　弐人　喜三良
御次定小使　六人　居宅

一　御茶道方　茂八
西長屋
南之方

一　小使部屋　同人
西長屋
北之方

一　御納戸明御道具入所　伴十
長屋東ノ方

御次様

一　御駕籠入所　清右衛門

一　下々明御道具入所　茂左衛門
長屋

一　万屋　三良左衛門
居宅

一　仕出方　和七
居宅

布志名村
永原与蔵殿　覚五郎
一　善六　居宅
御立山次助

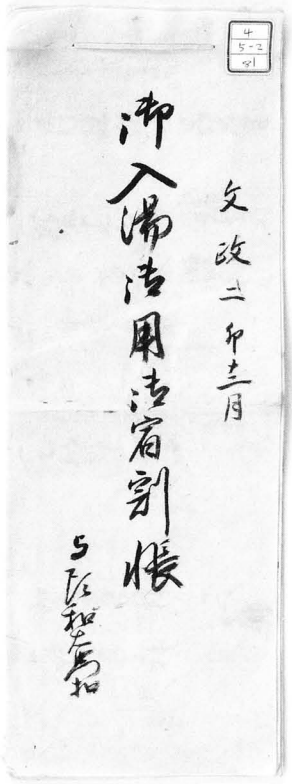

表紙（文政2年12月）

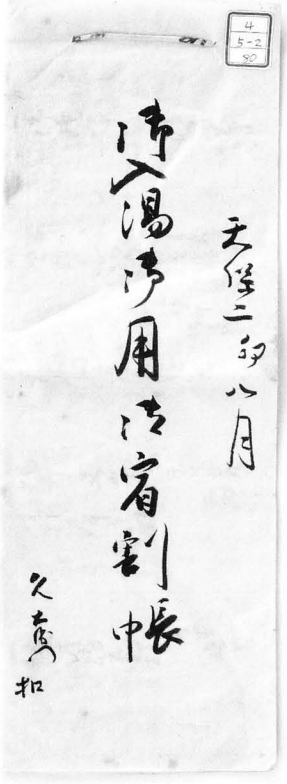

表紙（天保2年8月）

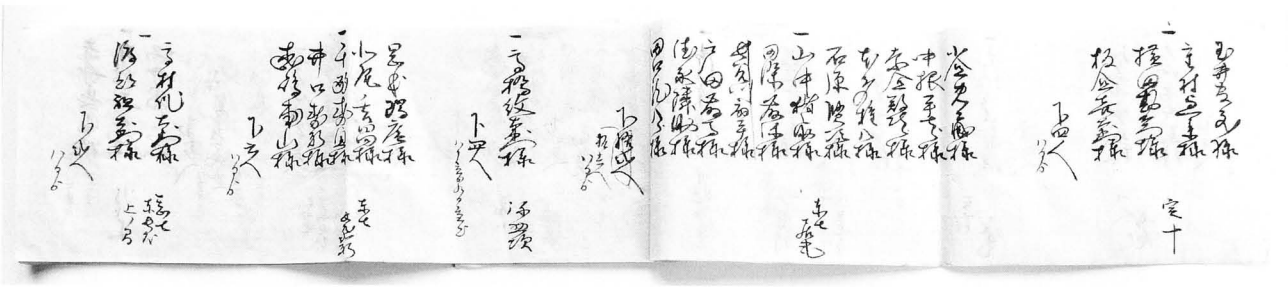

宿割帳の内容（文政2年12月）

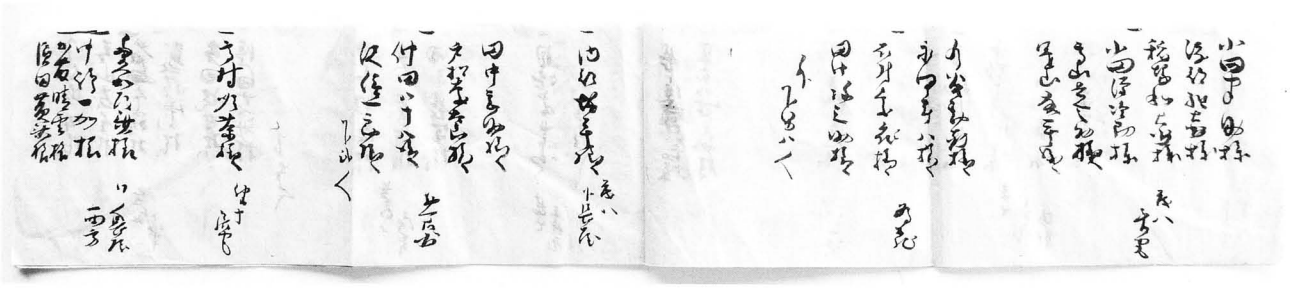

宿割帳の内容（天保2年8月）

御入湯御用宿割図全体写真（区分図）

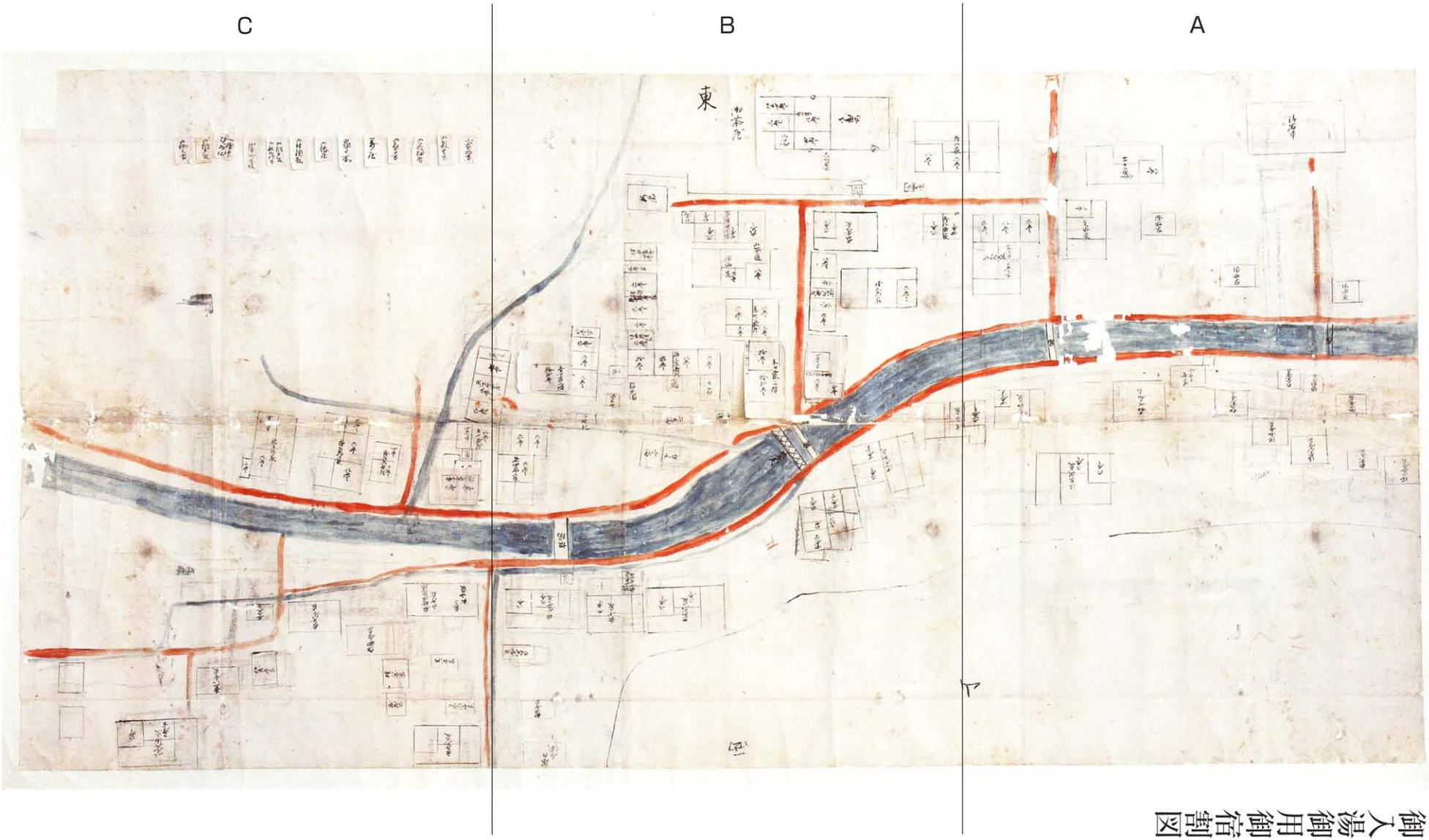

A

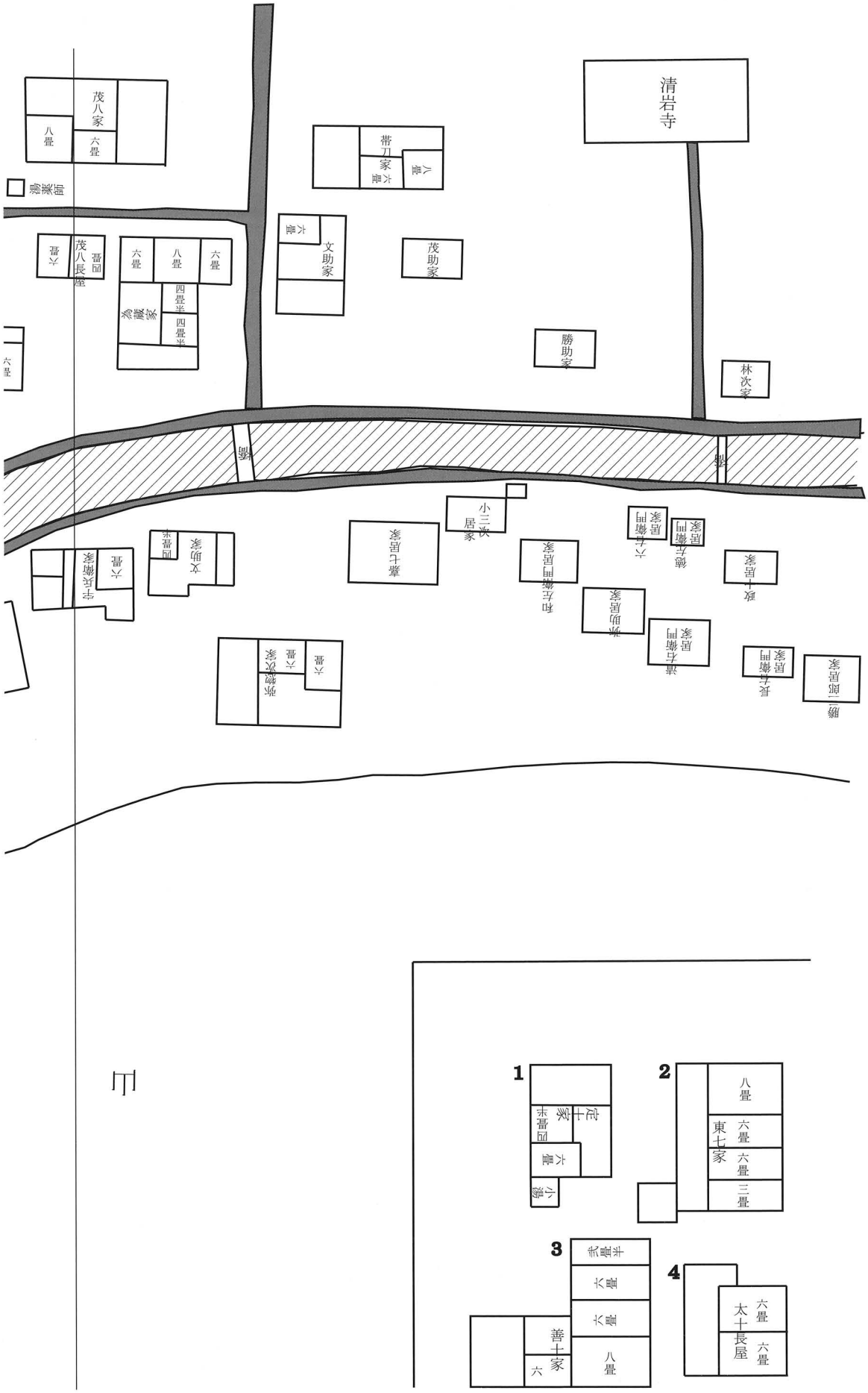

※点線および番号は二階部分を示す

B

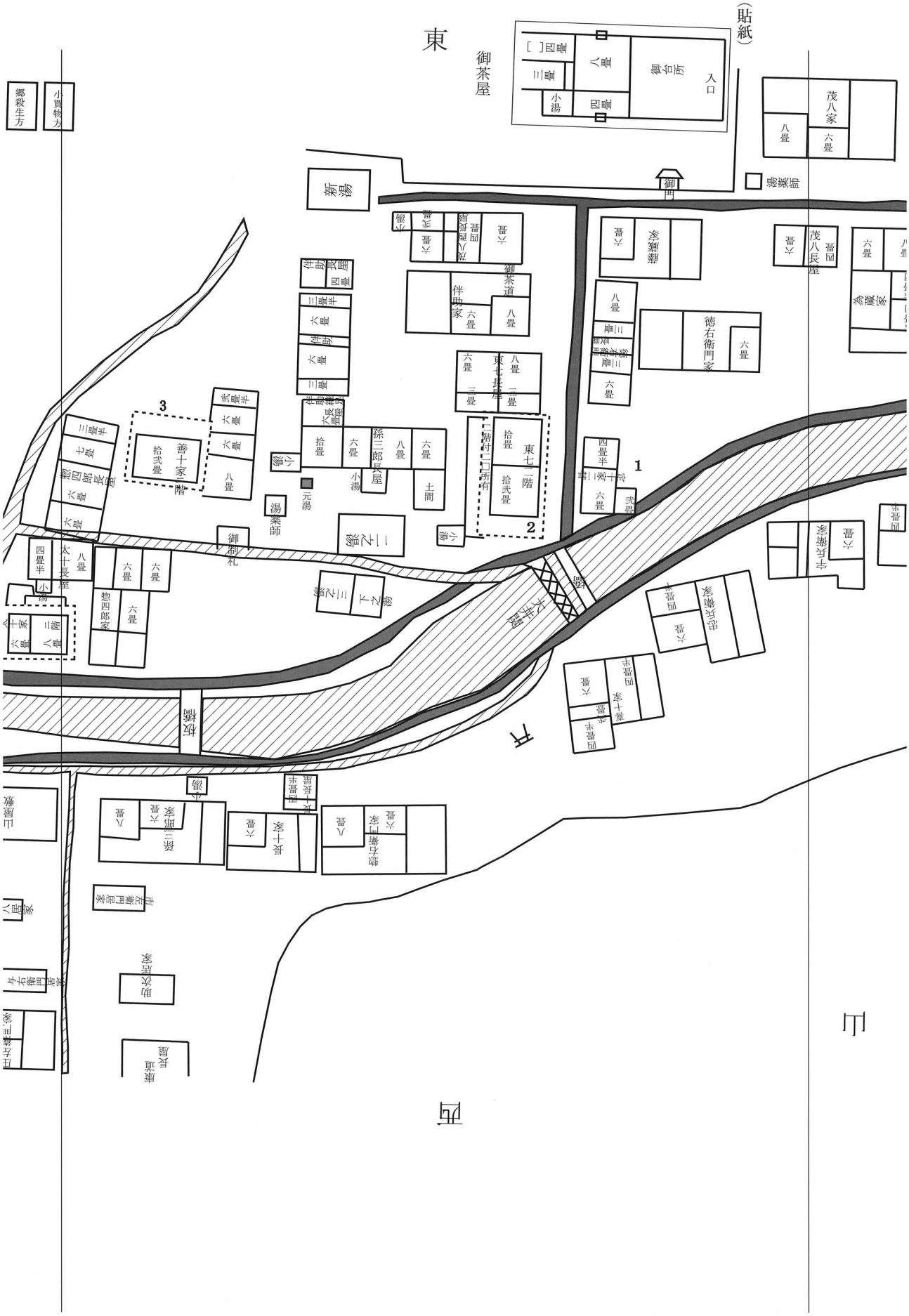
東
西
北
御茶屋
御台所
入口
(貼紙)
新湯
御門
湯薬師
御茶道
伴助家
東七長屋
東七二階
拾弐畳
善十家二階
拾畳
孫三郎長屋
小湯
元湯
湯薬師
御制札
一之湯
二之湯
三之湯
下之湯
大井関
橋
徳右衛門家
茂八家
茂八長屋
為蔵家
宇兵衛家
弘兵衛家
惣四郎家
太十長屋
郷殺生方
小買物方
1
2
3

C

御伽之者
御納戸衆
御給師
焼物師
郷方吟味役
御納戸衆
御医師方
仰付頭取
郷椿屋
御作事所
万屋
御鷹方
御花畑者
郷殺生方
小買物方
新蔵家
茂左衛門家
茂左衛門長屋
太十長屋
惣四郎家
太十家
二階
4

御入湯御用宿割図部分写真

役職名の書かれた短冊（元は、宿泊する部屋に貼付けされていた）

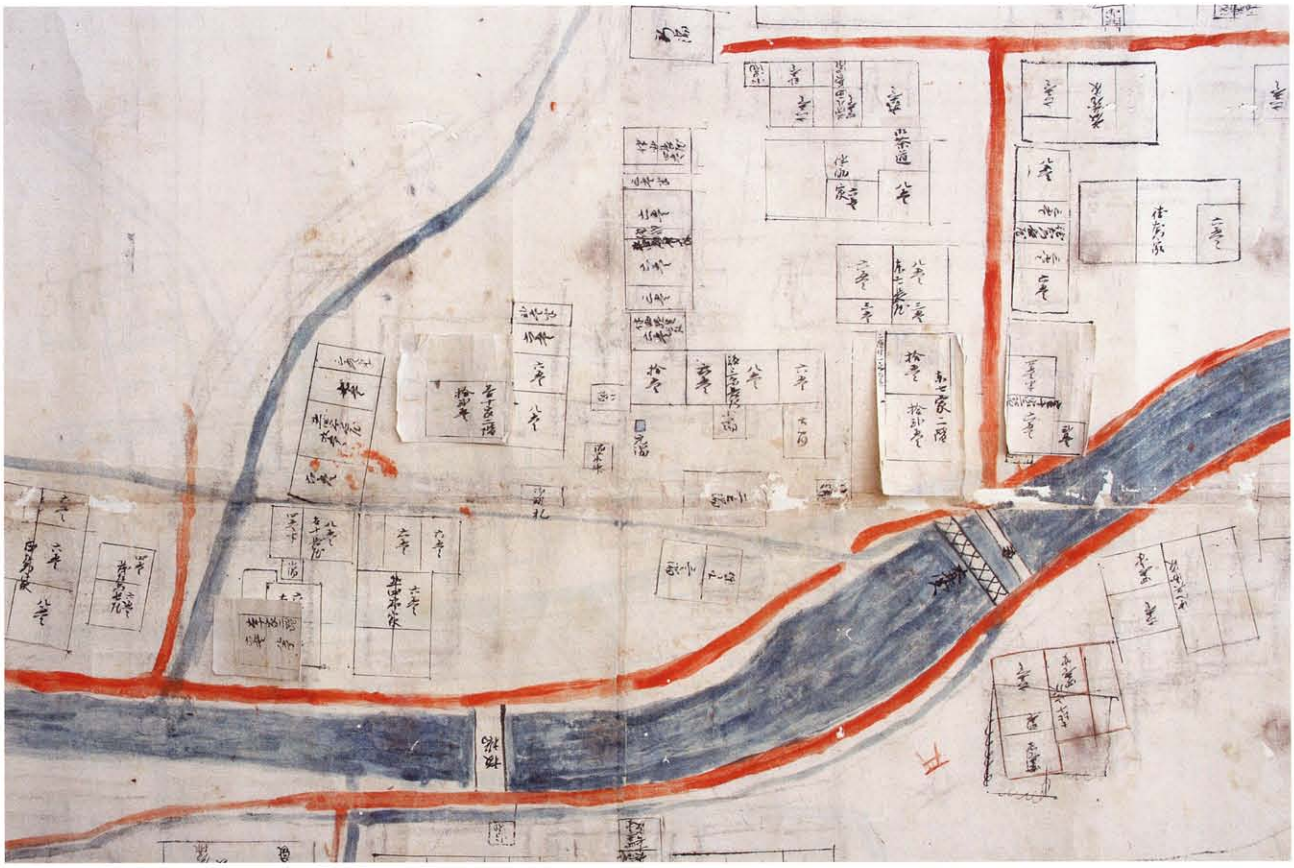

元湯付近（元湯を中心に共同浴場、御制札、湯薬師堂など描かれている）

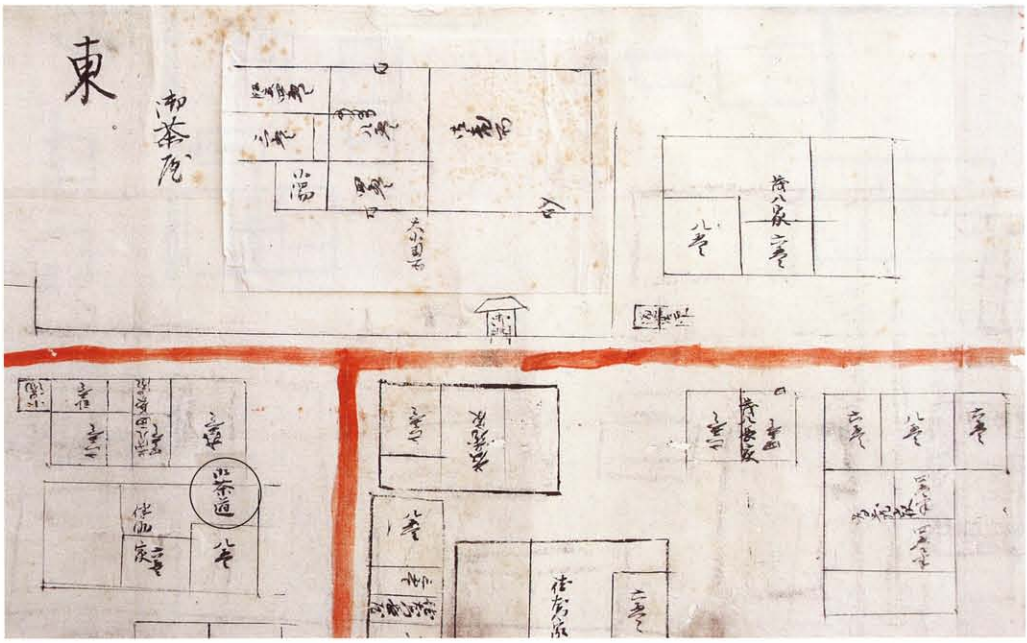

御茶屋付近（１枚だけ貼付けたまま残った短冊が見える。○で囲む）

『上御入湯日記留』による藩主入湯関係年表

和暦	西暦	月日	記事	当代神主	備考
明和3	1766	9月12日	御茶屋建立の節、地鎮祭	遠藤帯刀藤原春喜	帯刀9歳の時
明和4	1767	11月27日	治郷第７代藩主となる		
寛政11	1799	11月4日～12月1日	治郷弟、蒔田六毛入湯		
寛政12	1800	2月12日～25日	治郷入湯	遠藤帯刀	
享和元	1801	6月10日～17日	治郷入湯。		
同	同	11月11日～25日	治郷入湯		
享和3	1803	6月7日～15日	治郷入湯。側室お勝殿安産の御守り献上	遠藤帯刀	
同	同	11月3日～23日	治郷入湯		
同	同	11月23日	治郷側室二人より、治郷御筆寄進		「湖南玉造薬泉神社」
享和4	1804	1月23日～30日	治郷入湯、御筆を神額に仕立てる	遠藤帯刀	
文化2	1805	6月12日	治郷側室お勝、幾千姫出産		
同	同	8月10日～23日	治郷入湯		
文化3	1806	3月11日	治郷隠居し、斉恒第8代藩主となる		
文化4	1807	10月17日～29日	斉恒初めて入湯		
文化5	1808	2月4日～2月11日 2月17日～2月24日	斉恒入湯。末次大火のため俄に御帰城 斉恒、またまた入湯		
同	同	4月10日～4月18日ヵ	治郷（隠居）入湯		
文化6	1809	10月15日～10月23日 10月25日～11月12日	斉恒入湯。亥猪の祝いのため、一時帰城		
文化7	1810	2月4日～18日	斉恒入湯		
文化8	1811	9月28日～10月5日	斉恒、仁多・飯石へ視察の帰りがけ入湯		
文化10	1813	10月15日～20日ヵ	斉恒入湯		
同	同	閏11月16日～12月3日	斉恒入湯		
文化11	1814	2月10日～2月18日	斉恒入湯		
文化12	1815	11月24日～12月13日	斉恒入湯		
文化13	1816	2月26日～3月1日ヵ	斉恒入湯		
同	同	11月10日～18日ヵ			茶碗「曙」を作る
文化14	1817	11月21日～晦日	斉恒入湯	遠藤伊予	
文政元	1818	4月24日	治郷没		
文政2	1819	12月8日～13日	斉恒入湯		宿割帳あり
文政4	1821	11月16日	遠藤伊予没（32歳）		
文政5	1822	3月23日	斉恒没		
同	同	5月23日	斉貴第９代藩主となる		
文政9	1826	7月19日	遠藤帯刀没(69歳)		
天保2	1831	8月18日～25日	斉貴、初めて入湯	織衛有喜	宿割帳あり
天保6	1835	閏7月9日～15日	斉貴入湯	遠藤織衛	
嘉永6	1853	9月5日	定安10代藩主となる		
安政2	1855	8月16日	定安はじめて入湯。日帰りヵ。	遠藤織衛有喜	悴大衛
安政4	1857	1月17日	遠藤織衛没(54歳)		
文久元	1861	8月14日	定安、御帰殿の途次、俄に社参	遠藤大衛寛喜	
同	同	10月5日	定安から先の社参にかかる御初穂など到来	遠藤大衛	
文久3	1863	3月14日	斉貴没		
元治2	1865	2月18日	母里藩主松平直哉社参	遠藤大衛	
慶応3	1867	4月15日	若殿弍当麿社参	遠藤大衛	
明治2	1869	6月17日	定安松江知藩事となる		
明治3	1870	9月3日～4日	弍当麿入湯	遠藤大衛	
明治4	1871	7月14日	廃藩置県。定安、松江知藩事を免ぜらる		

*玉作湯神社神主の没年は玉作湯神社の資料によった

報　告　書　抄　録

ふりがな	しせきいずもたまつくりあと　みやのかみちくはっくつちょうさほうこくしょ
書　　名	史跡出雲玉作跡　宮ノ上地区発掘調査報告書
シリーズ名	松江市文化財調査報告書　第124集
編著者名	赤澤秀則、丹羽野輝子、勝部　衛、松本美和子
編集機関	松江市教育委員会
所　在　地	〒690-8540　島根県松江市末次町86 0852-55-5284
発行年月日	西暦2009年3月27日

所収遺跡名	所　在　地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m^2	調査原因
		市町村	遺跡番号					
出雲玉作跡（いずもたまつくりあと） 宮ノ上地区（みやのかみちく）	島根県松江市玉湯町玉造495、495-1、495-2、495-3、495-4、495-5、503-1、504-1、504-2、504-4、505-2、506-3、506-10	32201	G1-3	35°24′51″	133°0′40″	20060914～20070131	355	史跡整備のための確認調査（国庫補助事業）

所収遺跡名	種　　別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
出雲玉作跡 宮ノ上地区	玉作跡 松江藩御茶屋跡	古墳時代～中世 江戸時代	古墳時代包含層 近世礎石建物、浴室遺構、苑池、石垣	碧玉原石、碧玉剥片、勾玉未製品、管玉未製品、弥生後期土器、土師器、須恵器、陶磁器、茶臼	玉作遺跡 松江藩主御茶屋および浴室遺構

松江市文化財調査報告書　第124集

史跡出雲玉作跡　宮ノ上地区発掘調査報告書

2009年３月

発行　松江市教育委員会
〒690-8540　島根県松江市末次町86

印刷　有限会社太陽平版